

# 高知市環境白書

令和7年度版

みんなで未来につなげよう！  
豊かな自然と人が共生する  
持続可能なまち 高知



環境維新・高知市  
マスコットキャラクター「ケーちゃん」

高知市

この白書は、高知市環境基本条例に基づく年次報告書として、令和5年3月に策定した第三次高知市環境基本計画に沿った構成とし、本市の環境の状況、並びに、市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を中心にとりまとめています。

# 目 次

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 第1章 高知市の概況.....                    | 1   |
| 1 沿革.....                          | 1   |
| 2 自然的条件.....                       | 1   |
| 3 社会的条件.....                       | 3   |
| 第2章 総合的な環境行政の推進.....               | 7   |
| 1 高知市の環境行政.....                    | 7   |
| 2 環境行政の体制.....                     | 8   |
| 3 高知市環境基本条例.....                   | 12  |
| 第3章 第三次高知市環境基本計画.....              | 14  |
| 1 計画策定の背景・目的.....                  | 14  |
| 2 計画の基本的事項.....                    | 14  |
| 3 目指す将来の環境像.....                   | 15  |
| 4 施策体系.....                        | 16  |
| 5 計画の推進.....                       | 17  |
| 第4章 施策及び環境の状況.....                 | 18  |
| 基本目標1 自然環境との共生.....                | 18  |
| 施策1 清流がつなぐ森・里・海との共生.....           | 18  |
| 施策2 豊かな生きものの保全.....                | 23  |
| 基本目標2 循環型社会の形成.....                | 27  |
| 施策3 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進.....      | 27  |
| 施策4 安全安心な廃棄物処理の推進.....             | 30  |
| 基本目標3 地球温暖化対策の推進.....              | 39  |
| 施策5 脱炭素型のくらし・まちづくり.....            | 39  |
| 施策6 再生可能エネルギーの活用.....              | 47  |
| 施策7 気候変動への適応.....                  | 50  |
| 基本目標4 生活環境の保全.....                 | 51  |
| 施策8 良好な大気・水環境などの保全.....            | 51  |
| 施策9 美しく魅力あるまちの形成.....              | 59  |
| 基本目標5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり..... | 64  |
| 施策10 未来につなげる人づくり.....              | 64  |
| 施策11 自然と人、人と人が共生する地域づくり.....       | 71  |
| 資料編.....                           | 72  |
| 1 指標の状況.....                       | 72  |
| 2 環境の状況.....                       | 74  |
| 3 各種条例.....                        | 90  |
| 4 環境年表.....                        | 166 |

# 第1章 高知市の概況

## 1 沿革

本市は、土佐24万石の藩主山内家の城下町として発展してきた都市である。

明治22年に市制が施行された当時は、人口2万1,823人、面積2.81km<sup>2</sup>であったが、その後多くの自治体を編入合併し、現在は市域が309.00km<sup>2</sup>に広がり、人口は約31万人となった。

市街地は、昭和20年7月の戦災により中央地域のほとんどを焼失し、加えて翌21年12月の南海地震により甚大な被害を受けたが、戦災復興都市計画事業を中核に、周辺部は都市開発事業、新市街地整備区画整理事業等により現在の姿に成長した。

本市は、高知県の県都として産業・経済・教育・文化の中核的役割を担う地方中核都市であり、平成10年4月に四国で初めて「中核市」に移行した。

そして平成17年1月には、鏡村・土佐山村と、平成20年1月には春野町と合併したことにより、都市部、中山間地域、田園地域、臨海部がバランスよく調和し、鏡川と仁淀川という2つの清流を有する「森・里・海のまち」として生まれ変わった。

## 2 自然的条件

四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。土佐の標高は総体的に低く、東・南部の湿地帯は-1.0m、市中心部の県庁前が3.0m、西部の旭駅前が6.2m、筆山公園117.9m、正蓮寺330~350m、北方山岳地帯が400~1,200mである。毎年夏から秋にかけて台風の襲来がたびたびあるなど雨量が多く、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市である。

また、市内には、東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒と「3」が6桁も続く地点が存在し、環境の保全を訴えるシンボルとして、「地球33番地」のモニュメントが建てられている。

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 東 経  | 133度31分53秒            |
| 北 緯  | 33度33分32秒             |
| 東西最長 | 21.49km               |
| 南北最長 | 24.83km               |
| 面 積  | 309.00km <sup>2</sup> |

(世界測地系経緯度表示による)



## ● 気 象

本市の気象は温暖多雨であるものの、年間日照時間が長く、太陽が輝く明るい街である。

### (1) 気 温

(単位 °C)

| 区 分   |    | 1月   | 2月   | 3月   | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 全年   |
|-------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 26～5年 | 最高 | 20.3 | 23.4 | 25.6 | 27.2 | 30.9 | 32.5 | 36.9 | 37.8 | 37.3 | 32.0 | 27.0 | 22.8 | 37.8 |
|       | 最低 | -4.5 | -4.6 | -1.6 | 2.7  | 7.4  | 13.6 | 19.4 | 18.8 | 14.2 | 7.9  | 2.4  | -3.5 | -4.6 |
|       | 平均 | 7.1  | 8.0  | 12.2 | 16.3 | 20.2 | 23.2 | 27.0 | 28.2 | 25.3 | 20.2 | 14.7 | 8.9  | 17.6 |
| 6年    | 最高 | 19.3 | 21.4 | 25.7 | 28.1 | 30.9 | 30.9 | 37.7 | 37.5 | 34.6 | 30.5 | 27.0 | 21.2 | 37.7 |
|       | 最低 | -2.9 | 1.1  | -0.7 | 9.7  | 10.3 | 15.2 | 23.5 | 24.3 | 20.1 | 15.4 | 5.0  | -0.6 | -2.9 |
|       | 平均 | 8.3  | 10.5 | 11.3 | 18.1 | 20.0 | 23.2 | 28.8 | 29.7 | 27.7 | 22.6 | 15.9 | 8.2  | 18.7 |

(市政あんない)

### (2) 降水量

(単位 mm)

| 区 分 | 26 ～ 5年 |       |       | 6年    | 区 分 | 26 ～ 5年 |         |         | 6年      |
|-----|---------|-------|-------|-------|-----|---------|---------|---------|---------|
|     | 最 高     | 最 低   | 平 均   |       |     | 最 高     | 最 低     | 平 均     |         |
| 1月  | 153.0   | 23.0  | 69.1  | 15.0  | 8月  | 1,561.0 | 92.0    | 454.8   | 371.5   |
| 2月  | 219.0   | 37.0  | 94.1  | 153.0 | 9月  | 712.5   | 199.5   | 361.2   | 117.0   |
| 3月  | 286.0   | 52.5  | 187.4 | 249.0 | 10月 | 428.5   | 30.0    | 182.1   | 199.0   |
| 4月  | 464.0   | 138.0 | 252.7 | 244.0 | 11月 | 229.5   | 20.5    | 105.1   | 133.0   |
| 5月  | 411.0   | 127.5 | 250.8 | 505.5 | 12月 | 315.0   | 24.5    | 96.2    | 0.0     |
| 6月  | 492.0   | 212.0 | 362.9 | 366.5 | 年間  | 3,658.5 | 2,022.0 | 2,826.9 | 2,577.0 |
| 7月  | 951.5   | 168.5 | 410.6 | 223.5 |     |         |         |         |         |

(市政あんない)

### (3) 気 象 (令和6年)

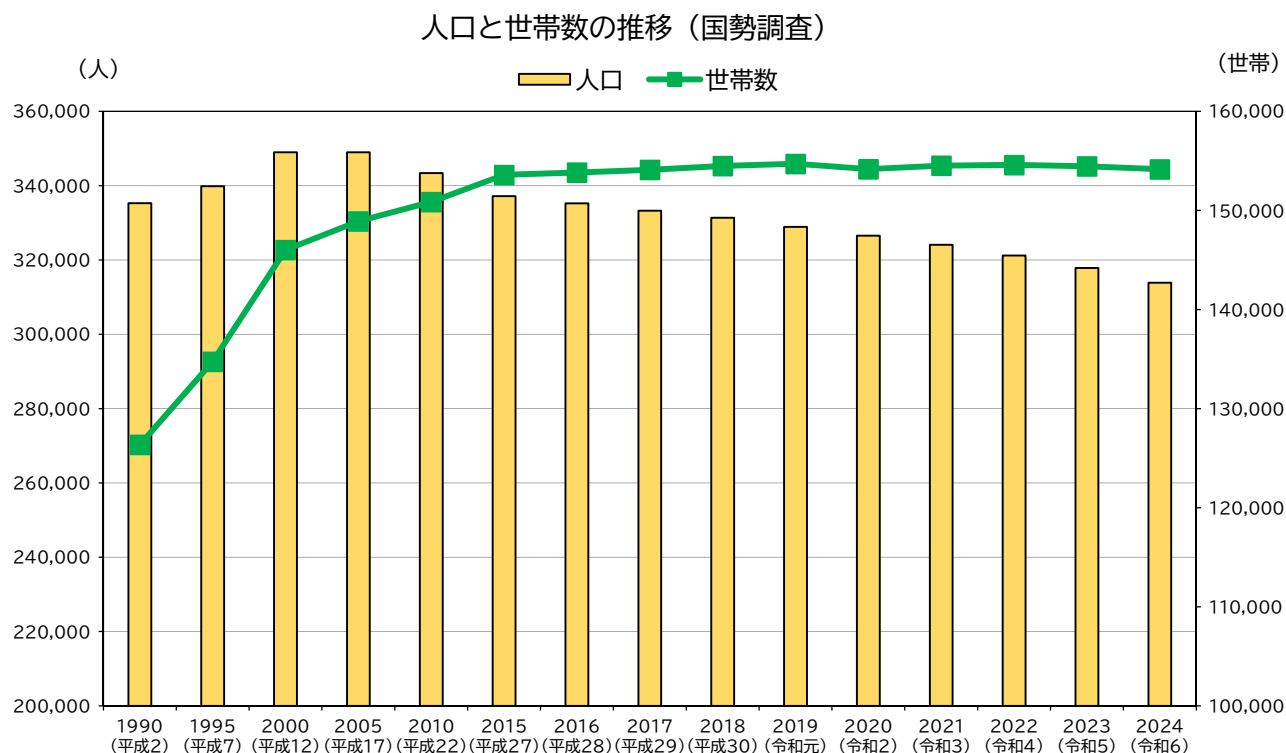
| 区 分           | 日数 | 期 間               | 最大<br>継続<br>日数 | 区 分       | 日数  | 期 間             | 最大<br>継続<br>日数 |
|---------------|----|-------------------|----------------|-----------|-----|-----------------|----------------|
| 日最低気温<0℃(寒候期) | 9  | 5.12.22～<br>6.3.3 | 4              | 日最高気温≥25℃ | 173 | 3.29～11.17      | 132            |
|               |    |                   |                | 日最高気温≥30℃ | 85  | 5.25～10.17      | 33             |
| 日平均気温<0℃(寒候期) | 0  | —                 | 0              | 日最高気温≥35℃ | 19  | 7.5～8.31        | 6              |
| 日平均気温≥25℃     | 98 | 6.16～10.18        | 87             | 日最低気温≥25℃ | 61  | 7.1～9.21        | 32             |
| 桜(そめいよしの)開花日  |    | 6.3.23            |                | 梅雨期間      |     | 6.6.17頃～6.7.17頃 |                |

(市政あんない)

### 3 社会的条件

#### ● 人 口

本市の人口は高知県全体の5割弱に当たる。県都として、著しい人口増加の傾向が長く続いたが、近年は減少傾向であり、少子高齢化が進んでいる。



(注) 2016 (平成 28) から 2019 (令和元)、2021 (令和 3) から 2024 (令和 6) は高知市推計人口 (高知市統計書)

#### 年齢別（3区分）人口の推移（国勢調査）

| 区 分<br>年 | 人 口       |                 |                    |                 | 構 成 比 (%) 2) |        |      |
|----------|-----------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------|--------|------|
|          | 総 数<br>1) | 年少人口<br>(0～14歳) | 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 老年人口<br>(65歳以上) | 年少人口         | 生産年齢人口 | 老年人口 |
| 昭和55年    | 300,822   | 67,137          | 204,125            | 28,903          | 22.3         | 67.9   | 9.6  |
| 60年      | 312,241   | 65,527          | 211,525            | 33,956          | 21.0         | 67.7   | 10.9 |
| 平成2年     | 317,069   | 57,041          | 216,199            | 40,890          | 18.0         | 68.2   | 12.9 |
| 7        | 321,999   | 51,064          | 220,188            | 50,102          | 15.9         | 68.4   | 15.6 |
| 12       | 330,654   | 47,335          | 221,951            | 60,130          | 14.3         | 67.1   | 18.2 |
| 17       | 333,484   | 45,802          | 219,180            | 68,418          | 13.7         | 65.7   | 20.5 |
| 22       | 343,393   | 45,274          | 212,868            | 79,935          | 13.4         | 63.0   | 23.6 |
| 27       | 337,190   | 42,364          | 197,306            | 91,788          | 12.8         | 59.5   | 27.7 |
| 令和2年     | 326,545   | 38,125          | 182,962            | 95,909          | 12.0         | 57.7   | 30.3 |

(注1) 1) は年齢不詳を含む。

(高知市統計書)

(注2) 2) は総数に対する比率。平成22年以降は総数から年齢不詳を除いて算出。

## ● 産 業

「令和３年経済センサス-活動調査」について、産業大分類別に従業者数をみると、「卸売業、小売業」が32,635人(構成比22.4%)と最も多く、続いて「医療、福祉」が30,015人(構成比20.6%)、「宿泊業、飲食サービス業」が15,861人(構成比10.9%)となっている。

「平成28年経済センサス-活動調査」と比較すると、従業者数は減少しており、中でも「宿泊業、飲食サービス業」は1,684人(前回比9.6%減)と最も減少している。

産業大分類別の従業者数

| 産業大分類               | 従業者数(人) |         | 構成比(%) |       | 平成28～令和３年 |        |
|---------------------|---------|---------|--------|-------|-----------|--------|
|                     | 平成28年   | 令和３年    | 平成28年  | 令和３年  | 増加数       | 増加率(%) |
| 合 計                 | 147,187 | 145,501 | 100.0  | 100.0 | △ 1,686   | △ 1.2  |
| A～B 農林漁業            | 545     | 549     | 0.4    | 0.4   | 4         | 0.7    |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業      | 60      | 67      | 0.0    | 0.0   | 7         | 11.7   |
| D 建設業               | 10,634  | 11,258  | 7.2    | 7.7   | 624       | 5.9    |
| E 製造業               | 8,928   | 8,356   | 6.1    | 5.7   | △ 572     | △ 6.4  |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業     | 543     | 517     | 0.4    | 0.4   | △ 26      | △ 4.8  |
| G 情報通信業             | 2,747   | 2,950   | 1.8    | 2.0   | 203       | 7.4    |
| H 運輸業、郵便業           | 5,180   | 5,780   | 3.5    | 4.0   | 600       | 11.6   |
| I 卸売業、小売業           | 34,089  | 32,635  | 23.2   | 22.4  | △ 1,454   | △ 4.3  |
| J 金融業、保険業           | 5,026   | 5,153   | 3.4    | 3.5   | 127       | 2.5    |
| K 不動産業、物品賃貸業        | 4,254   | 3,844   | 2.9    | 2.6   | △ 410     | △ 9.6  |
| L 学術研究、専門・技術サービス業   | 4,355   | 4,649   | 3.0    | 3.2   | 294       | 6.8    |
| M 宿泊業、飲食サービス業       | 17,545  | 15,861  | 11.9   | 10.9  | △ 1,684   | △ 9.6  |
| N 生活関連サービス業、娯楽業     | 7,354   | 6,576   | 5.0    | 4.5   | △ 778     | △ 10.6 |
| O 教育、学習支援業          | 5,423   | 5,200   | 3.7    | 3.6   | △ 223     | △ 4.1  |
| P 医療、福祉             | 28,923  | 30,015  | 19.7   | 20.6  | 1,092     | 3.8    |
| Q 複合サービス事業          | 1,156   | 1,133   | 0.8    | 0.8   | △ 23      | △ 2.0  |
| R サービス業(他に分類されないもの) | 10,425  | 10,958  | 7.1    | 7.5   | 533       | 5.1    |

(経済センサス)

## ● 交 通

市内の道路は、中心部を経て東西方向に延びる国道を中心に形成されており、北部には四国横断自動車道が完成し、東部では高知東部自動車道が一部開通した。

鉄道は、市内中心部を経由して東西方向をＪＲ四国及びとさでん交通ごめん線・伊野線が結び、とさでん交通高知駅前線・棧橋線が中心部を南北に結んでいる。

本市の四輪自動車登録台数は、令和５年度、１１万１，２７１台となっている。

なお、自動二輪等を含めた保有台数は下の表のとおりである。

自動車登録台数

| 区分<br>年度 | 総数      | 登録自動車   |        |       |     |        |       |     |
|----------|---------|---------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
|          |         | 総数      | 普通自動車  |       |     | 小型自動車  |       |     |
|          |         |         | 乗用     | 貨物    | 乗合  | 乗用     | 貨物    | 乗合  |
| 令和 元 年度  | 221,142 | 112,290 | 44,345 | 4,518 | 292 | 50,279 | 8,449 | 206 |
| 2        | 222,375 | 112,387 | 45,428 | 4,585 | 287 | 49,175 | 8,505 | 197 |
| 3        | 222,813 | 112,187 | 46,403 | 4,596 | 273 | 48,066 | 8,459 | 188 |
| 4        | 221,600 | 111,899 | 47,384 | 4,653 | 266 | 46,751 | 8,480 | 182 |
| 5        | 217,980 | 111,271 | 48,274 | 4,670 | 263 | 45,262 | 8,439 | 180 |
| 自 家 用    | 214,086 | 107,378 | 48,094 | 2,943 | 38  | 44,696 | 8,321 | 162 |
| 営 業 用    | 3,894   | 3,893   | 180    | 1,727 | 225 | 566    | 118   | 18  |

| 区分<br>年度 | 登録自動車（続き） |           |            | 届出自動車   |             |      |    |        |        |
|----------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|------|----|--------|--------|
|          | 特種<br>用途車 | 大型<br>特殊車 | 被けん<br>いん車 | 総数      | 小型二輪<br>自動車 | 軽自動車 |    |        |        |
|          |           |           |            |         |             | 二輪   | 三輪 | 四輪乗用   | 四輪貨物   |
| 令和 元 年度  | 3,520     | 467       | 214        | 108,852 | 4,660       | —    | 6  | 78,932 | 25,254 |
| 2        | 3,533     | 463       | 214        | 109,988 | 4,829       | —    | 6  | 79,823 | 25,330 |
| 3        | 3,545     | 457       | 200        | 110,626 | 4,978       | —    | 5  | 80,389 | 25,254 |
| 4        | 3,530     | 453       | 200        | 109,701 | 5,177       | —    | 4  | 79,416 | 25,104 |
| 5        | 3,530     | 448       | 205        | 106,709 | 5,281       | —    | 4  | 76,980 | 24,444 |
| 自 家 用    | 2,673     | 443       | 8          | 106,708 | 5,280       | —    | 4  | 76,980 | 24,444 |
| 営 業 用    | 857       | 5         | 197        | 1       | 1           | —    | —  | —      | —      |

（高知市統計書）

● 地 域 地 区

(令和7年4月1日現在)

| 種 類           | 面 積      | 種 類           | 面 積    |
|---------------|----------|---------------|--------|
| 用 途 地 域       | 5,072 ha | 防 火 地 域       | 5.7 ha |
| 第一種低層住居専用地域   | 641      | 準 防 火 地 域     | 467.6  |
| 第二種低層住居専用地域   | -        | 駐 車 場 整 備 地 区 | 149.7  |
| 第一種中高層住居専用地域  | 1,755    | 臨 港 地 区       | 204.7  |
| 第二種中高層住居専用地域  | 60       | 高 度 地 区       | 45.0   |
| 第 一 種 住 居 地 域 | 968      | 特 別 用 途 地 区   | 444.0  |
| 第 二 種 住 居 地 域 | 249      | (大規模集客施設制限地区) |        |
| 準 住 居 地 域     | 17       | 生 産 緑 地 地 区   | 9.6    |
| 田 園 住 居 地 域   | -        |               |        |
| 近 隣 商 業 地 域   | 255      |               |        |
| 商 業 地 域       | 309      |               |        |
| 準 工 業 地 域     | 444      |               |        |
| 工 業 地 域       | 224      |               |        |
| 工 業 専 用 地 域   | 150      |               |        |

(市政あんのない)

● 下 水 道

(令和7年3月31日現在)

| 区 分         |            |      |           | 整備区域、処理区域  |        |
|-------------|------------|------|-----------|------------|--------|
|             |            |      |           | 現 況        | 普及率(%) |
| 面 積<br>(ha) | 行 政 区 域    |      | 30,900.00 | 3,251.33ha | 10.52  |
|             | 処 理<br>区 域 | 全体計画 | 4,272.86  |            | 76.09  |
|             |            | 事業計画 | 4,020.27  |            | 80.87  |
| 人 口<br>(人)  | 行 政 区 域    |      | 309,881   | 212,512人   | 68.58  |
|             | 処 理<br>区 域 | 全体計画 | 234,900   |            | 90.47  |
|             |            | 事業計画 | 249,710   |            | 85.10  |

(市政あんのない)

## 第2章 総合的な環境行政の推進

### 1 高知市の環境行政

#### (1) 我が国の環境問題の変遷

我が国では、高度経済成長期を迎えた昭和30年代半ばから、工場の排水や排気等による産業公害が顕在化し、大きな問題となった。さらに50年代になると、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式が国民に広く浸透し、大都市においては、自動車の排ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市生活型公害がもたらされるようになった。そして、60年代には、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が顕在化してきた。

近年の環境問題に関する世界の動きとしては、平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、地球温暖化の新しい国際的枠組みとして「パリ協定」が採択された。また、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化している。我が国においても、令和2年10月の菅首相の所信表明において、「2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、「地球温暖化対策推進法」の改正や、「プラスチック資源循環促進法」の成立、「地球温暖化対策計画」の5年ぶりの改定など、各分野の施策の推進が図られている。

#### (2) 環境行政の転換

本市においても、高度経済成長期以降、パルプ工場からの排水による江ノ口川の水質汚濁や浦戸湾に立地する港六社による栈橋地区の大気汚染などの公害問題が生じていたが、法・条例の整備による規制や市民運動の成果もあって一応の解決を見てきた。また、その頃、人口の集中や生活様式の多様化により、ごみの排出量が増大したため、全国に先駆けてごみの分別収集を開始するなど、市民とともにごみ問題に取り組んできた。このように本市の環境行政は、「公害行政」と「清掃行政」が主たる柱となって展開されてきた。

続いて、昭和60年代になると、水とみどりに囲まれたうるおいあるまちづくりを求める市民の声にこたえ、野生鳥獣やホタルの保護、鏡川の清流保全などの「自然保護行政」が新たに加わることとなった。

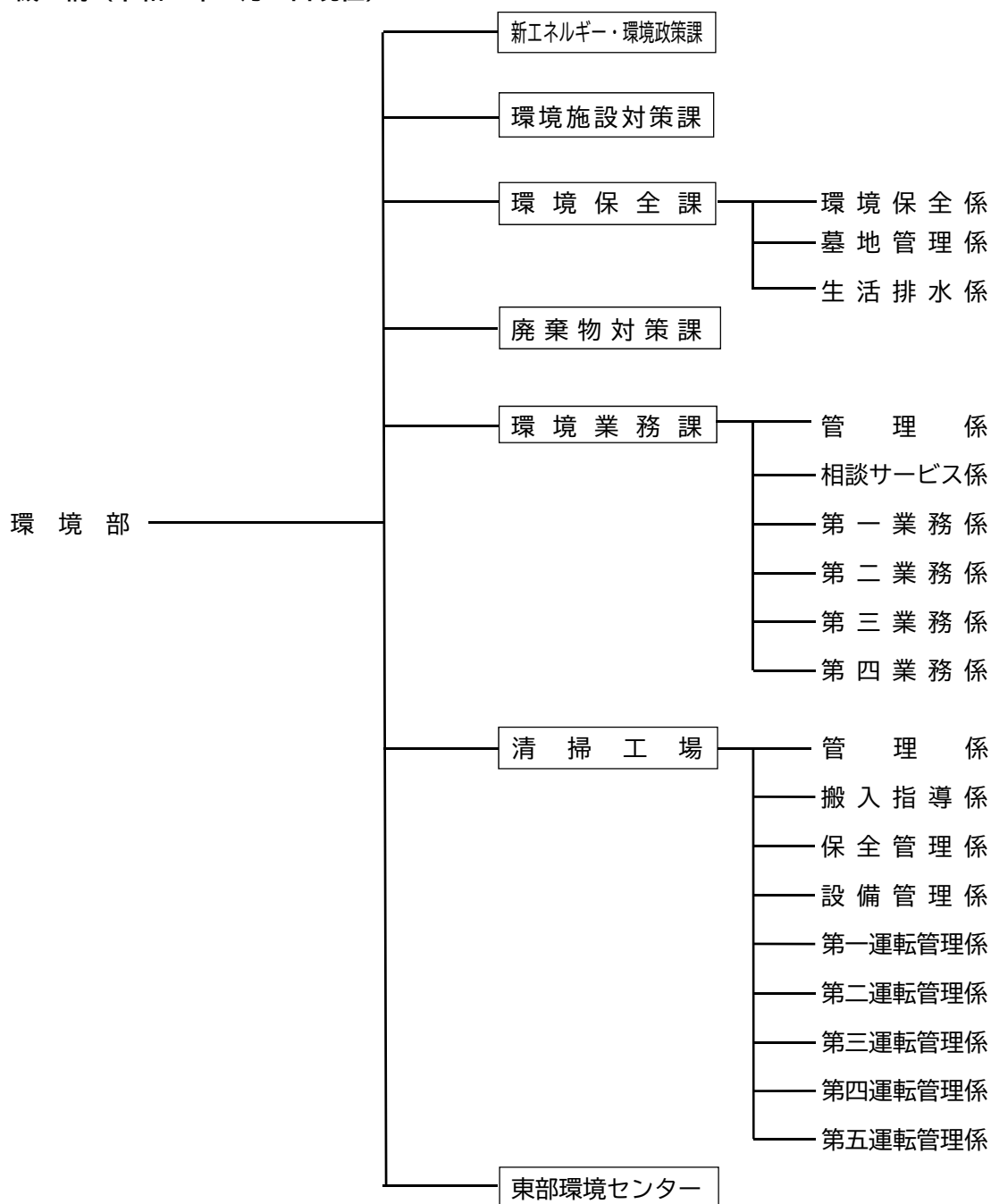
その後、環境問題が多様化・複雑化してきたことを受け、環境問題を個々にとらえるのではなく、総合的に対応していくため、平成9年4月に「高知市環境基本条例」を制定した。そして、平成12年3月には、その理念を具体化し、環境政策を実行するためのマスタープランとして、「高知市環境基本計画」を策定し、平成25年11月には「第二次高知市環境基本計画」、さらに、令和5年3月には「第三次高知市環境基本計画」を策定した。

組織面では、平成12年4月に、初めて環境行政を専管する環境部が設置されたことにより、総合的な環境行政を推進する制度・体制が整備され、廃棄物・リサイクル対策や脱炭素社会に向けた取組の推進などの様々な環境施策に取り組んでいる。

また、平成17年1月の鏡村、土佐山村との合併、さらに平成20年1月の春野町との合併により、都市部、中山間地域、田園地域、臨海部のバランスが調和した「森・里・海のまち」となり、合併地域の特性を含めた「森・里・海」と都市機能が融合した環境のあり方を追求するとともに、環境の保全に向けた一層の取組が必要となっている。

## 2 環境行政の体制

### (1) 機 構（令和7年4月1日現在）



### (2) 事務分掌（高知市事務分掌規則より抜粋）

#### 新エネルギー・環境政策課

- (1) 環境の保全に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 温室効果ガス排出削減に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 新エネルギーの推進に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 省エネルギーの推進に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

- (6) 環境美化及びごみの減量化の促進に関すること。
- (7) 自然環境及び野生鳥獣の保護に関すること。
- (8) 保存樹木等に関すること。
- (9) みどりの募金に関すること。
- (10) 部内事務の総括に関すること。
- (11) 部の庶務に関すること。
- (12) 部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること。

#### 環境施設対策課

- (1) 一般廃棄物（再資源化に係るものに限る。）の処理に関すること。
- (2) 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場、高知市再生資源処理センター及び高知市三里最終処分場（以下この項において「センター等」という。）並びにセンター等に関連する施設の管理及び技術的研究に関すること。
- (3) センター等の整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。
- (4) センター等及びセンター等に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
- (5) 地元対策に係る諸調整に関すること。
- (6) 高知市春野一般廃棄物最終処分場及び高知市春野清掃センター並びにこれらに関連する施設の管理及び財産の維持管理に関すること。

#### 環境保全課

- (1) 環境保全に係る調査及び測定に関すること。
- (2) 生活排水対策に関すること。
- (3) 浄化槽法に関すること。
- (4) 浄化槽整備事業に関すること。
- (5) 大気汚染防止等に係る規制及び指導に関すること。
- (6) 大気汚染防止等の測定及び調査に関すること。
- (7) 公害対策に関すること。
- (8) 公害関係の届出に関すること。
- (9) 公害に係る工場、事業所等への立入指導、改善勧告及び措置命令に関すること。
- (10) 公害の苦情、相談及び紛争に関すること。
- (11) 墓地、埋葬等に関すること（中央窓口センターの所管に属するものを除く。）。
- (12) 市営墓地に関すること（みどり課の所管に属するものを除く。）。

#### 廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の不法投棄等の防止に関すること。
- (2) 産業廃棄物の排出事業者に対する指導に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の排出事業者に対する指導に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。

- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
- (8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。

#### 環境業務課

- (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関すること。
- (3) 一般廃棄物の排出の指導啓発並びに一般廃棄物の不適正な排出の防止及び処理に関すること。
- (4) 町内美化活動の支援に関すること。
- (5) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収に関すること。
- (6) 高知市クリーンセンター及び同センターに関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
- (7) 環境業務課所管の自動車等の維持管理に関すること。

#### 清掃工場

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の焼却処理及び搬入指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処分に係る手数料の徴収に関すること。
- (3) 高知市清掃工場（以下この項において「工場」という。）及び向上に関連する施設の管理及び技術的研究に関すること。
- (4) 工場に係る排気、排水等の検査及び測定分析並びに公表に関すること。
- (5) 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。
- (6) エコ・パーク宇賀及びヨネッツこうちに関すること。
- (7) 地元対策に係る諸調整に関すること。
- (8) 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。

#### 東部環境センター

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の処理及び搬入指導に関すること。
- (2) 高知市東部環境センター（以下この項において「センター」という。）及びセンターに関連する施設の管理及び技術的研究に関すること。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画並びに委託業者の指導・監督に関すること。
- (4) センターに係る排気、排水等の検査、分析、測定等に関すること。
- (5) センターの整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。
- (6) 地元対策に係る諸調整に関すること。
- (7) 東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関すること。
- (8) センター及びセンターに関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
- (9) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関すること。
- (10) 高知市三里最終処分場における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分及び搬入指導に関すること。
- (11) 高知市三里最終処分場における一般廃棄物の処分に係る手数料の徴収に関すること。
- (12) 団地下水道に関すること。

(3) 附属機関等

(令和8年2月1日現在)

| 審議会名称          | 設置根拠                         | 委員 | 主な所掌事務                                                                 |
|----------------|------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------|
| 環境審議会          | 環境基本条例第28条                   | 13 | 環境の保全及び創造に関する基本的事項についての調査審議                                            |
| 廃棄物処理運営審議会     | 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条      | 14 | 次の事項についての調査審議<br>・一般廃棄物の減量及び再生利用等の推進<br>・一般廃棄物の適正な処理の推進                |
| 公害対策審議会        | 公害防止条例第33条                   | 10 | 公害に関する重要事項の調査審議                                                        |
| 鏡川清流保全審議会      | 鏡川清流保全条例第26条                 | 12 | 鏡川の清流保全に関する重要事項の調査審議                                                   |
| 里山保全審議会        | 里山保全条例第21条                   | 11 | 里山の保全に関する事項の調査審議                                                       |
| 産業廃棄物処理施設設置審議会 | 産業廃棄物処理施設設置審議会条例第1条          | 4  | 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかについて審議 |
| 放置自動車廃物判定委員会   | 放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第15条 | 7  | 放置自動車の廃物判定及びその他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、必要な事項を審議                          |
| 緑政審議会          | 緑政審議会条例第1条                   | 11 | 自然の保護、緑化の推進等に関すること、及び都市公園、児童遊園の設置及び管理に関することの調査審議                       |

### 3 高知市環境基本条例

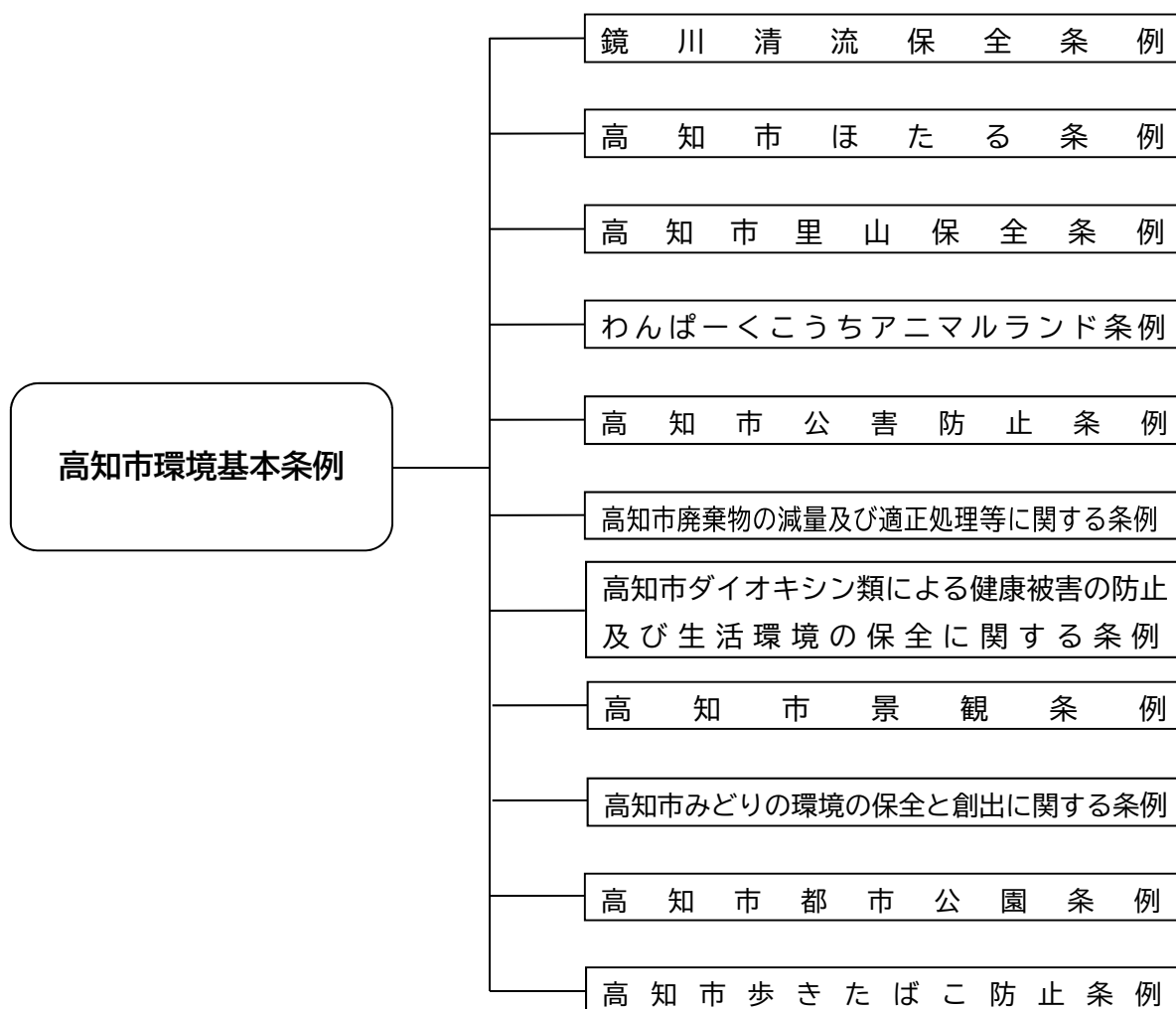
#### (1) 制定の背景

条例制定当時、環境問題の構造変化や地球環境保全への主体的な取組の必要性が生じ、従来の環境施策の中心であった規制的手法だけでは、問題の解決に向けた対応に限界があり、新たな観点からの施策展開が必要となってきた。

そうした状況を踏まえ、国において、平成5年11月に環境を総合的にとらえて、計画的に環境施策を講じていくために、環境基本法が制定された。本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、市民や学識経験者の意見を聴きながら、自然的・社会的特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとして、平成9年4月1日に高知市環境基本条例を制定した。

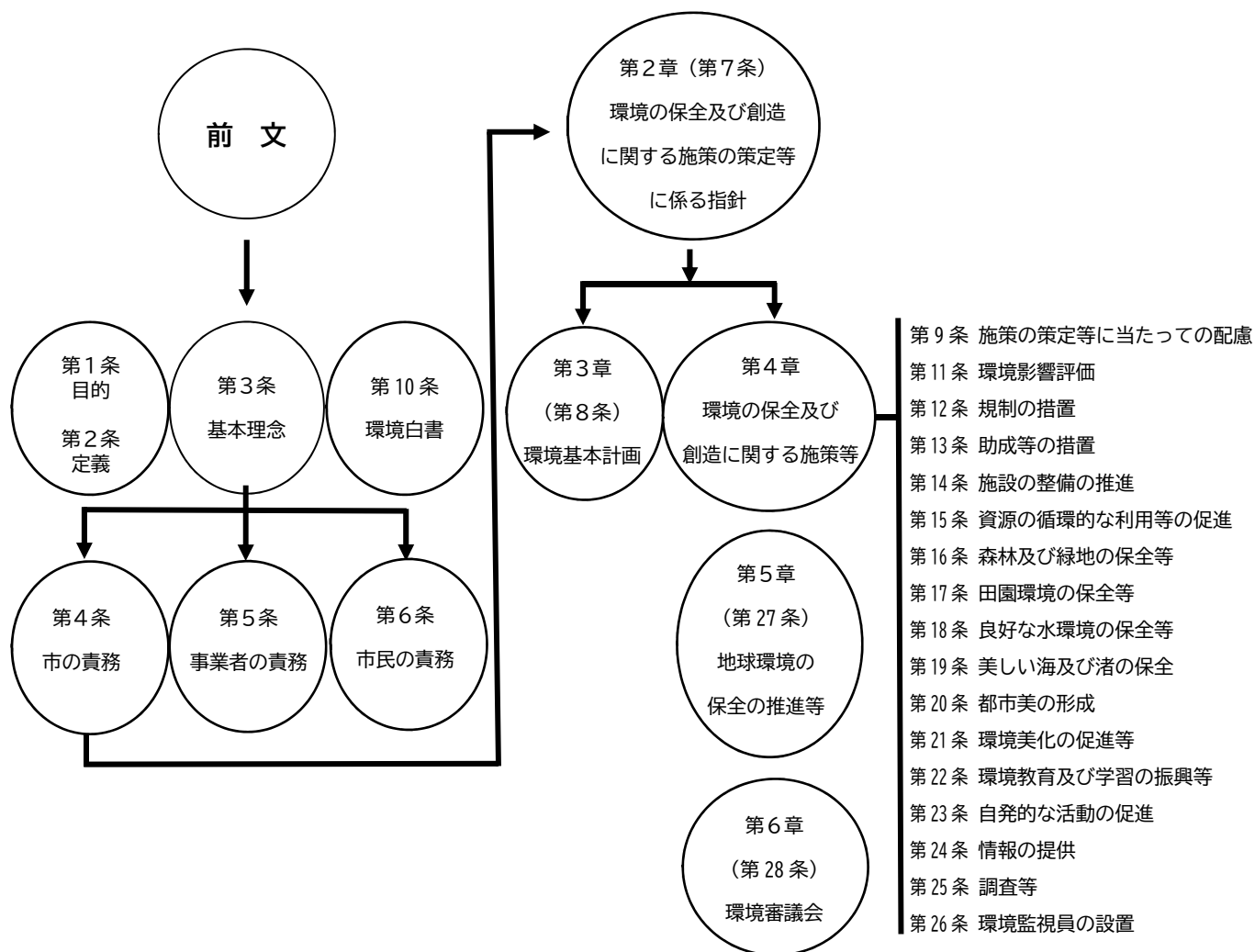
#### (2) 条例の概要

この条例は、既存の環境に関する条例を理念的に包括し、環境施策全般を方向付けるものとなっており、その規定する内容により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の安全かつ健康で文化的な生活を守ることを目的としている。



### (3) 条例の構成

憲章型条例の性格を持つこの条例は、施策の方向性を示すプログラム規定を中心に構成されているほか、目的・定義・理念及び各主体の役割といった総則的事項、施策の総合的・計画的な推進のための高知市環境基本計画の策定や環境審議会の設置等の規定を盛り込んでいる。



## 第3章 第三次高知市環境基本計画

### 1 計画策定の背景・目的

本市は、青い空にみどりあふれる山々や、市街地を流れる清流など豊かな自然環境が残されている。この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいくために、市、市民、事業者、教育・研究機関が協力し合い、環境への負荷の少ない循環・共生を基調とした社会に変えていくことが必要である。

このため、身近な自然の減少、増え続けるごみの排出や不法投棄、大気や水質等の生活環境の悪化、地球温暖化の進行などの様々な環境問題に対し、市、市民、事業者、教育・研究機関が各々の役割に応じ、また、お互いが連携・協働して、取り組んでいくための指針となる総合的な環境計画の必要性が高まってきた。

そこで、本市では、国内外の状況や環境基本条例の基本理念を踏まえ、「2011高知市総合計画」に掲げる将来の都市像の実現を環境面から推進していくため、「第三次高知市環境基本計画」（以下「第三次計画」という。）を策定した。（令和5年3月発行）

### 2 計画の基本的事項

#### (1) 計画の位置付け

国や県の環境基本計画や、高知市総合計画、関連行政計画との連携を図り、環境分野の各種個別計画の基本的な方向性を示すもの。

#### (2) 計画の対象

高知市環境基本条例第15条から第27条までの規定に基づき、以下のとおりとする。

（高知市環境基本条例から抜粋）

- ◆資源の循環的な利用等の促進（第15条）
- ◆森林及び緑地の保全等（第16条）
- ◆田園環境の保全等（第17条）
- ◆良好な水環境の保全等（第18条）
- ◆美しい海及び渚の保全（第19条）
- ◆都市美の形成（第20条）
- ◆環境美化の促進等（第21条）
- ◆地球環境の保全の推進等（第27条）

#### (3) 計画期間

2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間

### 3 目指す将来の環境像

第三次計画における本市が目指す将来の環境像は、「高知市環境基本条例」の基本理念や、「計画策定にあたり踏まえるべき視点」、「2011高知市総合計画」で掲げる将来の都市像を踏まえ、次のとおりとする。

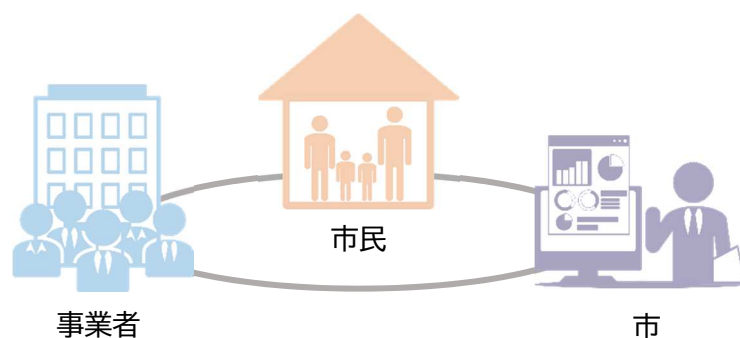
## みんなで未来につなげよう！ 豊かな自然と人が共生する 持続可能なまち 高知

わたしたちが暮らす高知市は、温暖な気候に恵まれ、清らかな流れが市域を貫流する平成の名水百選・鏡川を環境軸として、自然豊かなまちに発展してきました。

雄大な山々や清流は、人の営みや関わりのある里山や農地とともに豊かな命を育み、まちの保全を保ちながら、みどり豊かな景観を造り上げており、人々の心は安らぎとうるおいで満たされています。

わたしたちは、日々の暮らしの中で、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と地球規模の気候変動への適応により、主体的に温室効果ガスの排出抑制を実現するとともに、中山間地域と都市部が互いに支え合い、地域資源が循環する多様なしくみにおいて、多くの主体が連携して課題解決に取り組んでいます。

豊かな自然と人が共生するわたしたちのまち・高知市を、世代を超えて引き継いでいくよう、パートナーシップによる環境の保全・創造に取り組む姿が確実に広がっています。



## 4 施策体系

第三次計画の施策体系は、5つの基本目標に基づき、施策と主な取組で構成している。

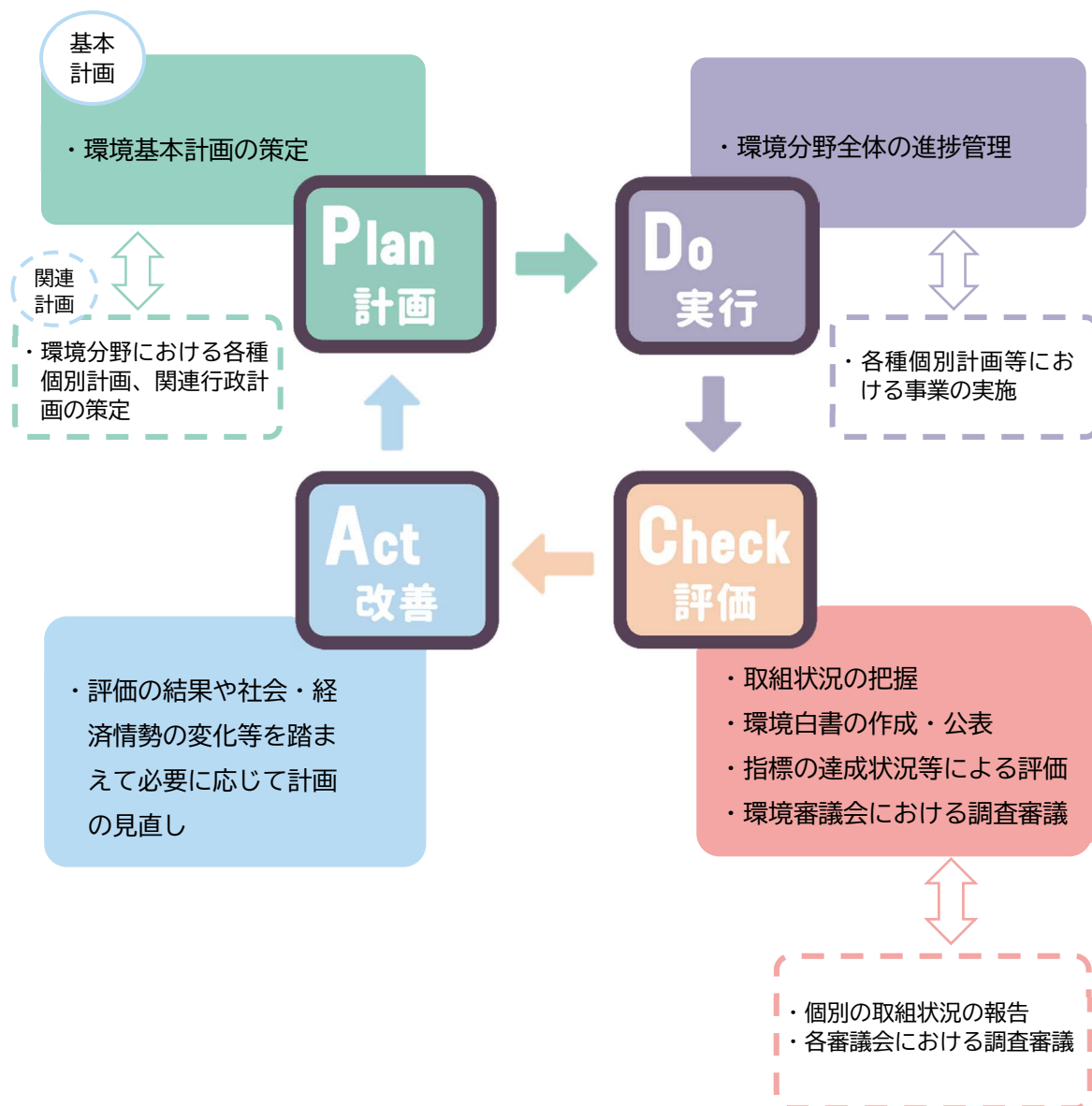
| 基本目標                                                                                                                     | 施策                         | 主な取組                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 自然環境との共生<br>                          | 1 清流がつなぐ<br>森・里・海との共生      | ①清流を軸とした相互連携・相互補完の推進<br>②森林の保全<br>③里山の保全<br>④農地の保全<br>⑤河川・海洋の保全                          |
|                                                                                                                          | 2 豊かな生きものの保全               | ①生息空間の保全<br>②野生生物の保護                                                                     |
| 2 循環型社会の形成<br>                          | 3 市民・事業者・行政の<br>協働による3Rの推進 | ①2Rの推進<br>②リサイクルの推進                                                                      |
|                                                                                                                          | 4 安全安心な<br>廃棄物処理の推進        | ①収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実<br>②適正処理の推進                                                         |
| 3 地球温暖化対策の推進<br>                      | 5 脱炭素型の<br>くらし・まちづくり       | ①脱炭素型のライフスタイルや<br>事業活動の普及促進<br>②公共施設の省エネルギー化の推進<br>③環境にやさしい移動手段と<br>効率的なまちづくりの推進         |
|                                                                                                                          | 6 再生可能エネルギーの活用             | ①市の率先した再生可能エネルギーの導入<br>②家庭及び事業者における<br>再生可能エネルギーの利用促進<br>③地域資源を活かした<br>再生可能エネルギーによる発電の促進 |
|                                                                                                                          | 7 気候変動への適応                 | ①気候変動適応策の推進                                                                              |
| 4 生活環境の保全<br>                         | 8 良好な大気・<br>水環境などの保全       | ①大気・水・土壌環境・化学物質などへの対策<br>②生活排水対策の推進                                                      |
|                                                                                                                          | 9 美しく魅力あるまちの形成             | ①緑の保全と活用<br>②良好な景観の形成                                                                    |
| 5 環境の保全・創造に<br>取り組む人づくり・<br>地域づくり<br> | 10 未来につなげる人づくり             | ①未来を担う子どもたちへの環境教育の充実<br>②あらゆる世代への環境学習の充実<br>③環境啓発・情報発信の推進<br>④多様な人のつながりの創出               |
|                                                                                                                          | 11 自然と人・人と人が<br>共生する地域づくり  | ①環境を守り次世代へつなぐ地域づくり<br>②地域資源を活かした取組の推進<br>③広域連携の推進                                        |

## 5 計画の推進

### (1) 計画の推進体制及び進行管理

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市のパートナーシップのもと、高知市環境審議会をはじめ、高知市環境基本計画推進委員会、各関係課及び事務局が相互に連携を図ります。

また、本計画は、環境分野の各種個別計画の基本的な方向性を示すマスタープランとして策定するものであり、各事業の実施を通じて、環境分野全体の進捗管理を行います。



### (2) 評価の仕組み

計画の進行管理における評価の仕組みについて、5つの基本目標や11の施策の達成に向けた各年度の取組状況を把握し、環境白書を作成・公表するとともに、高知市環境審議会において、計画の進捗状況を調査審議します。

また、おおむね5年を目処に、5つの基本目標における「代表的な指標」と11の施策における「個別指標」の達成状況等により評価し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

## 第4章 施策及び環境の状況

◎基本目標における代表的な指標、○各施策の個別指標、●各施策の取組

### 基本目標1 自然環境との共生



森林・里山・農地・河川などの豊かな自然の恵みを将来の世代へ引き継いでいくため、社会経済活動と自然が調和し、生物多様性が適切に保たれた、自然と人、人と人が共生する社会を目指します。

#### ◎代表的な指標

| 指標                      | 指標の説明                      | 指標の方向性 | 基準値                 | 実績値                             | 目標値                             |
|-------------------------|----------------------------|--------|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 搬出間伐の材積                 | 市域内で実施する搬出間伐の材積            | ↑      | —                   | 2,177m <sup>3</sup><br>(2024年度) | 3,000m <sup>3</sup><br>(2030年度) |
| 中山間地域等直接支払交付金集落協定対象農地面積 | 集落協定に基づく農業生産活動等が行われている農地面積 | ↑      | 392.9ha<br>(2021年度) | 396ha<br>(2024年度)               | 400ha<br>(2027年度)               |

#### 施策1 清流がつなぐ森・里・海との共生

鏡川の上流域である市北部の中山間地域には、森林や人々の生活と関わりの深い里山、農地等の二次的自然が多く残されている。こうした恵み豊かな自然は、食料や木材の供給、多様な野生生物の命を育むとともに、国土の保全、水源のかん養、行楽など、多面的機能を有しており、市民は自然の様々な恩恵を受け、快適に暮らしている。

いまある自然をよりよい状態で未来の高知へつなげるため、鏡川上流域・下流域の交流、流域内・流域外の交流をより一層図ることにより、自然の持つ多面的機能を再認識し、あらゆる人が関わることで再発見される地域資源を磨き上げていけるような、自然と人、人と人が共生する高知市版地域循環共生圏の創造が求められている。

#### ○（個別指標）新規林業従事者数の推移

| 林業事業体の新規雇用作業員人数（累計） |     |   |   |   | （単位：人）        |
|---------------------|-----|---|---|---|---------------|
| 年度                  | 令和3 | 4 | 5 | 6 | 目標値<br>(令和12) |
| 林業事業体の新規雇用作業員人数（累計） | 0   | 1 | 1 | 1 | 4             |

（注）市の林業技能者育成支援事業を活用した作業員人数

#### ○（個別指標）認定農業者数の推移

| 年度                          | 令和2 | 3   | 4   | 5   | 6   | 目標値<br>(令和9) |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 農業経営改善計画を作成し、市等から認定を受けた経営体数 | 279 | 269 | 272 | 270 | 263 | 290          |

## 1-① 清流を軸とした相互連携・相互補完の推進

鏡川流域の自然と人、人と人の多様な関わりとつながりを増やし、流域の相互連携・相互補完を推進する。

### ●鏡川流域関係人口創出事業

本市では、鏡川流域の自然と人、人と人の多様な関わりとつながりを増やし、流域の相互連携・相互補完を推進するため、令和3年度から鏡川流域関係人口創出事業を開始した。

この事業により育成した人材が中心となり、鏡川流域関係人口の創出・拡大及び可視化を目的として導入したスマートフォンアプリ「まちのコイン（高知市版：ぼっちり）」を活用しながら、鏡川流域への多様な人による多様な関わりを増やすことで、上流と下流、流域内と流域外をつなげるべく、取組を進めている。

## 1-② 森林の保全

間伐や再造林、路網整備や林業従事者の育成など、森林整備を積極的に実施し、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるように取り組む。

間伐実施面積

(単位：ha)

| 年度                 | 平成28  | 29    | 30    | 令和元   | 2     | 3     | 4     | 5     |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市域内で実施する<br>年間間伐面積 | 80.13 | 42.50 | 99.49 | 77.41 | 63.94 | 33.83 | 64.77 | 57.16 |

(高知県の森林・林業・木材産業)

## 1-③ 里山の保全

里山保全地区内の土地所有者等と里山の保全に関する協定を締結し、里山保全に対する取組を推進する。

### ●保存樹木

平成27年度の「緑の基本計画」の現況調査によると、都市計画区域内で68.2%の緑が残されているが、市街化区域には、わずか9%の緑しか残されていないのが現状であり、市民の貴重な財産となっている。この残された緑を保護するため、次の表のとおり指定している。

保護指定の現況（令和7年4月1日現在）

| 指定の名称    | 説明                        | 指定箇所数     | 指定年月日<br>(昭和) | 備考               |
|----------|---------------------------|-----------|---------------|------------------|
| 特別自然保護地区 | 原生の植生又は学術上貴重な植生のある地域      | 2         | 50. 3. 1      | 玉島・衣ヶ島、朝倉神社山     |
| 保存樹木     | 健全かつ樹容が美観上優れているもので一定規模の樹木 | 49<br>(本) | 50. 3. 1 他    | イチヨウ、クスノキ、エノキなど  |
| 保存樹林     | 健全かつ樹容が美観上優れているもので一定規模の樹林 | 25        | 50. 3. 1 他    | 山内神社の森、高知八幡宮の森など |

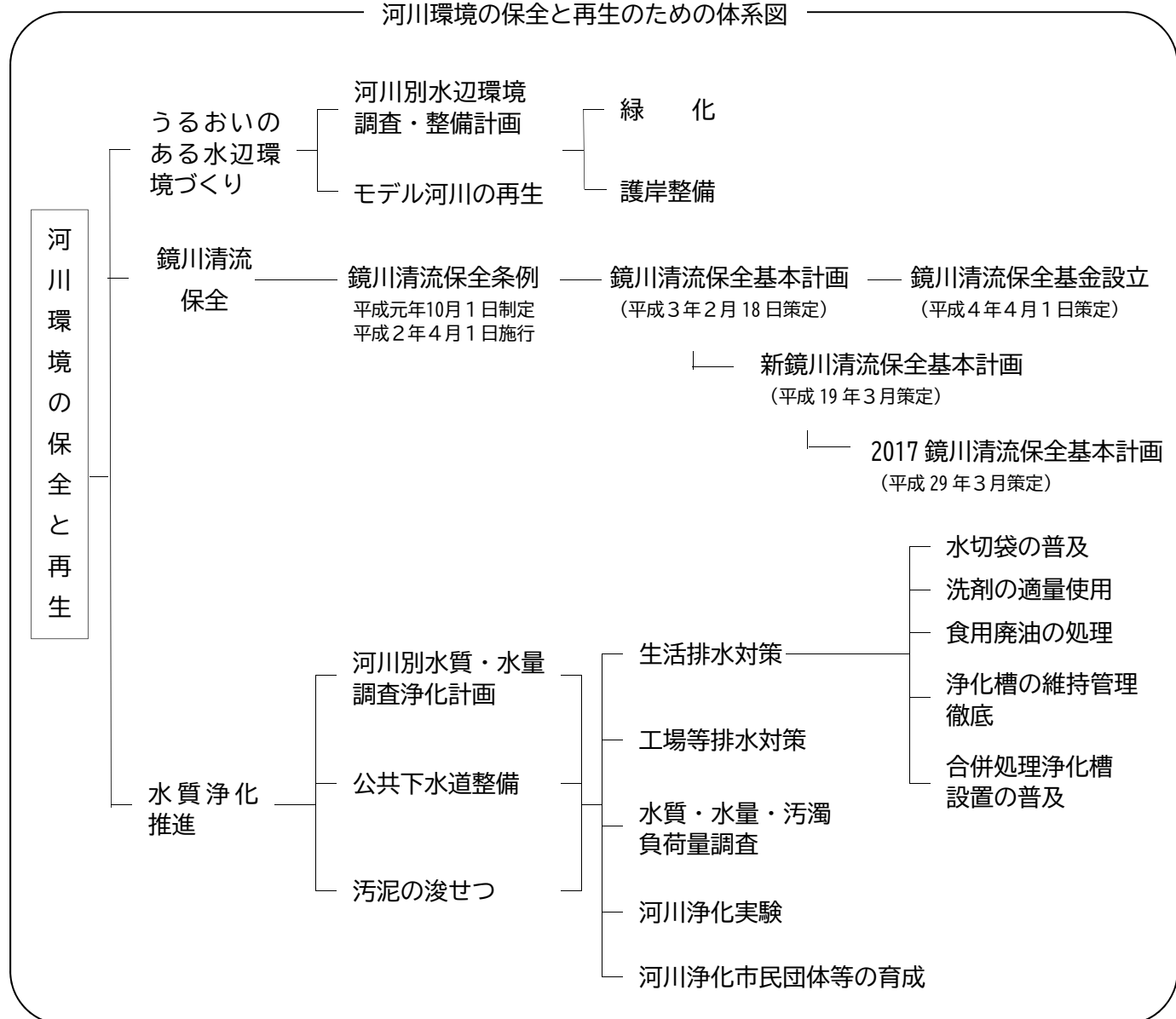
## 1-④ 農地の保全

基盤整備等による農作業の効率化や、農地の集積・集約化を図り、担い手・後継者の確保の取組を推進する。

## 1-⑤ 河川・海洋の保全

市民との協働による水辺の保全活動を実施することにより、市民の親水意識の向上や、美化意識の向上に取り組む。

河川環境の保全と再生のための体系図



## ●鏡川清流保全対策

鏡川は、土佐山地区の高尻木山（標高897.4m）に源流を発生し、本市の中心部を東西に流れて浦戸湾に注ぐ総延長30.5km、流域面積170km<sup>2</sup>の二級河川である。

鏡川の名の由来は、土佐藩5代藩主の山内豊房が、澄み切った清流であったところから「我が影を映すこと鏡の如し」ということで付けられ、これまで幾多の文化と歴史をはぐくみながら、市民の憩いの場として今なお多くの人々に親しまれている。

平成17年1月には、上流域の鏡村、土佐山村と合併し、それによって鏡川流域のすべてが高知市域におさまるという全国的にも珍しいケースとなり、後世に引き継いでいくことの重大さが改めてクローズアップされることとなった。

本市では、この鏡川の清流保全を図るため、平成元年に制定した鏡川清流保全条例に基づき「鏡川清流保全基本計画」を策定し関連施策に取り組んでおり、現在の2017鏡川清流保全基本計画では、「水と水辺」、「森」、「生きもの」、「景観」、「まち・ひと・しごと」の項目ごとに設定した「目指す姿」の実現に向け、24の施策に基づく63の取組を推進している。

今後、令和9年度からの次期計画の策定に向けて、現計画の取組を進めるとともに、中間及び最終評価を行い、次の10年の計画づくりを行う。

### <鏡川清流保全の取組経過>

|        |                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 昭和44年  | 高知市民憲章が制定され、その第1章に“鏡川を清潔なまちのシンボルにしよう”とうたわれる。                         |
| 59年    | 鏡川の清流を取り戻そうと、市民等有志によって鏡川研究会が発足する。                                    |
| 60年    | 同研究会から高知市議会議長に鏡川清流保全に関する条例制定の陳情書が提出される。                              |
| 60～62年 | 鏡川清流保全調査を行い、自然環境の状況や水質調査、住民意識調査等を行う。                                 |
| 61年    | 高知市、鏡村、土佐山村及び県の関係課によって、鏡川流域協議会が発足。続いて、市内プロジェクトチーム「鏡川清流保全検討委員会」が発足する。 |
| 62年    | 同検討委員会が市長に（仮称）鏡川清流保全条例案を答申する。                                        |
| 63年    | 高知市公害対策審議会及び高知市緑政審議会から（仮称）鏡川清流保全条例について原案了承の答申を得る。                    |
| 平成元年   | 鏡川清流保全条例を制定し、鏡川清流保全審議会が設置される。                                        |
| 3年     | 鏡川清流保全基本計画を策定する。                                                     |
| 4年     | 鏡川清流保全基金を設立する。                                                       |
| 5年     | 鏡川清流保全対策事業補助金交付要綱により、水質管理区域または自然環境保全区域内における清流保全及び環境整備のための事業助成を始める。   |
| 17年    | 上流域の鏡村・土佐山村との合併に伴い、鏡川清流保全基本計画の見直しに取り組む。                              |
| 19年    | 新鏡川清流保全基本計画を策定する。                                                    |
| 27年    | 新鏡川清流保全基本計画が平成28年度末で満了することに伴い、基本計画の見直しに取り組む。                         |
| 29年    | 2017鏡川清流保全基本計画策定                                                     |
| 31年    | 鏡川清流保全審議会が市長に鏡川清流保全区域指定に係る提言書を手交する。                                  |

### ●浦戸湾・七河川一斉清掃

水質の浄化、親水・美化意識の高揚を図るため、市民参加によって浦戸湾と湾に流れ込む7河川の一斉清掃を行っている。平成元年度から令和元年度までの第31回まで毎年7月に開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度から令和4年度までの3年間は中止となった。令和6年度は、熱中症や多雨のリスクを考慮し、令和7年3月9日に実施。3,304人が参加し、ごみ37.84トン（不燃ごみ11.64トン、可燃ごみ26.20トン）を回収した。

一斉清掃の実施箇所…浦戸湾、鏡川、江ノ口川、久万川、舟入川、国分川、下田川、長浜川の岸边、堤防

### ●仁淀川一斉清掃

仁淀川の清流保全・親水を目的に「第2次仁淀川清流保全計画」に基づく取組の一環として、毎年10月24日を「仁淀川・環境の日」とし、その前後の土曜日に、仁淀川清流保全推進協議会、高知県及び流域7市町村が協力し、上流から下流までを6つのエリアに分けて一斉に清掃活動をしている。令和6年度は、10月26日に実施され、流域全体で342人が参加し、ごみ460キロを回収した。

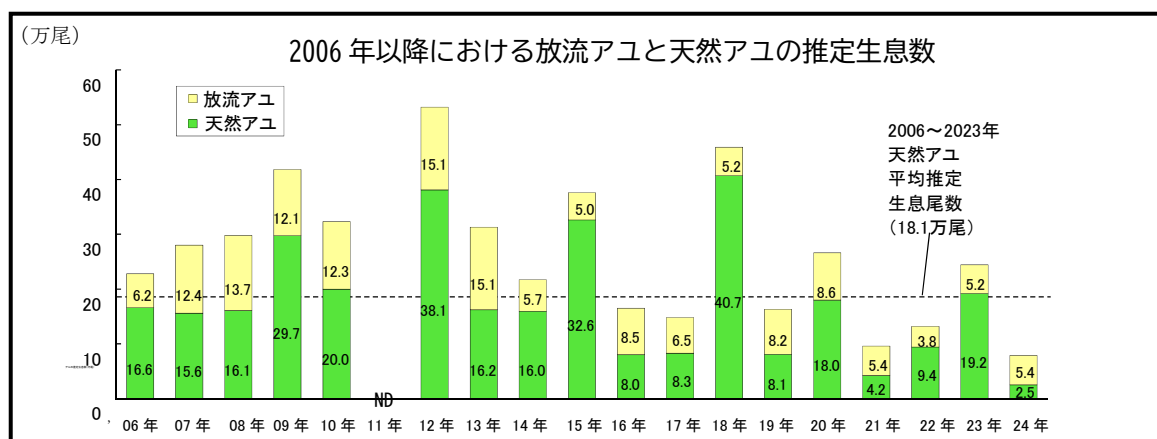


## 施策2 豊かな生きものの保全

近年、人口減少や高齢化に伴う里地里山の荒廃、地球温暖化による気候変動、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の増加など、自然環境を取り巻く状況が変化している。

本市においても、動植物の生息・生育状況について、県や各研究機関等との連携や市民参加による現状把握に努め、保全すべき生息・生育環境等の抽出と保全対策の検討、情報発信などにより、生物多様性の確保に取り組む必要がある。

### ○（個別指標）天然アユ遡上数の推移



（注1）2006年からアユの遡上調査を開始。2011年は調査実績なし。

（注2）目標値（2024～2026年度の平均値）は、50万尾としている。

## 2-① 生息空間の保全

域内に生息するホタルの乱獲を防止するため、保護区域の周知啓発やホタルパトロールの実施などに取り組む。

### ●ホタル保護

#### (1) 高知市ほたる条例の制定

昭和59年5月から6月にかけて、本市朝倉地区において、県外業者によるホタルの乱獲があり、自然保護団体を中心にホタル乱獲防止の住民要求が起こった。同地区は本市でも比較的中心部に近い住宅地でありながら、農業用水が流れ、神社などの緑地が多く、ゲンジボタルの生息地である。

こうした状況に対応するため、本市は、昭和61年4月1日「高知市ほたる条例」を公布し、同日施行した。

この条例は、ホタルの乱獲防止を目的とし、「業として」のホタル捕獲の禁止、「営利目的」での捕獲に対し、罰則（違反者に10万円以下の罰金を科す）を設けている。条例制定後、水道局（当時）や旭中学校によるホタルの飼育放流、旧環境課におけるホタルマップ作製及びホタルパトロールなど、様々なホタル保護施策が行われてきた。

その後、平成23年頃から初月地区におけるホタル大量捕獲の情報があったこと、ホタルの保護活動をしている方々から条例改正の要望がなされたこと、また、現行条例における「業」を根拠とした指導取締りが現実的に困難なことなどを受け、条例改正に向け検討を開始した。改正条例は、市内でのホタルの捕獲等を原則禁止し、新たに設定する保護区域内では、ホタルの餌となるカワニナの捕獲等も禁止するもので、違反した者は5万円以下の過料に処することなどを主な内容として、平成25年4月1日付けで、条例を改正した。

## (2) ホタル保護の取組

毎年5月から6月にかけて、成虫が飛び始める時期に生息地区の巡回パトロールを実施し、ホタルの生息調査や業者等による乱獲防止のための監視を行っている。

### <ホタルの保護区域指定>

高知市ほたる条例第5条に基づき、平成26年1月1日付けで市内6河川の一部をホタルの保護区域に指定した。

- ① 鏡川水系（宗安寺橋より上流全域）
- ② 名切川上流（北谷橋より上流）
- ③ 久万川（中久万橋から西久万400番4地先の柿内頭首工まで）
- ④ 宇賀谷川（市道長浜46号線より上流）
- ⑤ 内ノ谷川（行吉橋より上流）
- ⑥ 長谷川（春野総合運動公園北入り口より上流）



## 2-② 野生生物の保護

傷病鳥獣の保護など野生生物の保全活動、希少動物の繁殖等による多様な生き物との共生を推進する。

### ●アニマルランド

昭和25年に高知公園に開園し、42年間市民にお城の動物園として親しまれてきた市立動物園を閉園し、わんぱーくこうち内にアニマルランドとして開園した。アニマルランドでは、希少動物40種のうち、55%の種の繁殖に成功している。

# ●鳥獣保護

## (1) 鳥獣保護区

本市には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護、繁殖を目的として、鳥獣保護区が6か所指定されている。

保護区の指定は、地元住民や地権者の了承を得た上で、知事が指定し、保護区の存続期間は、原則として10年間である。

| 鳥獣保護区                                                                                           | 生 息 鳥 獣                                                                                                                                     |                                                                     | 地 域 概 要                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                 | 鳥 類                                                                                                                                         | 獣 類                                                                 |                                                                                                                                                                                                           |
| ① 浦戸湾<br>(集団渡来地)<br><br>〔面積〕2,854ha<br>(うち水面718ha)<br><br>〔存続期間〕<br>自令和6年11月15日<br>至令和16年11月14日 | コサギ・アオサギ・カルガモ・マガモ・コガモ・オナガガモ・ヒドリガモ・ヨシガモ・トビ・キンクロバジロ・コジュケイ・ハシビロガモ・ミサゴ・バン・ヤマドリ・コチドリ・メジロ・カワセミ・アカハラ・ツグミ・ハクセキレイ・シジュウカラ・ホオジロ・イソシギ・ツバメ・ムナグロ・ハマシギ・モズ等 | タヌキ<br>イタチ<br>アナグマ<br>ハクビシン<br>リス<br>ノウサギ等                          | 本市の海の玄関、高知港のある浦戸湾を中心とするこの地区は、毎年約7～8種、4千～5千羽のカモが渡来することで知られている。<br><br>一方、この湾を囲む陸地部の山林は、広葉樹林がほとんどで、鷲尾山県立自然公園の一部をはじめ千松、五台山、桂浜公園をも含む、市域最大の鳥獣保護区である。                                                           |
| ② 大津<br>(誘致地区)<br><br>〔面積〕235ha<br><br>〔存続期間〕<br>自平成29年11月15日<br>至令和9年11月14日                    | キジ・キジバト・ウグイス・コサギ・タゲリ・タヒバリ・ヒバリ・アオジ・コジュケイ・ヒヨドリ・ツグミ・シロハラ・モズ・カワラヒワ・ムクドリ・セグロセキレイ・キセキレイ・ジョウビタキ・バン・ツバメ・ホオジロ・トビ・タシギ等                                | タヌキ<br>イタチ等                                                         | 舟入川南岸に接するこの地区は、田畑が広がり、鹿児島神社をはじめ多くの森林が残っている。<br><br>また、付近には高天ヶ原古墳群などの歴史的遺跡などもあり、野生鳥獣の宝庫となっているため、自然を求めて訪れる市民も多い。                                                                                            |
| ③ 工石山<br>(誘致地区)<br><br>〔面積〕496ha<br>高知市 237ha<br><br>〔存続期間〕<br>自令和6年11月15日<br>至令和16年11月14日      | ホトトギス・カッコウ・コゲラ・オオアカゲラ・セキレイ・ヒヨドリ・ミソサザイ・トラツグミ・アカハラ・ウグイス・オオルリ・エナガ・コガラ・ヤマガラ・ゴジュウカラ・メジロ・ホオジロ・カワラヒワ・カケス・アオバト等                                     | ニホンリス<br>ムササビ<br>ヤマネ<br>ノウサギ<br>タヌキ<br>アナグマ<br>ハクビシン<br>イノシシ<br>キツネ | 工石山自然公園を中心としたこの地区の頂上付近の特別保護地区は、高木では、モミ・アカガシブナなどが混生し、また、中低木は、シキミ・ハイノキ等があり、周辺や南部地域には、コナラ群・シイ・カシ萌芽林といった薪炭林のなごりが広がっている。<br><br>保護区内は、ほ乳類及び高山性の留鳥並びに夏鳥等の生息適地として重要な地区である。また、工石山は自然休養林の第1号に指定され、県民・市民に広く親しまれている。 |

| 鳥獣保護区                                                                                  | 生 息 鳥 獣                                                                                                        |                                                    | 地 域 概 要                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                        | 鳥 類                                                                                                            | 獣 類                                                |                                                                                                                                                            |
| ④ 鏡ダム<br>(森林鳥獣生息地)<br>〔面積〕120ha<br>(うち水面50ha)<br>〔存続期間〕<br>自平成29年11月15日<br>至令和9年11月14日 | ゴイサギ・コサギ・オシドリ・マガモ・ヒドリガモ・トビ・ヤマシギ・タシギ・アオバズク・アオゲラ・コゲラ・モズ・キビタキ・オオルリ・メジロ等                                           | ハクビシン<br>ノウサギ<br>タヌキ<br>ムササビ等                      | 鏡ダムを中心としたこの地区は、面積の約半分以上が水面部分であり、水鳥が多く観測されている。また、周辺には自然林が多く野生鳥獣も多く生息している。                                                                                   |
| ⑤ 高ノ森<br>(森林鳥獣生息地)<br>〔面積〕270ha<br>〔存続期間〕<br>自平成28年11月15日<br>至令和8年11月14日               | キジ・コジュケイ・ウグイス・ホオジロ・アオジ・メジロ・カシラダカ・ミソサザイ・ビンズイ・モズ・ヒヨドリ・キジバト・トビ・ウズラ・シジュウカラ等                                        | ノウサギ<br>ハクビシン<br>イタチ<br>アナグマ<br>ムササビ等              | 標高299.9mの高ノ森を中心としたこの地区は、15ha余りが北山県立自然公園区域内にあり、付近にはミカンの開放園等もあり市民の憩いの場となっている。<br>また、高ノ森は、戦国城跡として知られ、周辺には森林も多く、秋には一度に千羽以上のサシバの渡りが見られることもあり、双眼鏡を持って訪れる親子連れも多い。 |
| ⑥ 筆山<br>(誘致地区)<br>〔面積〕307ha<br>〔存続期間〕<br>自令和5年11月15日<br>至令和15年11月14日                   | カワラヒワ・ヒバリ・メジロ・キセキレイ・シジュウカラ・コゲラ・エナガ・アオバズク・フクロウ・キビタキ・ツグミ・ヒヨドリ・オオルリ・コサギ・ウグイス・ツバメ・キジバト・モズ・コジュケイ・シロハラ・ムクドリ・キジ・ホオジロ等 | ノウサギ<br>タヌキ<br>リス<br>ハクビシン<br>アナグマ<br>イタチ<br>ムササビ等 | 本市の市街地に近接し、筆山公園を中心とするこの地区は、樹齢百年以上の広葉樹林があり、周辺には草地が広がっている。<br>また、同地区には、特別天然記念物のミカドアゲハが生息し、春には、花見の行楽地としても市民に親しまれている。                                          |

## (2) 傷病鳥獣救護

傷病鳥獣の救護について高知市内では、わんぱーくこうちアニマルランド、サムアニマルクリニックが鳥獣救護施設として県から指定されている。

## (3) 鳥獣飼養登録

野生鳥獣の愛がん飼養は、本来の野生鳥獣の保護という理念に反し、鳥獣の乱獲を助長するおそれがある。したがって、愛がんを目的とする野生鳥獣の捕獲許可は順次対象種が減らされ平成19年4月からはメジロのみとなっていたが、平成24年4月からすべて捕獲禁止となった。現在は過去に捕獲許可を受けて登録した鳥獣飼養の更新のみ行っている。

また、平成元年4月16日から飼育鳥について密猟の防止のため、足輪の装着が義務付けられた。

## 基本目標 2 循環型社会の形成



限りある資源を将来の世代へ引き継いでいくため、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化の取組を推進し、製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して、環境負荷が低減された循環型社会の形成を目指します。

### ◎代表的な指標

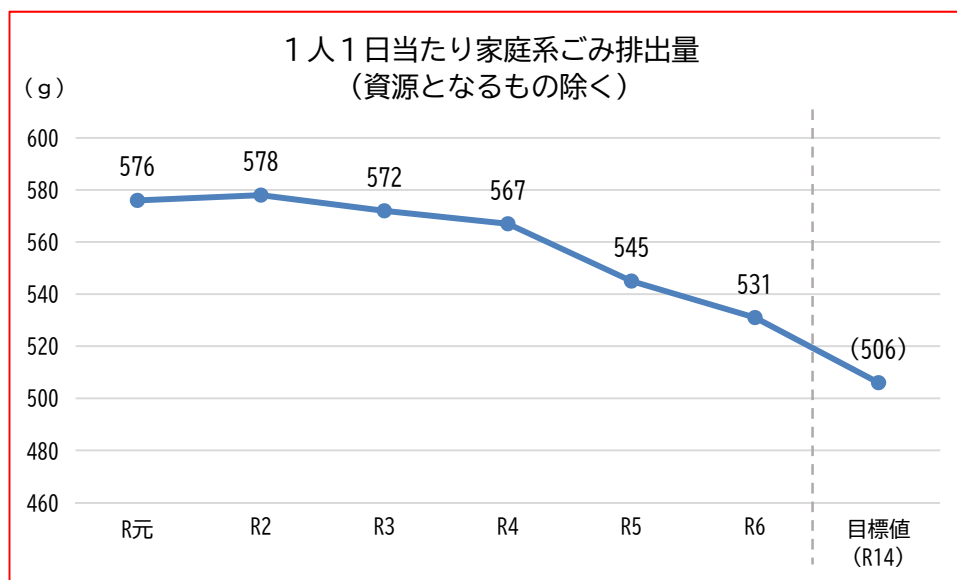
| 指標                | 指標の説明                      | 指標の方向性 | 基準値                    | 実績値                   | 目標値                   |
|-------------------|----------------------------|--------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1人1日当たり<br>ごみ総排出量 | 本市のごみ総排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量 |        | 1,006g/人・日<br>(2021年度) | 967 g/人・日<br>(2024年度) | 976 g/人・日<br>(2032年度) |
| 資源回収率             | 本市のごみ総排出量のうち再資源化されたごみの割合   |        | 17.6%<br>(2021年度)      | 17.3%<br>(2024年度)     | 20.1%<br>(2032年度)     |

### 施策3 市民・事業者・行政の協働による3Rの推進

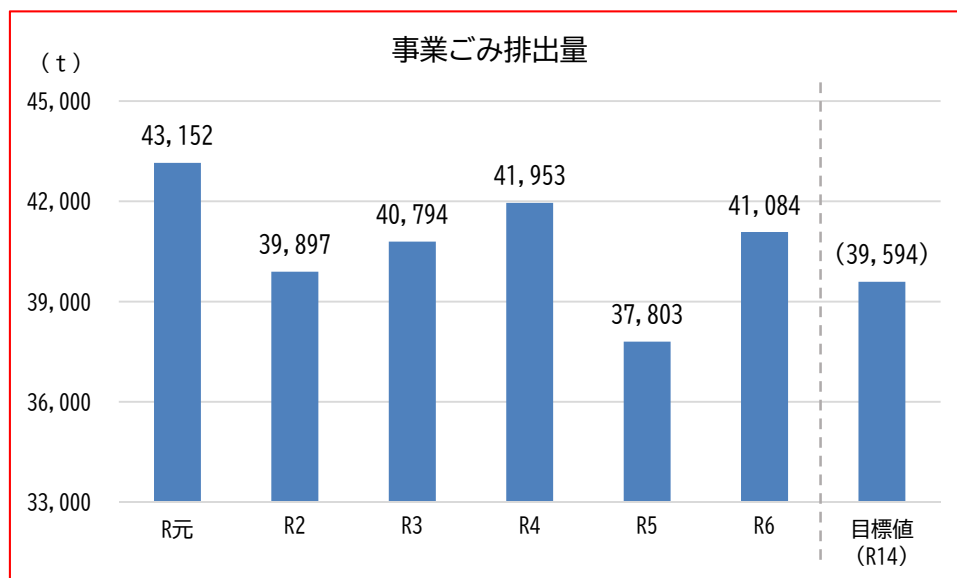
本市では、1976（昭和51）年から、市民・再生事業者・行政の協働による資源・不燃物の分別収集、いわゆる「高知方式」の実施により、ごみの減量や再資源化を進めてきた。近年、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等を受け、家庭系ごみ・事業系ごみともに、市民一人当たりのごみの排出量は、微減傾向にあるが、引き続き循環型社会の形成に向けた取組強化が重要となっている。

今後は、ごみ排出量の削減のみならず、温室効果ガス排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政の各主体が取組の方向性を共有し、ワンウェイプラスチックや食品ロスの削減などの取組の強化が求められる。

### ○（個別指標）1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源となるものを除く）



## ○（個別指標）事業系ごみ排出量



### 3-① 2Rの推進

家庭や事業所における食品ロスの削減や生ごみの減量の推進など、市民・事業者の各主体に求められる具体的な行動を周知・啓発するとともに、プラスチック使用製品廃棄物の削減（リデュース）に向けた普及啓発や、民間事業の活用等によるリユースの取組を促進する。

#### ●事業系一般廃棄物減量化等計画書

令和4年度から、事業所から出るごみの減量や再資源化に向けた意識喚起を目的として、業種ごとに一定規模以上の面積を超える多量排出事業者を対象に、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出を依頼している。

#### ●全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設置された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ参加し、本協議会を通じて、他の自治体と食品ロス削減に向けた施策についての情報交換や共同キャンペーン等の実施により、食品ロス削減に向けて取り組んでいる。

#### 活動内容

- 1 「食べきり運動」の普及・啓発
- 2 「食べきり運動」に関する取組や成果の情報共有及び情報発信
- 3 前項のほか、食品ロス削減に関する取組みや成果の情報共有及び情報発信
- 4 国、民間団体、事業者等との連携及び協働
- 5 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

### ●高知市食べきり協力店

食品ロス（まだ食べることができるにも関わらず廃棄されている食品）削減運動の一環として、外食時の食べ残しの削減に積極的に取り組んでいただける、市内の飲食店・宿泊施設などを「高知市食べきり協力店」として登録している。

高知市食べきり協力店ステッカー



### ●民間事業者との連携によるリユースの促進（おいくら）

令和5年12月に(株)マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、協定によりごみの捨て方を調べる市民に対し、インターネットから利用可能な買取型のリユースシステム「おいくら」の紹介を行うことで、ごみとして捨てずリユースするきっかけを作る取組を実施している。

## 3-② リサイクルの推進

適正な再資源化处理と市民によるステーション管理の負担軽減を図るため、本市の分別区分や排出ルールに沿った排出を促進するとともに、プラスチック使用製品廃棄物についての分別収集できる仕組みを検討していく。

### ●量販店等と連携したペットボトルの拠点回収

本市におけるペットボトルの回収は拠点回収方式で実施しており、各地域のふれあいセンターをはじめとした市有施設の他に、民間事業者にご協力いただき量販店等にも回収BOXを設置することで、ペットボトルの資源回収に取り組んでいる。

### ●ペットボトルの水平リサイクルの促進（コンビニ店頭でのペットボトル回収）

使用済みのペットボトルを回収・洗浄し、再び新しいペットボトルに加工する水平リサイクルに取り組む(株)セブン-イレブン・ジャパンと連携協定を締結し、令和5年10月から市内店舗の店頭には設置された回収機でのペットボトル回収を開始した。



## 施策４ 安全安心な廃棄物処理の推進

廃棄物処理に当たっては、環境負荷の低減を図るため、関係法令に基づき可能な限り循環的利用を行い、循環的利用が行えないものは、適正に処分する必要がある。

本市では、一般廃棄物処理施設の計画的な維持管理や、効率的なごみ収集体制の維持を図るとともに、産業廃棄物も含め処理業者や排出事業者等に対する適正処理に向けた指導・啓発を実施している。また、不法投棄対策については、防止パトロール等を実施しており発生件数は減少しているが、引き続き発生抑制に向けた対策が不可欠である。

今後は、こうした適正処理の取組と併せて、人口減少や高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に対応し、増加が予想されるごみ出し困難者への配慮など、誰もが安心して暮らせる持続可能な収集・運搬体制の整備が求められる。

### ○（個別指標）最終処分場の残余年数

| 年度                  | 令和元<br>（直近値） | 目標値<br>（令和 14） |
|---------------------|--------------|----------------|
| 最終処分場への埋立てが可能な残りの期間 | 2054年度まで     | 20年以上の維持       |

※令和 6 年度末埋立残余容量：114,963m<sup>3</sup>（対前年度▲1,243m<sup>3</sup>）

### ４－① 収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理と計画的な整備を実施し、安全で安定したごみ処理体制の維持に取り組むとともに、粗大ごみの戸別収集・ふれあい収集の充実など、市民サービスの向上を目指した収集運搬体制を検討する。また、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理と計画的な整備を実施し、安全で安定したごみ処理体制の維持に取り組む。

#### ●ごみ処理の状況

本市では、清潔で快適な生活環境を保全していくため、全市域を計画処理の対象として、ごみの減量化と適正処理に取り組んでいる。

現在、ごみの総量は人口減少とともに減少傾向にあるが、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル関連法への対応、最終処分場の更なる延命化及び環境の保全等を進めていくため、今後、一層の廃棄物の発生抑制、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルを推進していくことが必要となっている。

ごみの収集については、平成11年度にごみ袋透明・半透明化の導入、平成12年4月からペットボトル、平成13年11月からはプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。また、埋立ごみを削減し、三里最終処分場の延命化を図るため、平成16年10月から、プラスチック製品等、可燃性の素材が大半を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更した。平成19年10月から大型のプラスチック製品やタンス等の大型木製品等を「可燃粗大ごみ」、埋め立てる廃棄物を「不燃ごみ」にそれぞれ名称変更するとともに、飲料用紙パック及び家電品を分別区分に追加した。さらに、平成22年11月から、従来不燃ごみとしていたかさを金属類として資源回収を始め、平成23年3月から雑がみを資源物に追加し、資源再利用の促進を図っている。

平成8年8月1日から平成31年3月まで「生ごみ処理容器」に対する購入補助、さらに平成15年8月1日から平成20年3月までは「電動生ごみ処理機」の購入補助を行った。また、平成13年4月1日から特定家庭用機器（家電4品目）のリサイクルが実施され（平成21年4月1日から品目追加）、平成15年10月1

日から「家庭用パソコン」のメーカーによるリサイクルが実施された。さらに、平成17年1月からは使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が施行され、使用済み自動車のリサイクル・適正処理の持続的な取組の環境整備を図っている。

このほか、平成25年4月には使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、本市においてはこれまで独自に再資源化を行っていた「家電品」について、平成30年10月から小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者への引渡しを開始した。また、令和4年度からはパソコン等の小型家電について宅配便での回収を行う認定事業者と協定を締結した。

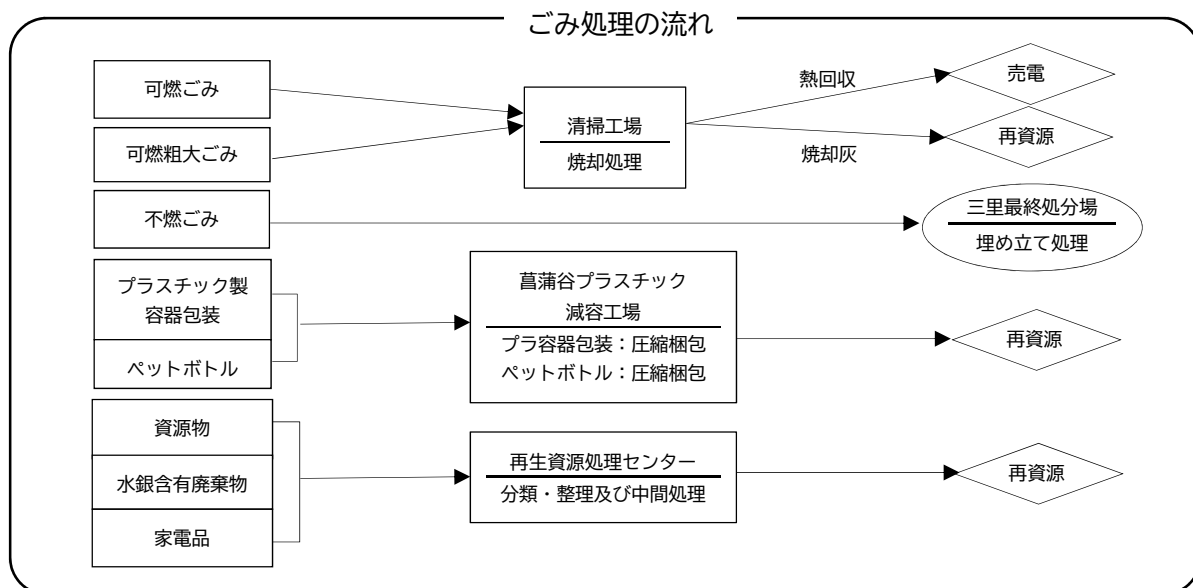
ごみの処分については、昭和55年度から宇賀清掃工場で可燃ごみ、可燃粗大ごみを全量焼却していたが、施設の老朽化やごみの増加に伴う処理能力の限界が生じたことなどにより、新たに高知市清掃工場を建設し、平成14年4月から本格運転を開始した。清掃工場では、ごみの焼却エネルギーを利用し、発電を行うとともに、発生した余熱は、場内での利用の他、温水プールや温浴施設を備えた余熱利用施設であるヨネッツこうちで利用をしている。

プラスチックごみは、平成元年度から菖蒲谷プラスチック減容工場において、減容固化の処理を行った後、埋立て処分していたが、平成13年11月からは容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、圧縮梱包を行った後、指定法人ルートによる再資源化を行っている。また、ペットボトルについては、量販店等の協力を得て拠点回収を行っており、菖蒲谷プラスチック減容工場で中間処理している。そして、令和2年4月からは容器包装リサイクル法に基づき指定法人ルートによる再資源化を行っている。

不燃物や焼却灰は、プラスチックごみの減容固化物と同様に、昭和60年から三里最終処分場で安定した埋立て処分を行っていた。しかしながら、最終処分場を取り巻く状況は深刻化しており、延命化を図るため、可燃性雑ごみを焼却処分に変更し、焼却灰は再資源化するなど、最終処分量の減少を図っている。

資源物（ビン類・カン金属類・紙類・布類）、家電品、水銀含有廃棄物及び不燃ごみについては、高知市再生資源処理協同組合に収集運搬を委託し、資源物は品目ごとに再資源化を行っている。水銀含有廃棄物は中間処理した後、水銀再生業者に処理委託している。

なお、土佐山地区は平成20年度から、鏡地区は平成22年度から、それまでの委託収集から直営収集に切り替えた。春野地区の可燃ごみは、平成24年度まで委託収集し、高知中央西部焼却処理事務組合（構成市町村：土佐市・高知市・いの町・日高村）において処理していたが、平成25年度から直営収集に切り替え、高知市清掃工場で処理している。



## ●し尿処理の状況

し尿については、昭和20年代まで農作物の肥料として土壌に還元するのが主であったが、都市化の進展や化学肥料の使用増加などにより、し尿処理対策が次第に求められるようになってきた。本市においては、昭和29年の清掃法の施行に伴い、収集運搬は直営と民間の許可業者が行い、終末処理については海洋投棄を第一義とし、農地還元についても配慮していく方針を決定した。その後、し尿収集については、民間の許可業者制を廃止し、公共性の高い公社制を採用することとして、昭和50年2月に(財)高知市清掃公社(平成3年5月に(財)高知市環境事業公社に改称、平成25年4月公益財団法人に移行)を設立し、同年4月から収集業務に携わっている。公社設立以後、直営収集世帯も公社収集に順次移行し、昭和59年7月に全面的に移管した。

終末処理については、昭和29年に市有の海洋投棄船により土佐湾沿岸に投入処分を開始して以降、し尿の海洋投棄処分を行ってきたが、海洋汚染防止を図るため、昭和56年に陸上処理施設の建設に着手した。陸上処理施設の完成により、約30年間続いたし尿の海洋投棄に終止符を打ち、昭和59年7月から390kl/日の処理が可能な陸上処理施設である東部環境センターの本格運転を開始した。現在、収集したし尿及び浄化槽汚泥は、同センターへ搬入・処理されている。なお、春野地区のし尿については、平成27年3月末まで仁淀川下流衛生事務組合(構成市町村：土佐市・高知市・いの町・日高村)が運営する衛生センターにおいて処理を行っていたが、高知市の同組合脱退により、平成27年4月以降、旧高知市地区と統一し東部環境センターで処理している。平成31年4月1日からは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき嶺北広域行政事務組合(大豊町・本山町・土佐町・大川村)のし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る事務を高知市が受託し、東部環境センターにて処理を開始した。

し尿処理実績

| 区分              | 年度 | 令和2     | 3       | 4       | 5       | 6       |
|-----------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|
|                 |    |         |         |         |         |         |
| 総処理量(kl)        |    | 109,496 | 107,782 | 105,455 | 102,576 | 101,556 |
| 生し尿(kl)         |    | 18,948  | 18,171  | 17,215  | 16,251  | 15,170  |
| 浄化槽汚泥(kl)       |    | 82,872  | 81,814  | 80,469  | 78,596  | 78,863  |
| 嶺北し尿及び浄化槽汚泥(kl) |    | 7,676   | 7,797   | 7,771   | 7,729   | 7,523   |

## ●廃棄物減量等推進員の設置

廃棄物減量等推進員の制度は、平成3年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い創設されたもので、これを受け、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に規定した。

平成12年1月に町内会や資源・不燃物登録団体の代表者などの中から523名を委嘱して始めた（令和7年3月末現在897名）。廃棄物減量等推進員は、市との密接な連携のもとに、ごみの減量・再生利用を促進していくための地域密着型ボランティアであり、市と地域住民との重要なパイプ役を担っている。

### ○主な活動内容

- ・地域住民への周知、伝達
- ・地域における啓発活動
- ・ステーションでのごみ出しルールやマナーの指導
- ・ごみの出し方等に関する意見・要望等のとりまとめ
- ・市及び町内会等との連携
- ・市が主催する研修や説明会等への参加

## ●ふれあい収集の充実

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、自らごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な世帯を対象とし、玄関先から収集を行うふれあい収集を令和2年4月から開始した。また、ふれあい収集利用者からの要望を受けて、令和6年3月から対象品目を現行の可燃ごみ・プラスチック製容器包装から一部の資源物（ビン・カン・紙類）にも拡大し試行的に実施している。

## 4-② 適正処理の推進

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者などへの啓発・指導及び施設への立入検査等を実施し、適正処理を推進する。また、ごみ焼却後に発生する焼却灰・焼却飛灰のセメント資源化等を行い、最終処分量の低減に取り組む。

産業廃棄物収集運搬業の許可業者数（令和7年3月31日現在）

| 区 分               | 高知市内 | 高知県内 | 高知県外 | 計  |
|-------------------|------|------|------|----|
| 産業廃棄物のみ           | 39   | 5    | 7    | 51 |
| 特別管理産業廃棄物のみ       | 1    | －    | －    | 1  |
| 産業廃棄物 + 特別管理産業廃棄物 | 5    | －    | 2    | 7  |
| 計                 | 45   | 5    | 9    | 59 |

（注）法改正（平成23年4月1日施行）により収集運搬業の許可の合理化が図られ、積替え又は保管を伴わない場合で、一つの政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が許可を行うこととした。

産業廃棄物処分量の許可業者数（令和7年3月31日現在）

| 区 分  | 産業廃棄物 |       |      |    | 特別管理産業廃棄物 |       |      |   |
|------|-------|-------|------|----|-----------|-------|------|---|
|      | 中間処理  | 中間＋最終 | 最終処分 | 計  | 中間処理      | 中間＋最終 | 最終処分 | 計 |
| 高知市内 | 23    | 2     | －    | 25 | 2         | －     | －    | 2 |
| 高知県内 | 3     | －     | －    | 3  | －         | －     | －    | － |
| 高知県外 | 3     | －     | －    | 3  | －         | －     | －    | － |
| 計    | 29    | 2     | －    | 31 | 2         | －     | －    | 2 |

産業廃棄物処分量許可者による処理施設の設置許可状況（令和7年3月31日現在）

| 中間処理施設                             |                                    |            | 最終処分場    |
|------------------------------------|------------------------------------|------------|----------|
| 焼 却 施 設<br>(焼却能力200kg/h<br>以上の処分量) | 焼 却 施 設<br>(焼却能力200kg/h<br>未満の処分量) | その他の中間処理施設 | 安定型最終処分場 |
| 4                                  | 3                                  | 87         | 2        |

産業廃棄物処理業許可件数の推移（令和7年3月31日現在）

| 年度            |       | 平成<br>23 | 24  | 25  | 26  | 27  | 28  | 29  | 30  | 令和<br>元 | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   |
|---------------|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 産業<br>廃棄物     | 収集運搬業 | 23       | 11  | 12  | 14  | 11  | 13  | 15  | 15  | 15      | 10  | 13  | 10  | 11  | 14  |
|               | 処分量   | 9        | 11  | 8   | 5   | 6   | 6   | 9   | 5   | 5       | 6   | 6   | 7   | 11  | 6   |
| 特別管理<br>産業廃棄物 | 収集運搬業 | 1        | 1   | 4   | 1   | 2   | 2   | 1   | 1   | 1       | 3   | 1   | 4   | 0   | 2   |
|               | 処分量   | 1        | －   | －   | －   | －   | 1   | －   | 1   | 1       | －   | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 施設設置          | 最終・焼却 | －        | －   | －   | －   | －   | 1   | －   | －   | －       | 1   | －   | 0   | 0   | 0   |
|               | その他   | 2        | －   | －   | －   | －   | －   | 1   | －   | －       | －   | －   | 1   | 1   | 1   |
| 合計            |       | 36       | 23  | 24  | 20  | 19  | 23  | 26  | 22  | 22      | 20  | 21  | 23  | 22  | 24  |
| 変更届           |       | 142      | 143 | 117 | 112 | 141 | 136 | 108 | 176 | 155     | 123 | 129 | 140 | 134 | 152 |

●苦情処理等の状況

市民や関係機関等から寄せられる環境問題に関する苦情にはさまざまな種類があり、その都度、不法投棄防止パトロール員等が迅速な確認対応を行い、生活環境の保全に努めている。苦情処理の中では不法投棄に関する内容が最も多く、毎年、苦情処理件数の7割程度を占める状況が続いている。

一方、苦情処理件数は、ここ数年間は減少しているとともに、苦情の種類においても当該件数は減少傾向を示している。

苦情の種類別に令和6年度実績でみると、不法投棄に関する苦情等処理件数が74件あり、全体の77.9%を占めており、次いで不法焼却（野焼き）が10件（10.5%）、その他の悪臭・騒音等の苦情件数が11件（11.6%）となっている。

また、大街別に令和6年度実績でみると、春野11件、大津9件等となっている。

大街別苦情処理件数等の推移（令和7年3月31日現在）

| 年度<br>街別 | 令和3 |        | 4   |       | 5   |     | 6   |       |
|----------|-----|--------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
|          | 総件数 | 割合(%)  | 総件数 | 割合(%) | 総件数 | 総件数 | 総件数 | 割合(%) |
| 上街       | －   | －      | 2   | 2.02  | 2   | 2   | 2   | 2.11  |
| 高知街      | 6   | 5.45   | 6   | 6.06  | 6   | 6   | 5   | 5.26  |
| 南街       | 1   | 0.91   | 2   | 2.02  | 2   | 2   | 2   | 2.11  |
| 北街       | 2   | 1.82   | 1   | 1.01  | 1   | 1   | －   | －     |
| 下知       | 5   | 4.55   | 3   | 3.03  | 3   | 3   | －   | －     |
| 江ノ口      | 3   | 2.73   | 4   | 4.04  | 4   | 4   | 3   | 3.16  |
| 小高坂      | －   | －      | －   | －     | －   | －   | 4   | 4.21  |
| 旭街       | 15  | 13.64  | 3   | 3.03  | 3   | 3   | 8   | 8.42  |
| 潮江       | 3   | 2.73   | 11  | 11.11 | 11  | 11  | 6   | 6.32  |
| 三里       | 4   | 3.64   | 3   | 3.03  | 3   | 3   | 7   | 7.37  |
| 五台山      | 1   | 0.91   | 8   | 8.08  | 8   | 8   | 3   | 3.16  |
| 高須       | 4   | 3.64   | 2   | 2.02  | 2   | 2   | 3   | 3.16  |
| 布師田      | 4   | 3.64   | 3   | 3.03  | 3   | 3   | 3   | 3.16  |
| 一宮       | 9   | 8.18   | 4   | 4.04  | 4   | 4   | 5   | 5.26  |
| 秦        | 9   | 8.18   | 2   | 2.02  | 2   | 2   | 1   | 1.05  |
| 初月       | 2   | 1.82   | 3   | 3.03  | 3   | 3   | 3   | 3.16  |
| 朝倉       | 7   | 6.36   | 8   | 8.08  | 8   | 8   | 5   | 5.26  |
| 鴨田       | 9   | 8.18   | 9   | 9.09  | 9   | 9   | 2   | 2.11  |
| 長浜       | 6   | 5.45   | 6   | 6.06  | 6   | 6   | 4   | 4.21  |
| 御畳瀬      | －   | －      | －   | －     | －   | －   | －   | －     |
| 浦戸       | －   | －      | －   | －     | －   | －   | 2   | 2.11  |
| 大津       | 2   | 1.82   | 7   | 7.07  | 7   | 7   | 9   | 9.47  |
| 介良       | 1   | 0.91   | 1   | 1.01  | 1   | 1   | 4   | 4.21  |
| 鏡        | 2   | 1.82   | －   | －     | －   | －   | 3   | 3.16  |
| 土佐山      | 1   | 0.91   | 3   | 3.03  | 3   | 3   | －   | －     |
| 春野       | 14  | 12.73  | 8   | 8.08  | 8   | 8   | 11  | 11.58 |
| 計        | 110 | 100.00 | 99  | 100   | 99  | 99  | 95  | 100   |

種類別苦情処理件数等の推移（令和7年3月31日現在）

| 区分<br>年度 | 苦情等の種類（件数） |     |     |     | 県警派遣職員等（名） |        |   |
|----------|------------|-----|-----|-----|------------|--------|---|
|          | 不法投棄       | 野焼き | その他 | 計   | 現職         | パトロール員 | 計 |
| 平成25     | 492        | 185 | 39  | 716 | 1          | 4      | 5 |
| 26       | 376        | 95  | 33  | 504 | 1          | 4      | 5 |
| 27       | 319        | 95  | 13  | 427 | 1          | 4      | 5 |
| 28       | 153        | 56  | 18  | 227 | 1          | 4      | 5 |
| 29       | 158        | 52  | 32  | 242 | 1          | 4      | 5 |
| 30       | 113        | 37  | 20  | 170 | 1          | 4      | 5 |
| 令和元      | 67         | 36  | 18  | 121 | 1          | 4      | 5 |
| 2        | 84         | 27  | 9   | 120 | 1          | 4      | 5 |
| 3        | 61         | 35  | 14  | 110 | 1          | 4      | 5 |
| 4        | 81         | 10  | 8   | 99  | 1          | 4      | 5 |
| 5        | 68         | 22  | 9   | 99  | 1          | 4      | 5 |
| 6        | 74         | 10  | 11  | 95  | 1          | 4      | 5 |

（注）一件の苦情の内訳が、不法投棄と野焼きの場合は不法投棄、不法投棄とその他の場合は不法投棄、野焼きとその他の場合は野焼きにそれぞれ分類している。

## ●各種リサイクル法

資源循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法が施行されたことにより、本市でも適正処理に向けて継続的取組を行っている。

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」は、平成14年5月30日から施行され、届け出書等の受付事務、現場等のパトロール等を実施している。令和6年度の届出等の件数は、民間工事648件、公共工事260件となっており、198件の現場確認・立入検査により監視・指導を行っている。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、平成14年7月に成立した後、平成16年7月から解体業及び破碎業の許可制度が段階的に開始され、平成17年1月1日には全面的に施行された。同法は、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を図るため、自動車製造業者にリサイクルの責任を果たすことを義務付けるものであり、関連事業者である引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者のそれぞれの役割が定められている。

建設リサイクル法による届出件数及び立入調査件数（令和7年3月31日現在）

| 種別<br>年度 | 届出書<br>(民間工事) | 通知書<br>(公共工事) | 計    | 立入調査件数 |
|----------|---------------|---------------|------|--------|
| 平成25     | 664           | 264           | 928  | 505    |
| 26       | 557           | 324           | 881  | 375    |
| 27       | 669           | 288           | 957  | 355    |
| 28       | 667           | 322           | 989  | 225    |
| 29       | 762           | 333           | 1095 | 242    |
| 30       | 736           | 255           | 991  | 307    |
| 令和元      | 695           | 245           | 940  | 227    |
| 2        | 674           | 298           | 972  | 263    |
| 3        | 632           | 263           | 895  | 248    |
| 4        | 619           | 266           | 885  | 54     |
| 5        | 606           | 269           | 875  | 199    |
| 6        | 648           | 260           | 908  | 198    |

自動車リサイクル法受付等実績（令和6年度）

| 区分     | 新規 | 更新 | 変更<br>許可 | 年度末<br>登録事業者数 | 実事業者<br>件数 | 変更・<br>廃業届<br>件 数 |
|--------|----|----|----------|---------------|------------|-------------------|
| 引取業    | 1  | 8  | —        | 67            | 68         | 22                |
| フロン回収業 | 1  | 4  | —        | 17            |            |                   |
| 解体業    | —  | 3  | —        | 7             |            |                   |
| 破碎業    | —  | 4  | —        | 5             |            |                   |
| 計      | 2  | 19 | —        | 96            |            |                   |

### ●PCB廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサーといった電気機器等幅広い用途に使用されていたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生して社会問題化し、昭和47年以降その製造が中止され、その後のPCB廃棄物の適正処理の推進のため、平成13年7月「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特措法）が施行された。これにより、PCB廃棄物の保管・処分について各事業者へ届出が義務付けられることとなった。

また、同年12月からは、北九州市にある広域処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO））で高濃度PCB廃棄物の処理が開始された。高濃度PCB廃棄物に該当するトランス、コンデンサーは平成30年3月31日に処分期間が終了し、保管事業者不存在となっていた高濃度PCB廃棄物についても、行政代執行による処分が完了した。その後、令和3年3月末に高濃度PCBに該当する安定器・汚染物等の処分期間が終了し、3年度は未処理事業者や新たに保有が確認された事業者に対し、PCB廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限（4年3月末）までに処分を行うよう指導した。

なお、処分期間終了後に発見され、継続保管となった高濃度ＰＣＢ廃棄物については、４年５月３１日付にてＰＣＢ廃棄物処理基本計画が改定され、処分期間が４年度から２年延長された。このため、環境省及びＪＥＳＣＯの協力を得ながら、継続保管事業者に対し処分を指導し、５年３月末に完了した。

また、北九州市にある広域処理施設が６年３月末に事業終了した後に発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物については、６年度から室蘭市にある広域処理施設において処分できるようになったため、保管事業者に対し、当該施設における処分期間である７年度末までに処分を行うよう指導した。

一方、低濃度ＰＣＢ廃棄物については、高濃度ＰＣＢと異なり、使用機器は多岐にわたり、かつ広く使用されていたことから、商工関係団体など関係団体を通じて積極的な広報・啓発を図るとともに、電気保安事業者と連携して該当機器の発見及び適正処理の指導に努め、９年３月３１日（処分期限）までの処分完了を目指す。

また、全国的にも不適切な管理状態による漏えい事故等が頻発していることから、令和５年度に保管事業者に対し保管状況の確認（立入検査）を行った。

なお、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者は、毎年、その状況を都道府県知事等に届出する義務があることから、届出書の提出を通じて、事業者のＰＣＢ廃棄物の保管及び処分状況の把握に努めている。

ＰＣＢ廃棄物届出事業場数及び立入調査実施件数（令和７年３月３１日現在）

| 年度   | 届出事業場数 | 立入検査実施件数 |
|------|--------|----------|
| 平成23 | 243    | —        |
| 24   | 209    | —        |
| 25   | 200    | —        |
| 26   | 176    | —        |
| 27   | 148    | —        |
| 28   | 124    | 8        |
| 29   | 119    | 21       |
| 30   | 126    | —        |
| 令和元  | 99     | —        |
| 2    | 104    | —        |
| 3    | 109    | 1        |
| 4    | 82     | 5        |
| 5    | 78     | 33       |
| 6    | 73     | 6        |

#### ●焼却灰・飛灰の資源化による最終処分量の低減

平成19年度以降は、ごみ焼却後に発生する焼却灰・焼却飛灰のセメント資源化等に取り組み、ゼロ・エミッション（廃棄物の排出ゼロ）を達成するとともに、最終処分量の低減に貢献している。

## 基本目標3 地球温暖化対策の推進



地球温暖化の進行を抑制し、将来に渡って地球環境を保全するため、地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を削減するとともに、避けることのできない気候変動の影響に備えた社会を目指します。

また、長期的には、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

### ◎代表的な指標

| 指標           | 指標の説明            | 指標の方向性 | 基準値                                     | 実績値                                     | 目標値                                     |
|--------------|------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 市域の温室効果ガス排出量 | 市域で排出される温室効果ガスの量 |        | 2,499<br>千t-CO <sub>2</sub><br>(2013年度) | 1,643<br>千t-CO <sub>2</sub><br>(2022年度) | 1,430<br>千t-CO <sub>2</sub><br>(2030年度) |

### 施策5 脱炭素型の暮らし・まちづくり

近年、地球温暖化が進行し、記録的な猛暑や集中豪雨など気候変動による影響が現れ始めている。2015（平成27）年に採択されたパリ協定を受け、本市では、「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）」を改訂し、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で43%削減するという目標を掲げるとともに、長期的な目標として、2050（令和32）年度における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこととしている。

本市の温室効果ガス排出量の内訳は、CO<sub>2</sub>が大部分を占めており、家庭や事業所における電力由来のCO<sub>2</sub>排出量が多いことから、各主体の省エネルギー化の取組が重要である。また、近年の国際情勢の不安定化に伴う電気料金の高騰などから、省エネルギー化や節電などの取組と併せて、社会経済システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていくことが必要となる。

#### ○（個別指標）市域の電力消費量

（単位：千kWh）

| 平成25<br>2013<br>(基準年度) | 平成29<br>2017 | 平成30<br>2018 | 令和元<br>2019 | 令和2<br>2020 | 令和3<br>2021 | 令和4<br>2022 | 令和12<br>2030<br>(目標値)  |
|------------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------------|
| 1,839,669              | 1,813,114    | 1,607,501    | 1,549,364   | 1,763,673   | 1,727,436   | 1,781,616   | 過去5年間の<br>最小値を下回る<br>量 |

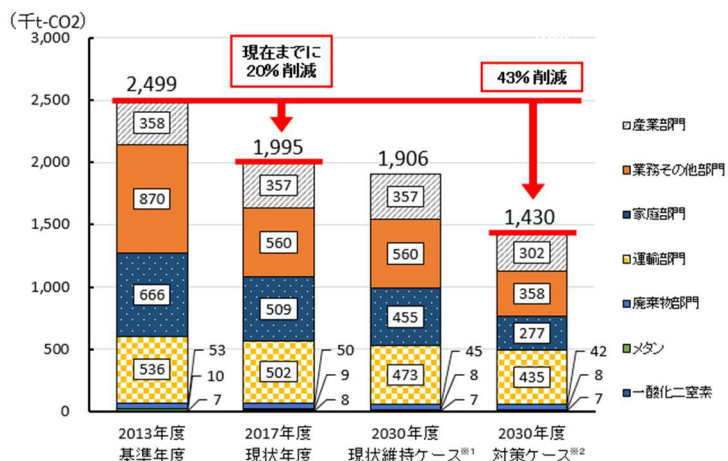
## 5-① 脱炭素型のライフスタイルや事業活動の普及促進

家庭や事業所などへの省エネルギー性能の高い機器・設備の普及を促進するとともに、住宅や事業所など建物の省エネルギー化の普及を促進する。

### ●第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）（令和2年度改訂）

国の目指す方向性を踏まえ、本市は、令和3年3月に第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）を改訂し、2030（令和12）年度における市域の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で43%削減を目標とするとともに、2050（令和32）年における温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこととした。

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 基準年度  | 2013（平成25）年度                   |
| 目標年度  | 2030（令和12）年度                   |
| 計画の期間 | 2021（令和3）年度～2030（令和12）年度（10年間） |



2030年度における  
温室効果ガス排出量を  
2013年度比で  
**43%削減**

#### 削減目標の部門別内訳

産業部門 .....16%削減  
業務その他部門 .....59%削減  
家庭部門 .....58%削減  
運輸部門 .....19%削減  
廃棄物部門 .....20%削減

長期的な視点としては、**2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現**を目指します。

※1 現状維持ケース：現状から特段の対策を行わない場合のこと

※2 対策ケース：地球温暖化対策を実施した場合のこと

参考：第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）（概要版）2021（令和3）年3月改訂

### 高知市における温室効果ガス排出量の推移（単位：千t-CO<sub>2</sub>）

| 温室効果ガスの種類                   |         | 平成25<br>2013<br>(基準年度) | 平成29<br>2017 | 平成30<br>2018 | 令和元<br>2019 | 令和2<br>2020 | 令和3<br>2021 | 令和4<br>2022 |
|-----------------------------|---------|------------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 二酸化炭素<br>(CO <sub>2</sub> ) | 産業部門    | 358                    | 357          | 352          | 316         | 346         | 367         | 277         |
|                             | 業務その他部門 | 870                    | 560          | 539          | 451         | 599         | 581         | 443         |
|                             | 家庭部門    | 666                    | 509          | 391          | 280         | 503         | 402         | 375         |
|                             | 運輸部門    | 536                    | 502          | 489          | 502         | 459         | 460         | 465         |
|                             | 廃棄物部門   | 53                     | 50           | 39           | 55          | 57          | 54          | 61          |
| 小計                          |         | 2,482                  | 1,978        | 1,810        | 1,604       | 1,963       | 1,863       | 1,621       |
| メタン (CH <sub>4</sub> )      |         | 10                     | 9            | 9            | 9           | 9           | 16          | 16          |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)   |         | 7                      | 8            | 8            | 8           | 8           | 7           | 7           |
| 総排出量                        |         | 2,499                  | 1,995        | 1,827        | 1,620       | 1,979       | 1,886       | 1,643       |

(注) 端数処理により合計値と一致しない場合がある。

本計画では、脱炭素社会の実現に向け、2030（令和12）年度における温室効果ガス削減目標の達成のために、4つの基本方針を掲げ、基本方針毎の市・市民・事業者の取組と進行管理指標を示している。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 基本方針 1 | 地球にやさしいエネルギーをつくる    |
| 基本方針 2 | エネルギーを賢くつかう         |
| 基本方針 3 | 温室効果ガスの排出の少ないまちをつくる |
| 基本方針 4 | 循環型社会をつくる           |

#### 区域施策編の基本方針に係る進行管理指標の実績

| 基本方針                        | 指標名                                   | 計画改訂時点（R2年度）          |                                    | R7年度調査                |                                  |      | 目標   |                                 |
|-----------------------------|---------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|----------------------------------|------|------|---------------------------------|
|                             |                                       | 各指標の<br>対象期間又は<br>基準日 | 実績値                                | 各指標の<br>対象期間又は<br>基準日 | 実績値                              | 達成状況 | 目標年度 | 目標値                             |
| 地球にやさしい<br>エネルギーをつくる        | 新エネルギー発電自給率                           | R1年度                  | 20%                                | R4年度                  | 20%                              | 未達成  | R12  | 23%                             |
|                             | 新エネルギー発電量                             | R1年度                  | 346GWh                             | R4年度                  | 349GWh                           | 未達成  | R12  | 402GWh                          |
|                             | 自家消費型新エネルギー導入補助<br>件数（累計）             | R1年度                  | 1件                                 | R6年度                  | 4件                               | 未達成  | R12  | 23件                             |
|                             | 市施設の新エネルギー設備導入件数<br>（累計）              | R1年度                  | 23件                                | R6年度                  | 26件                              | 未達成  | R8   | 29件                             |
|                             | 市施設の電力調達に係る<br>電力排出係数                 | R1年度                  | 0.574<br>kg-CO <sub>2</sub> /kWh未満 | R6年度                  | 0.804<br>kg-CO <sub>2</sub> /kWh | 未達成  | R12  | 0.37<br>kg-CO <sub>2</sub> /kWh |
| エネルギーを賢く<br>つかう             | 環境にやさしいライフスタイルの実践度<br>（地球温暖化防止のための取組） | R1年度                  | 45.7%                              | R7年度                  | 45.8%                            | 未達成  | R12  | 57.2%                           |
|                             | COOL CHOICE賛同者数（累計）                   | R1年度                  | 17,822人                            | R6年度                  | 22,425人                          | 未達成  | R12  | 25,621人                         |
|                             | 省エネルギー機器導入補助件数<br>（累計）                | R1年度                  | 16件                                | R6年度                  | 58件                              | 未達成  | R12  | 93件                             |
| 温室効果ガスの<br>排出の少ない<br>まちをつくる | 公共交通利用率                               | H30年度                 | 7.88%                              | R5年度                  | 6.92%                            | 未達成  | R12  | 7.88%                           |
|                             | 乗合タクシー利用者数                            | H30.10.1～<br>R1.9.30  | 35,516人                            | R6.10.1～<br>R7.9.30   | 36,097人                          | 未達成  | R6   | 40,800人                         |
|                             | 直販所販売額                                | H30年度                 | 1,708百万円                           | R5年度                  | 2,853百万円                         | 達成   | R12  | 2,780百万円                        |
|                             | 認定農業者数                                | R1年度末時点               | 277経営体                             | R6年度末時点               | 263経営体                           | 未達成  | R12  | 290経営体                          |
|                             | 保育間伐実施面積                              | R1年度                  | 8ha                                | R6年度                  | 1ha                              | 未達成  | R12  | 100ha                           |
|                             | 搬出間伐の材積                               | H27年度～R1<br>年度の平均値    | 2,480m <sup>3</sup>                | H27年度～R6<br>年度の平均値    | 2,284m <sup>3</sup>              | 未達成  | R12  | 3,000m <sup>3</sup>             |
|                             | 緑視率                                   | H27年度                 | 22.9%                              | R2年度                  | 22.4%                            | 未達成  | R12  | 25.0%                           |
|                             | 市街地の緑地面積                              | H27年度                 | 4466.2ha                           | R2年度                  | 4467.2ha                         | 未達成  | R12  | 4490.8ha                        |
|                             | 居住誘導区域内人口                             | H28.4.1時点             | 27.9万人                             | R7.4.1時点              | 24.8万人                           | 未達成  | R12  | 26.9万人                          |
| 循環型社会を<br>つくる               | 市民一人1日当たりのごみ排出量                       | R1年度                  | 935g                               | R6年度                  | 890g                             | 未達成  | R12  | 862g以下                          |
|                             | ごみのリサイクル率                             | R1年度                  | 17.7%                              | R6年度                  | 17.3%                            | 未達成  | R12  | 22.0%以上                         |

（注※）市民一人1日当たりのごみ排出量は、資源となるものを除いている。

## ●事業者向け設備改修支援

本市の事業所等から排出される温室効果ガスを削減するため、平成27年度から令和4年度までは高知市内において事業所の既設機器の入替えをする市内事業者に対して、省エネルギー効果の高い機器（LED照明、空調、冷蔵庫、冷凍庫）を導入する費用の一部について補助を行った。

令和5年度からは、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、高知市内の事業所の既設機器の入替えをする市内事業者に対して、高効率機器（高効率照明、高効率空調、高効率給湯器）を導入する費用の一部について補助を行っている。

| 補助件数 |      |    |     |    |    |   |   | (単位：件) |
|------|------|----|-----|----|----|---|---|--------|
| 年度   | 平成29 | 30 | 令和元 | 2  | 3  | 4 | 5 | 6      |
| 補助件数 | 15   | 25 | 16  | 14 | 11 | 8 | 6 | 3      |

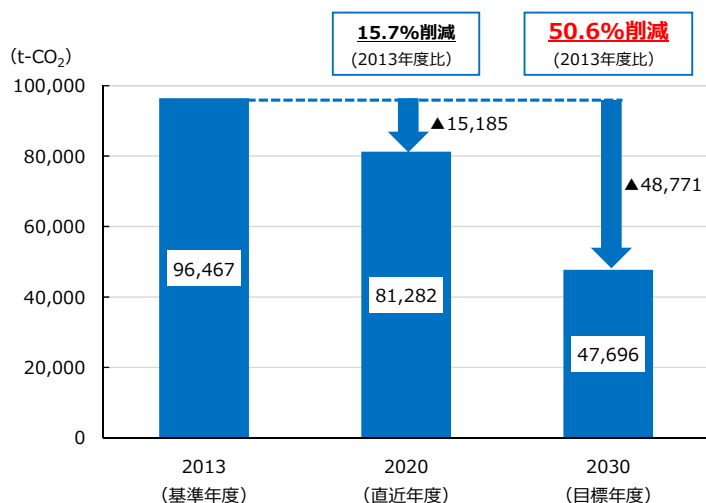
## 5-② 公共施設の省エネルギー化の推進

公共施設において、照明のLED化や空調設備等への高効率機器の導入、適正な設備容量への見直し、建物の断熱性能の向上等を検討する。

## ●第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）（令和3年度策定）

令和4年3月に新たに第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）を策定し、本市の事務・事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50.6%（48,771 t-CO<sub>2</sub>）削減することを目標とした。温室効果ガス削減のための具体的な取組として、清掃工場の廃棄物発電により発電した電力の有効活用、照明のLED化、電力排出係数の低い電力の調達、職員一人ひとりの行動変容等、9つの取組を推進している。

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 基準年度  | 2013（平成25）年度                  |
| 目標年度  | 2030（令和12）年度                  |
| 計画の期間 | 2022（令和4）年度～2030（令和12）年度（9年間） |



温室効果ガスの削減目標

| 取組                |                   | 削減ポテンシャル<br>% (t-CO <sub>2</sub> ) |
|-------------------|-------------------|------------------------------------|
| 項目                | 具体的な取組            |                                    |
| 再生可能エネルギーの活用と導入拡大 | ① 清掃工場余剰電力の活用     | ▲24.5% (▲23,616)                   |
|                   | ② 太陽光発電設備の導入      | -                                  |
|                   | ③ 電力排出係数を考慮した電力調達 | ▲13.9% (▲13,360)                   |
| 省エネルギーの推進         | ④ 照明のLED化         | ▲3.6% (▲3,470)                     |
|                   | ⑤ 施設・設備の省エネルギー改修  | ▲0.8% (▲782)                       |
|                   | ⑥ 職員のCOOL CHOICE  | ▲2.3% (▲2,191)                     |
| その他               | ⑦ プラスチック資源循環の推進   | ▲2.5% (▲2,451)                     |
|                   | ⑧ ごみ焼却量の削減        | ▲3.0% (▲2,901)                     |
|                   | ⑨ 公用車への電気自動車の導入   | -                                  |
| 合計                |                   | ▲50.6% (▲48,771)                   |

温室効果ガス削減のための取組と削減ポテンシャル

出典：第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）

高知市役所における温室効果ガス排出量の推移 (単位：t-CO2)

| 温室効果ガスの種類              | 発生源         | 平成25<br>2013<br>(基準年度) | 令和元<br>2019 | 令和2<br>2020 | 令和3<br>2021 | 令和4<br>2022 | 令和5<br>2023 | 令和6<br>2024<br>(直近年度) |
|------------------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|
| 二酸化炭素<br>(CO2)         | 電気の使用       | 51,643                 | 40,082      | 31,367      | 40,948      | 34,214      | 20,844      | 21,788                |
|                        | 燃料の使用       | 6,806                  | 6,674       | 7,095       | 7,154       | 6,644       | 6,870       | 6,609                 |
|                        | 一般廃棄物の焼却    | 34,055                 | 39,027      | 37,850      | 33,980      | 42,706      | 39,633      | 36,359                |
| メタン<br>(CH4)           | 一般廃棄物の焼却    | 2                      | 3           | 3           | 3           | 3           | 3           | 3                     |
|                        | 自動車の走行      | 1                      | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           | 1                     |
|                        | 下水・し尿の処理    | 577                    | 805         | 798         | 784         | 772         | 876         | 867                   |
|                        | 家畜の飼養・糞尿の処理 | 0                      | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0                     |
| 一酸化二窒素<br>(N2O)        | 一般廃棄物の焼却    | 2,007                  | 1,913       | 1,856       | 1,867       | 1,831       | 1,522       | 1,530                 |
|                        | 自動車の走行      | 26                     | 26          | 25          | 24          | 27          | 23          | 22                    |
|                        | 下水・し尿の処理    | 1,345                  | 1,547       | 1,535       | 1,507       | 1,486       | 1,345       | 1,330                 |
| ハイドロフルオロ<br>カーボン (HFC) | 自動車用エアコンの使用 | 5                      | 7           | 7           | 7           | 7           | 6           | 6                     |
| 総排出量                   |             | 96,467                 | 90,085      | 80,536      | 86,276      | 87,690      | 71,123      | 68,515                |

(注1) 家畜の飼養・糞尿の処理によるメタン(CH4)排出量は、0.5t-CO2未満であるため、0の表示としている。  
(注2) 端数処理により合計値と一致しない場合がある。  
(注3) 令和5年度の電気の使用に係るCO2排出量について、電気使用量の計上が抜かっている施設があったため、遡及して算定し直している。

温室効果ガス削減のための各取組による削減実績

「高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）」における、  
温室効果ガス削減のための各取組による「2030年度削減目標」及び「2024年度の削減実績」

| 取組                    |                  | 概要                                                                             | 2023年度<br>削減実績<br>(t-CO2) | 2024年度<br>削減実績(a)<br>(t-CO2) | 2030年度の<br>温室効果ガス排出量<br>削減目標(b)<br>(t-CO2) | 2030年度削減目標(b)<br>に対する<br>2024年度削減実績 (a)<br>(達成度：a/b)<br>※t-CO2ベース |
|-----------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 項目                    | 具体的な取組           |                                                                                |                           |                              |                                            |                                                                   |
| 再生可能エネルギー<br>の活用と導入拡大 | ①清掃工場余剰電力の活用     | 小売電気事業者を介して、清掃工場の余剰電力36GWhを本市施設で有効活用する。                                        | ▲17.2%<br>(▲16,633)       | ▲17.4%<br>(▲16,794)          | ▲24.5%<br>(▲23,616)                        | 71.1%<br>(70.4%)                                                  |
|                       | ②太陽光発電設備の導入      | 本市施設への太陽光発電設備の導入を検討する。                                                         | —                         | —                            | —                                          | —                                                                 |
|                       | ③電力排出係数を考慮した電力調達 | 本市が2030年度に調達する電力について、「地球温暖化対策計画」に基づく電力排出係数である0.25kg-CO2となるよう、電力排出係数の低い電力調達を行う。 | ▲6.9%<br>(▲6,647)         | ▲6.2%<br>(▲6,022)            | ▲13.9%<br>(▲13,360)                        | 45.1%<br>(49.8%)                                                  |
| 省エネルギーの推進             | ④照明のLED化         | 本市施設の照明設備のLED化を進める。                                                            | ▲1.1%<br>(▲1,059)         | ▲1.4%<br>(▲1,324)            | ▲3.6%<br>(▲3,470)                          | 38.1%<br>(30.5%)                                                  |
|                       | ⑤施設・設備の省エネルギー改修  | 本市施設及び設備の省エネルギー改修を進める。                                                         | ▲0.3%<br>(▲260)           | ▲0.3%<br>(▲261)              | ▲0.8%<br>(▲782)                            | 33.3%<br>(33.2%)                                                  |
|                       | ⑥職員のCOOL CHOICE  | 空調や照明の運用改善など職員一人ひとりのCOOL CHOICEの取組を進める。                                        | ▲2.1%<br>(▲2,046)         | ▲2.1%<br>(▲2,053)            | ▲2.3%<br>(▲2,191)                          | 93.7%<br>(93.4%)                                                  |
| その他                   | ⑦プラスチック資源循環の取組   | 家庭から排出される製品プラスチックを分別回収し、プラスチックごみの焼却量を削減する。                                     | —                         | —                            | ▲2.5%<br>(▲2,451)                          | 0.0%<br>(0.0%)                                                    |
|                       | ⑧ごみ焼却量の削減        | ごみの減量や分別を促進し、一般廃棄物の焼却量を削減する。                                                   | ▲4.2%<br>(▲4,070)         | ▲4.0%<br>(▲3,893)            | ▲3.0%<br>(▲2,901)                          | 134.2%<br>(140.3%)                                                |
|                       | ⑨公用車への電気自動車の導入   | 本市の公用車について、電気自動車の導入を検討する。                                                      | —                         | —                            | —                                          | —                                                                 |
| 合計                    |                  |                                                                                | ▲31.8%<br>(▲30,716)       | ▲31.5%<br>(▲30,346)          | ▲50.6%<br>(▲48,771)                        | 62.2%<br>(63.0%)                                                  |

※端数処理により合計値と一致しない場合がある。

( ) 内の数値は、2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量実績（96,467t-CO2）に対する削減量。

( ) 内の数値は、2023年度実績。

## 【具体的な取組】

### 再生可能エネルギーの活用と導入拡大

#### ① 清掃工場余剰電力の活用

清掃工場のごみ焼却に伴う熱の有効活用による発電（廃棄物発電）により生み出した電気は、温室効果ガス排出量がゼロの電気である。その電気について、一部を清掃工場の運営やヨネッツこうちの温水プール等で利用し、余剰電力については、電力会社に売電し、環境価値が外部に流出していた。

2023（令和5）年1月からその余剰電力を、小売電気事業者を介して本市施設へ間接供給しており、温室効果ガス排出量の大幅な削減を図っている。

#### ② 太陽光発電設備の導入

本市は、再エネ導入指針に基づき、延床面積が300㎡以上の建物を新築・改築・大規模改修する際には、再生可能エネルギー設備の導入を検討し、本市施設への太陽光発電設備の導入を推進している。

#### ③ 電力排出係数を考慮した電力調達

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、小売電気事業者の電力排出係数に大きく影響を受ける。国の「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度において電力排出係数が0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhに低減することを見込むとされており、本市においても電力調達方針を見直しながら、電力排出係数が低く、再生可能エネルギー導入比率の高い電力調達を推進している。

### 省エネルギーの推進

#### ④ 照明のLED化

本市施設における電気の使用は、照明によるものが最も多くの割合を占めている。一般的な蛍光灯からLED照明に切り替えた場合、約50%の省エネ効果が見込め、また、LED照明は約40,000時間（蛍光灯は約6,000時間）の寿命であるため、一度LED化すると省エネ効果が長期に渡って得られる。このため、本市施設における照明の種類や数量、点灯時間等の実態を把握するとともに効果的なLED化の手法を検討しており、照明のLED化を推進する。

#### ⑤ 施設・設備の省エネルギー改修

本市施設における電気の使用は、空調の使用によるものが一定の割合を占めており、高効率な空調設備を導入するなどの対策を実施することで、温室効果ガスの削減効果が見込める。本市施設を改修する際には、施設の利用状況や空調設備の消費電力等を調査し、費用対効果や社会的要求水準を考慮した上で、高効率な空調設備の導入や適正な設備容量への見直し（ダウンサイジング等）、断熱性能の向上等を検討している。

#### ⑥ 職員のCOOL CHOICE

本市は、2016（平成28）年にCOOL CHOICE宣言を行い、市民や事業者に対して脱炭素社会づくりに貢献する省エネ型のライフスタイルの選択や、サービスの利用などを促進している。

本市も一事業者として、職員一人ひとりが空調や照明の運用改善等に取り組み、COOL CHOICEを推進することが重要である。

このため、令和4年度に「高知市有施設包括的エネルギー管理標準」を作成し、施設・設備の適切な

管理方法やエネルギー使用設備の使用方法等について定めた。

また、それと整合のとれたものにするために、「職場かんきょう報告シート」の見直しを行い、職員の取組やエネルギーの使用状況を見える化し、職員のCOOL CHOICEを推進している。

## その他

### ⑦ プラスチック資源循環の推進

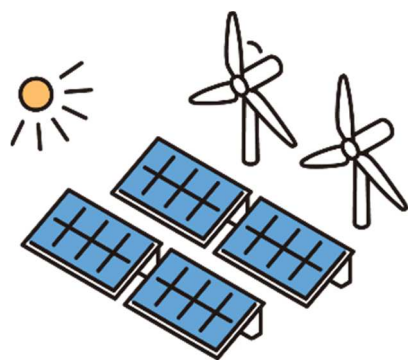
本市では、家庭から排出されるプラスチックごみのうち、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物(以下「製品プラスチック」という)は、可燃ごみとして焼却処分している。2022(令和4)年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、家庭から排出される製品プラスチックのリサイクルが求められており、本市における分別・収集の仕組みを検討している。

### ⑧ ごみ焼却量の削減

本市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「高知市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、計画的な一般廃棄物の処理を推進している。一般廃棄物の焼却量を削減するため、同計画に基づき、ごみの排出量の削減や、ごみの再資源化率向上のため、市民(職員を含む)や事業者に対する普及啓発等の取組を推進している。

### ⑨ 公用車への電気自動車の導入

電気自動車は、電力排出係数の低い電力で給電することができれば、温室効果ガスの削減効果が一定量見込めるとともに、災害時には蓄電池としての活用も期待できる。公用車を入れ替える際には、費用効果等を考慮しつつ、電気自動車の導入を検討する。



### 5-③ 環境にやさしい移動手段と効率的なまちづくりの推進

公共交通や自転車など温室効果ガス排出量の少ない移動手段の転換を促進する。

#### ●低炭素型交通推進事業

低炭素型交通推進事業として、運輸部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、(1)、(2)の2つの取組を実施した。

##### (1) サイクル&ショップライド

サイクル&ショップライドとは、バス停や電停に近い店舗の駐輪場に自転車を止め公共交通機関で移動する仕組みづくり事業である。自家用車での通勤・通学から自転車と公共交通を利用した通勤・通学への転換を推進するため、市内の量販店3社と協定を結び、平成27年度から実施している。

サイクル&ショップライド登録者数

(単位:人)

| 量販店名   | 店舗名   | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|--------|-------|--------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| エースワン  | 一宮店   | 1      | 0    | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|        | 横浜店   |        |      |       |     |     |     |     |     |
|        | 朝倉店   | 3      | 1    | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   |
| サニーマート | 高須店   | 1      | 1    | 0     | 0   | 0   | 2   | 0   | 0   |
|        | 中万々店  | 1      |      |       |     |     |     |     |     |
|        | 瀬戸店   | 1      | 0    | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|        | あぞの店  | 0      | 0    | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|        | 神田店   | 1      | 1    | 1     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| サンシャイン | 弘岡店   | 3      | 1    | 3     | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|        | 朝倉店   |        |      |       |     |     |     |     |     |
|        | ヴィアン店 | 0      | 0    | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|        | 針木店   | 2      | 1    | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計     |       | 13     | 5    | 4     | 1   | 0   | 2   | 0   | 1   |

(注)「/」については、その店舗名にて受付自体実施しなかったもの。

##### (2) スマートムーブ

「スマートムーブ (smart move)」とは、日常生活のさまざまな移動手段を工夫し、温室効果ガスのひとつである二酸化炭素を削減しようとする取組のことである。移動に伴う二酸化炭素排出量の削減につなげるため、Googleディスプレイネットワーク広告にスマートムーブを普及促進するWEBバナー広告を実施した。(配信期間: 令和6年12月20日~令和7年1月20日)

スマートムーブWEBバナー



「移動」を「エコ」に。

smart move

環境省 高知市

実績

|       |          |
|-------|----------|
| 表示回数  | 677,136回 |
| クリック数 | 616回     |
| クリック率 | 0.09%    |

## 施策6 再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー利用に伴う温室効果ガス排出量の削減や、市域における再生可能エネルギーの発電自給率向上に向けて、活用が求められている。

本市では、これまで家庭や事業者に対して、自家消費を目的とした太陽光発電設備等の普及啓発や導入支援を行ってきたが、再生可能エネルギーの更なる活用に向けて、普及促進の取組を強化していく必要がある。

### ○（個別指標）市域における再生可能エネルギー発電自給率

| 年度                     |                | 基準値<br>(2016) | 平成30<br>2018 | 令和元<br>2019 | 令和2<br>2020 | 令和3<br>2021 | 令和4<br>2022 | 目標値<br>(2030) |
|------------------------|----------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 新エネルギー発電設備容量 (kW)      |                | 118,186       | 134,762      | 138,850     | 144,053     | 147,006     | 153,014     | 204,763       |
|                        | 太陽光発電          | 73,436        | 90,012       | 101,458     | 94,050      | 99,253      | 107,466     | 159,015       |
|                        | 小規模 (10kW未満)   | 28,931        | 33,004       | 38,988      | 35,277      | 37,168      | 41,471      | 76,096        |
|                        | 大・中規模 (10kW以上) | 44,505        | 57,008       | 62,470      | 58,773      | 62,085      | 65,995      | 82,919        |
|                        | 小水力発電          | 0             | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           | 250           |
|                        | バイオマス発電        | 44,750        | 44,750       | 44,800      | 45,548      | 44,800      | 45,548      | 45,498        |
| A：新エネルギー発電量 (推計) (GWh) |                | 315           | 342          | 346         | 356         | 373         | 349         | 402           |
| B：市内消費電力量 (GWh)        |                | 1,741         | 1,608        | 1,549       | 1,764       | 1,727       | 1,782       | 1,762         |
| A/B：新エネルギー発電自給率        |                | 18%           | 21%          | 22%         | 20%         | 22%         | 20%         | 23%           |

(注1) 新エネルギービジョン改定版(平成30年6月策定)の数値目標算定根拠に基づき、新エネルギーによる発電量を算出している。

(注2) 新エネルギービジョン改定版の対象範囲に基づき、大規模水力発電を除いている。

(注3) 市内消費電力量について、市域の新エネルギー発電自給率をより正確に算出するため、「都道府県別エネルギー消費統計」の数値を使用して算出している。

(注4) (注3)により、2016(平成28)年度の新エネルギー発電自給率について、「第三次高知市環境基本計画」における個別指標「市域における再生可能エネルギー発電自給率」の基準値と異なっている。

### 6-① 市の率先した再生可能エネルギーの導入

公共施設において、清掃工場のごみ焼却時の熱エネルギーにより発電した電力を活用するとともに、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する。

●市施設への新エネルギーの導入

(令和8年3月1日現在)

| 新エネルギー      | 施設名                | 規模または用途            | 設置年度 |
|-------------|--------------------|--------------------|------|
| 太陽光発電       | くろしおアリーナ           | 2kw                | 平成13 |
|             | 福寿園                | 13kW               | 15   |
|             | 春野公民館甲殿分館          | 4kW                | 18   |
|             | はりまや橋小学校           | 20kW               | 22   |
|             | 第四小学校              | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 26   |
|             | 鏡小学校               | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 26   |
|             | 城北中学校              | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 26   |
|             | 土佐山学舎              | 30kW<br>(蓄電池50kWh) | 26   |
|             | クリーンセンター           | 100kW              | 26   |
|             | 江陽小学校              | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 27   |
|             | 神田小学校              | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 27   |
|             | 商業高等学校             | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 27   |
|             | 春野文化ホールピアステージ      | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 27   |
|             | 卸売市場卸売棟            | 960kW              | 27   |
|             | 春野庁舎               | 4kW                | 28   |
|             | 泉野小学校              | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 28   |
|             | 朝倉第二小学校            | 30kW<br>(蓄電池50kWh) | 28   |
|             | 秦小学校               | 10kW<br>(蓄電池15kWh) | 28   |
|             | 横浜小学校              | 30kW<br>(蓄電池50kWh) | 29   |
|             | 長浜給食センター           | 30kW               | 30   |
|             | 針木給食センター           | 30kW               | 30   |
|             | オーテピア              | 70kW<br>(蓄電池15kWh) | 30   |
|             | 市役所新庁舎             | 50kW               | 令和元  |
|             | 朝倉総合市民会館           | 5kW<br>(蓄電池5.6kWh) | 2    |
|             | 城西中学校              | 10kW               | 4    |
|             | 高知市上下水道局新庁舎(針木本庁舎) | 15kW               | 4    |
|             | 合計(26施設)           | 1,493kW            | —    |
| 太陽熱利用       | くろしおアリーナ           | 暖房用                | 平成13 |
|             | たかじょう庁舎            | 給湯用                | 13   |
| 廃棄物バイオマス発電  | 清掃工場               | 9,000kW            | 13   |
| 廃棄物バイオマス熱利用 | ヨネッツこうち            | 空調・給湯(プール)         | 14   |
| 木質バイオマス熱利用  | 鏡文化ステーションR I O     | 給湯(温泉)             | 24   |

●清掃工場でのバイオマス発電効率

(単位：kWh/t)

| 年度                | 平成28  | 29    | 30    | 令和元   | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 焼却ごみ1t<br>当たりの発電量 | 490.8 | 505.4 | 505.5 | 512.9 | 525.2 | 527.0 | 514.1 | 524.4 | 532.3 |

清掃工場でのバイオマス発電効率は、平成27年度以降年々上昇しており、平成29年度以降は500kWh/t以上を維持している。

6－② 家庭及び事業者における再生可能エネルギーの利用促進

家庭及び事業所などに対して、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に取り組む。

●住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金

本市の家庭部門における温室効果ガスの削減のため、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」(重点対策加速化事業)を活用し、令和5年度から家庭に対し、自家消費を目的とした「太陽光発電」又は「太陽光発電設備及びその付帯設備である蓄電池」を導入する費用の一部について補助を行っている。

住宅用自家消費型太陽光発電設備導入促進事業費補助金補助件数

(単位：件)

| 年度   | 令和5 | 6  |
|------|-----|----|
| 補助件数 | 19  | 28 |

6－③ 地域資源を活かした再生可能エネルギーによる発電の促進

間伐材などの未利用材を活用した木質バイオマス発電を促進する。

## 施策7 気候変動への適応

2021（令和3）年に国連の「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）」が発表した「第6次評価報告書」によると、温室効果ガスの増加により、今世紀末までに世界の平均気温は最大で5.7℃上昇するとされており、地球温暖化による影響のリスクは高くなると予測されている。

このように進行する地球温暖化を防止する対策として、緩和策と同時に、既に現れつつある気候変動による自然災害や熱中症、農作物の高温障害等への備えを行い、その被害を軽減する適応策についても取り組んでいく必要がある。

### 7-① 気候変動適応策の推進

市民や事業者等に対して、自然災害に対する備えの啓発に取り組むとともに、気候変動による熱中症のリスクの増加などの情報提供に努める。

#### ●高知市涼みどころの設置

令和6年度から、夏季における市民の熱中症健康被害防止を目的として、外出時等に直射日光や暑さを一時的にしのげるクーリングシェルター「高知市涼みどころ」を市内23か所に設置している。

併せて、熱中症特別警戒情報が発表された際に開設する、高知市指定暑熱避難施設として指定している。

※開設期間は原則6月1日から10月第4水曜日まで（施設休館日等除く）



出典：国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

## 基本目標 4 生活環境の保全



健康で快適な生活環境を将来の世代へ引き継いでいくため、公害の発生を未然に防止するとともに、自然と調和した美しく魅力ある街並みを形成し、安全で安心に暮らせる良好な生活環境の保全を目指します。

## ◎代表的な指標

| 指標                | 指標の説明                          | 指標の方向性 | 基準値 | 実績値              | 目標値              |
|-------------------|--------------------------------|--------|-----|------------------|------------------|
| 水質環境基準のうち健康項目の達成率 | 環境基準点における人の健康の保護に関する環境基準の達成率   | →      | —   | 100%<br>(2024年度) | 100%<br>(2032年度) |
| 有害大気汚染物質環境基準の達成率  | 環境基準値が設定されている有害大気汚染物質の環境基準の達成率 | →      | —   | 100%<br>(2024年度) | 100%<br>(2032年度) |

## 施策 8 良好な大気・水環境などの保全

国内においては、かつて経済の急成長や自動車の急速な普及により、大気中や公共用水域等に有害物質が大量放出され、環境や健康が害される社会問題になった。そして、その対策として、1967（昭和42）年に「公害対策基本法」が施行され、有害物質の排出が規制されてきた。現在、環境基準はおおむね達成しており、良好な環境状態にあるが、今後も、環境汚染及びそれに起因する健康被害を未然に防止するため、大気や水質等の環境状況について、継続的なモニタリングが求められている。

また、生活排水対策については、第3次高知市生活排水対策推進計画及び高知市生活排水処理構想に基づき、公共下水道と合併処理浄化槽等の整備を計画的に進めているが、汚水処理普及率の更なる向上による水質汚濁防止を図るため、引き続き取り組んでいく必要がある。



# ○（個別指標）河川水質の環境基準達成率（BOD）

本市の公共用水域の状況は、市のほぼ中央部に位置する浦戸湾及びこれに流入する主要7河川からなっている。主要7河川とは、市の西部から浦戸湾に流入する久万川、江ノ口川、鏡川、新川川と東部から流入する国分川、舟入川、下田川である。

これらの主要河川や浦戸湾の水質は、全般的に見ると改善の傾向にある。近年小規模事業場や家庭排水等による河川の汚濁の影響があるが、現状の河川のBOD値は環境基準を達成している。

工場排水については、法や条例規制に基づく指導により次第に改善されてきたが、規制対象外の工場等や家庭排水等の対策については、下水道と合併処理浄化槽の特性を生かした形での効率的・効果的な整備を促進し、公共用水域の水質保全に努める必要がある。

（単位：mg/L）

| 地域          | 河川名    | 地点名  | 基準値 | R6 BOD | 評価   |
|-------------|--------|------|-----|--------|------|
| 浦戸湾西部       | 久万川上流  | 落合橋  | 3.0 | 0.7    | ○    |
|             | 久万川下流  | 比島橋  | 5.0 | 1.2    | ○    |
|             | 江の口川全域 | 廿代橋  | 5.0 | 1.1    | ○    |
|             | 鏡川上流   | 新月橋  | 1.0 | <0.5   | ○    |
|             | 鏡川下流   | 潮江橋  | 2.0 | 0.8    | ○    |
|             | 神田川全域  | 三ノ瀬橋 | 3.0 | 0.9    | ○    |
|             | 新川川    | 新川川橋 | 3.0 | 0.9    | ○    |
|             | 新川川    | 中ノ橋  | 3.0 | 1.0    | ○    |
| 浦戸湾東部       | 国分川上流  | 小山橋  | 1.0 | 0.5    | ○    |
|             | 国分川下流  | 葛島橋  | 3.0 | 0.9    | ○    |
|             | 舟入川上流  | 舟戸橋  | 2.0 | 0.8    | ○    |
|             | 舟入川下流  | 新木橋  | 3.0 | 0.7    | ○    |
|             | 下田川上流  | 瑞山橋  | 2.0 | 1.3    | ○    |
|             | 下田川下流  | 五台山橋 | 3.0 | 0.9    | ○    |
| 達成率         |        |      |     |        | 100% |
| 目標値（令和12年度） |        |      |     |        | 100% |

# ○（個別指標）污水处理人口普及率

（単位：人口（人）、率（%））

|             | 令和2年度末  |              | 令和3年度末  |              | 令和4年度末  |              | 令和5年度末  |              | 令和6年度末  |              |
|-------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|
|             | 人口      | 率            | 人口      | 率            | 人口      | 率            | 人口      | 率            | 人口      | 率            |
| 住民基本台帳人口（①） | 323,400 | —            | 320,578 | —            | 317,650 | —            | 313,943 | —            | 309,881 | —            |
| 污水处理人口（②）   | 257,449 | <u>79.61</u> | 257,705 | <u>80.39</u> | 257,025 | <u>80.91</u> | 255,034 | <u>81.24</u> | 256,070 | <u>82.63</u> |
| 公共下水道       | 209,869 | 64.89        | 209,547 | 65.37        | 209,250 | 65.87        | 208,444 | 66.40        | 212,512 | 68.58        |
| 農業集落排水施設    | 3,700   | 1.14         | 3,675   | 1.15         | 3,606   | 1.14         | 3,520   | 1.12         | 3,428   | 1.11         |
| コミュニティ・プラント | 1,471   | 0.46         | 1,471   | 0.46         | 1,461   | 0.46         | 1,438   | 0.46         | 0       | 0            |
| 合併処理浄化槽     | 42,409  | 13.11        | 43,012  | 13.42        | 42,708  | 13.44        | 41,632  | 13.26        | 40,130  | 12.95        |
| 未普及人口（①－②）  | 65,951  | 20.39        | 62,873  | 19.61        | 60,625  | 19.09        | 58,909  | 18.76        | 53,811  | 17.37        |

（注）下線目標値（令和14年度末）は、91.8%

## 8-① 大気・水・土壌汚染・化学物質などへの対策

大気や水質等の環境状況について、継続的にモニタリングし、環境汚染及びそれに起因する健康被害の未然防止に努める。

### ●大気汚染

大気汚染は、工事・事業場及び自動車等から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、粉じんなどにより引き起こされる。

本市の大気汚染には、古くから市民の関心と呼び問題となった潮江地区のばいじんがあった。このばいじんは港六社が主な発生源で、昭和43年に施行された大気汚染防止法に基づく措置があったが、十分な対策につながらず、潮江地区民の健康上、生活上の大きな問題となっていた。そこで潮江区民協議会や浦戸湾を守る会等の住民運動を背景として、昭和47年に法基準より厳しい内容で港六社と住民が公害防止協定を結んだ（昭和49年2月に改訂）。

こうした住民と行政の努力の結果が潮江地区のばいじんを飛躍的に減少させ、青空をよみがえらせることができた。

その後、昭和48年から市内5か所で降下ばいじん、市内6か所で硫黄酸化物の監視測定を行っており、現在は、降下ばいじん3か所、硫黄酸化物2か所で行っている。

また、平成10年度には、大気汚染防止法に係る業務が県から移管され、大気常時監視測定、有害大気汚染物質測定を行っている。また、測定物質のうち微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準が平成21年9月に設定された。

常時測定局の環境基準適合状況（令和6年度）

| 測定物質<br>測定局 | 二酸化硫黄<br>(SO <sub>2</sub> ) | 二酸化窒素<br>(NO <sub>2</sub> ) | 一酸化炭素<br>(CO) | 光化学<br>オキシダント<br>(O <sub>x</sub> ) | 微小粒子状<br>物質<br>(PM2.5) | 浮遊粒子状<br>物質<br>(PSM) |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------|------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 南 新 田 町     | ○                           | ○                           | —             | ×                                  | —                      | ○                    |
| 介 良         | ○                           | ○                           | —             | ×                                  | ○                      | ○                    |
| 朝 倉         | —                           | ○                           | ○             | —                                  | —                      | ○                    |

備考：1 ○は環境基準達成、×は非達成、—は未設置を表す。ただし、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質及び浮遊粒子状物質については(※)長期的評価によった。

2 朝倉測定局は、自動車排出ガス測定局である。

(※)長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

#### ① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

#### ② 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。

#### ③ 微小粒子状物質

長期基準については測定結果の1年平均値について評価を行う。短期基準については、年間98%タイル値を日平均値の代表値として評価を行う。

環境基準の達成状況については、長期基準及び短期基準の両者を達成した場合のみ達成と評価する。

測定物質の環境基準

| 物 質 名     | 環 境 基 準                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 二 酸 化 硫 黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。                                |
| 一 酸 化 炭 素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。                            |
| 浮遊粒子状物質   | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。                                                          |
| 二 酸 化 窒 素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。                               |
| 微小粒子状物質   | 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。         |

有害大気汚染物質の環境基準適合状況(令和6年度)

| 測 定 局 | 測 定 物 質 |           |            |         |         |
|-------|---------|-----------|------------|---------|---------|
|       | ベンゼン    | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン | ダイオキシン類 |
| 介 良   | ○       | ○         | ○          | ○       | ○       |
| 朝 倉   | ○       | ○         | ○          | ○       | —       |
| 長 浜   | —       | —         | —          | —       | ○       |

測定物質の環境基準

| 物 質 名      | 環 境 基 準                                 |
|------------|-----------------------------------------|
| ベンゼン       | 一年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   |
| トリクロロエチレン  | 一年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。    |
| テトラクロロエチレン | 一年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。     |
| ジクロロメタン    | 一年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。    |
| ダイオキシン類    | 一年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。 |

降下ばいじんの目標指標適合状況(令和6年度)

| 測定場所          | 測 定 物 質 | 指 標 値                                                                          |
|---------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
|               | 降下ばいじん  |                                                                                |
| 高 知 市 役 所     | ◎       | 1) 工業地域<br>月平均10t/km <sup>2</sup> 以下<br>2) 上記以外の地域<br>月平均7t/km <sup>2</sup> 以下 |
| 中 央 卸 売 市 場   | ◎       |                                                                                |
| 仁 井 田 木 材 団 地 | ◎       |                                                                                |
|               |         |                                                                                |

(注1) ◎は高知市公害防止基本計画の目標指標に適合

(注2) 降下ばいじんの測定方法は、デポジット・ゲージ法である。

## ●ダイオキシン

近年、人体への影響が指摘され、社会問題にも発展したダイオキシン類は、人工物質としては最強の毒性を持つと言われている。ダイオキシン類は、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」と「コプラナーPCB」の3物質に大きく分けられるが、発生メカニズムは非常に複雑であり、詳しい発生プロセスは完全に解明されておらず、高温で燃やせば分解されることや不完全燃焼によって発生しやすくなることなどが知られているだけである。

本市では、ダイオキシン類対策として、ダイオキシン類対策特別措置法や平成11年4月に制定した「高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例」に基づき、ダイオキシン類による環境汚染状況を把握するため、ダイオキシン類の濃度測定を行っている。

令和6年度ダイオキシン類調査結果

|                             | 開始年度 | 調査地点数 | 環境基準値 | 調査結果  |        |       |
|-----------------------------|------|-------|-------|-------|--------|-------|
|                             |      |       |       | 最大値   | 最小値    | 平均値   |
| 大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> ) | H10  | 2     | 0.6   | 0.052 | 0.0075 | 0.025 |
| 土壌 (pg-TEQ/g)               | H10  | 1     | 1,000 | 0.016 | 0.016  | 0.016 |
| 水質 (pg-TEQ/l)               | H12  | 6     | 1     | 0.25  | 0.070  | 0.13  |
| 底質 (pg-TEQ/g)               | H11  | 6     | 150   | 22    | 0.48   | 8.4   |

## ●酸性雨

酸性雨とは、硫黄を含む化石燃料（石油や石炭）を燃焼した際に発生する硫黄酸化物や、自動車のように高温で燃料を燃やした際に発生する窒素酸化物といった微量物質が大気中で硫酸・硝酸などに変化したあと、発生源周辺で乾性降下物として地上に降下したり、遠くまで飛散していった水分に溶け込み、強い酸性度を示す雨として地上に落下したりする現象をいう。

酸性雨は一般的に「水素イオンがpH5.6以下のもの」とされており、湖水はpH6.0まで下がるとある種の生物が棲めなくなり、pH5.5まで下がると魚が死滅してしまう。また、森林ではpH3.0以下の酸性雨が降りそそぐと視覚的障害や成長抑制をもたらすことなど、生態系に影響を及ぼすことが明らかになっている。

日本でも酸性雨は観測されているが、その被害は目に見える形で問題とはなっていない。しかし、欧米諸国では早くから酸性雨の問題は取り沙汰されており、国境を越え、森林や湖沼に被害を受けている例が多くある。

本市では、昭和63年度から酸性雨の監視測定を開始し、毎回ではないものの酸性雨が測定されている。

酸性雨測定結果（年度平均：〔単純平均値〕）

| 年度<br>測定場所 | 平成27 | 28  | 29  | 30  | 令和元 | 2   | 3   | 4   | 5   | 6   |
|------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 高知市役所      | 6.8  | 5.7 | 6.5 | 6.6 | 6.3 | 6.8 | 6.6 | 7.1 | 7.0 | 6.4 |
| 高知市中央卸売市場  | 6.9  | 5.4 | 6.4 | 6.5 | 6.3 | 6.9 | 6.8 | 6.8 | 6.9 | 6.6 |
| 仁井田木材団地    | 7.0  | 5.6 | 6.4 | 6.5 | 6.2 | 6.9 | 7.2 | 6.9 | 6.8 | 6.6 |

（注）測定値はpHであり、単位なし

## ●地盤沈下

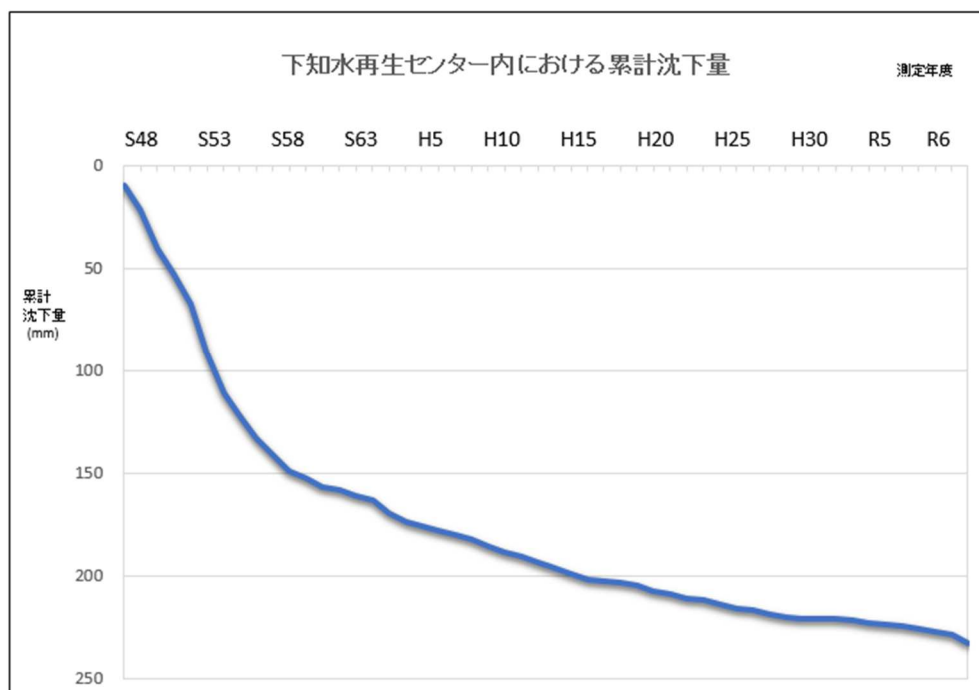
地盤沈下は、一般に地下水の過剰なくみ上げなどによって、地下水位が低下し地盤が沈下する現象であり、ひとたび沈下するとその復元は、ほとんど不可能である。

本市の地盤沈下は、鏡川及び国分川の両河口を中心とした地域で続いている。地盤沈下の調査は、下知水再生センターにおいて、昭和48年から地盤沈下計を用いて調査を継続しており、令和6年度の沈下量は約3mmであった。

### （沈下原因）

地盤沈下の原因が地下水の過剰なくみ上げにあるというのは、現在では定説となっているが、その他にも次のとおり様々な要因が指摘されている。特に本市の地盤沈下地域が、形成されて間もない三角州に当たることから、圧縮収縮等の要因も考えられる。

- ① 地下水の過剰なくみ上げ
- ② 圧密沈下、軟弱地盤の自重による圧密作用
- ③ ビル構造物等による荷重
- ④ 地表水の地下浸透のしゃ断……地下水の減少  
※ 道路舗装、河川改修（三面張り）等による。
- ⑤ 交通振動等による「しめ固め」
- ⑥ 地殻変動



# ●公害苦情

市民の生活環境を広域的に阻害する、いわゆる公害と言われるものは、近年、本市においてはほとんど影をひそめ、これに代わって最近特に目立ち始めたものに、近隣公害的なものや零細企業による公害発生に対する苦情などがある。この問題にどう対処していくかが今後の課題である。

なお、公害に関する陳情・苦情については、その性質からできる限り迅速かつ的確な処理を心掛けている。

受理件数と処理件数

| 年度   | 大気汚染 |     | 水質汚濁 |     | 悪 臭 |     | 騒音・振動 |     | そ の 他 |     | 計   |     |
|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|
|      | 受 理  | 処 理 | 受 理  | 処 理 | 受 理 | 処 理 | 受 理   | 処 理 | 受 理   | 処 理 | 受 理 | 処 理 |
| 平成27 | 31   | 31  | 5    | 5   | 6   | 6   | 16    | 16  | 106   | 106 | 164 | 164 |
| 28   | 41   | 41  | 11   | 11  | 4   | 4   | 24    | 24  | 92    | 92  | 172 | 172 |
| 29   | 24   | 24  | 2    | 2   | 9   | 9   | 11    | 11  | 105   | 105 | 151 | 151 |
| 30   | 23   | 23  | 9    | 9   | 8   | 8   | 27    | 27  | 92    | 92  | 159 | 159 |
| 令和元  | 27   | 27  | 2    | 2   | 2   | 2   | 10    | 10  | 72    | 72  | 113 | 113 |
| 2    | 5    | 5   | 6    | 6   | 15  | 15  | 41    | 41  | 1     | 1   | 68  | 68  |
| 3    | 13   | 13  | 10   | 10  | 17  | 17  | 57    | 57  | 4     | 4   | 101 | 101 |
| 4    | 7    | 7   | 2    | 2   | 15  | 15  | 30    | 30  | 0     | 0   | 54  | 54  |
| 5    | 14   | 14  | 5    | 5   | 10  | 10  | 43    | 43  | 7     | 7   | 79  | 79  |
| 6    | 12   | 12  | 5    | 5   | 14  | 14  | 41    | 40  | 2     | 1   | 74  | 72  |

## 8-② 生活排水対策の推進

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の特性に応じた生活排水処理に取り組むことにより、川や海などの公共用水域の水質保全を推進する。

### ●合併処理浄化槽設置費補助事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、厚生省（現環境省）は昭和62年度から、家庭から出されるすべての排水（台所、トイレ、風呂、洗濯等の排水）を一括して処理する合併処理浄化槽の設置費補助事業を実施している。設置費の補助対象となる合併処理浄化槽は、BOD（生物化学的酸素要求量）除去率90%以上であって、かつ放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものとされている。

本市でも平成元年度から補助事業を行っており、平成3年度には補助対象地域について下水道認可区域を除く全市域に拡大し、さらに平成10年度からは、下水道認可区域内の下水道整備が当分の間見込まれない地域も補助対象地域とした。平成13年度に増加する需要に対応するため、8人槽以上の補助額を変更するとともに、補助方法の見直しを行った。さらに、平成14年度に補助対象範囲を見直し、11人槽以上及び店舗・建売住宅等の営業用建築物を補助対象外とした。平成25年度においては、補助対象浄化槽をより処理能力の高い高度処理型に限定して、新築等を補助対象外とし、配管工事等への補助を新設した。令和2年度からは、消費電力の少ない環境配慮型浄化槽に限定した。

### 補 助 額

（平成25年度から令和5年度までの上限額）

5人槽 33万2,000円 7・10人槽 41万4,000円  
 単独処分費 9万円 くみとり処分費 3万円 配管工事費 9万円

（令和6年度からの上限額）

5人槽 33万2,000円 7・10人槽 41万4,000円  
 単独処分費 12万円 くみとり処分費 9万円 配管工事費 9万円

合併処理浄化槽設置費補助実績

（単位：基）

| 年度      | 平成30   | 令和元    | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 5人槽     | 36     | 41     | 41     | 26     | 21     | 26     | 23     |
| 6～7人槽   | 7      | 8      | 12     | 6      | 9      | 6      | 5      |
| 8～10人槽  | —      | 1      | —      | —      | 2      | 1      | 1      |
| 合 計     | 43     | 50     | 53     | 32     | 32     | 33     | 29     |
| 補助額（千円） | 19,170 | 22,327 | 23,950 | 14,476 | 14,856 | 14,590 | 13,120 |

## 施策9 美しく魅力あるまちの形成

市街地における緑地や水辺空間は野生生物の生息空間であるとともに、人々に潤いや安らぎを与えてくれる。また、それらは太陽熱を吸収し、気温の上昇を抑制するなどの役割も果たしている。

しかし、都市化の進展に伴い、公園緑地の整備は一定進んだものの、野生生物の生息空間である市街地の貴重なみどりが減少しつつある。

このため、生物多様性の維持を目的とする良好な自然環境の保全、人口減少や高齢化に伴うコンパクトなまちづくりの推進、公園の多様な機能の更新及び防災機能の向上が求められている。

### ○（個別指標）緑視率

| 緑視率の現況 |      |      | (単位：％)        |
|--------|------|------|---------------|
| 年度     | 平成27 | 令和2  | 目標値<br>(令和12) |
| 緑視率    | 22.9 | 22.4 | 25.0          |

(注) 市街化区域 55 地点の平均値

### ○（個別指標）緑被率

| 緑被率の目標水準と現況 |      |      |                |                 | (単位：％)        |
|-------------|------|------|----------------|-----------------|---------------|
| 年度          | 平成27 | 令和2  | 中間目標値<br>(令和7) | 中間目標値<br>(令和12) | 目標値<br>(令和17) |
| 都市計画区域      | 14.6 | 14.6 | 14.6           | 14.7            | 14.8          |

## 9-① 緑の保全と活用

市民や事業者の参加と協働による地区計画や緑地協定などにより、都市緑化を推進する。

### ●公園

本市の公園整備状況は、大規模公園、都市基幹公園、住区基幹公園、都市緑地など合計740か所であるが、市民1人当たりの公園面積は、都市公園法に基づく設置標準10㎡に対して9.19㎡という現状である。このため、配置バランスを考慮しつつ、近隣公園など住区基幹公園を中心とした整備を進めており、街区公園も適宜配置していく。施設整備についても、市民利用の面から再検討して画一化を排除し、親しみの持てる施設内容にするため、ユニークな公園づくりや市民の森づくりなどに取り組む。

一方、公園の快適性、安全性も大切な課題であり、公園の管理体制を充実させるため、地域住民や市民団体等で構成される公園愛護会の拡充・発展を図り、公益財団法人高知市都市整備公社に公園の維持補修を委託するなど、きめ細かな管理を目指した取り組みを進めていく。

都市公園、緑地の設置標準地と現況（令和7年4月1日現在）

| 都市公園<br>緑地の種別    |                | 区分             | 説 明                                                               | 内 容                                              | 配置状況                                           |
|------------------|----------------|----------------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 基<br>幹<br>公<br>園 | 住区<br>基幹<br>公園 | 街区<br>公園       | 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園                                    | 面積0.25haを標準とする                                   | 児童遊園を含めて市域全体<br>で689か所 62.0ha<br>人口1人当たり 2.00㎡ |
|                  |                | 近隣<br>公園       | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園                                     | 面積2.0haを標準とする                                    | 19か所 30.6ha<br>人口1人当たり 0.99㎡                   |
|                  |                | 地区<br>公園       | 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園                                  | 面積4.0haを標準とする                                    | 1か所 4.4ha（城西公園）<br>人口1人当たり 0.14㎡               |
|                  | 都市<br>基幹<br>公園 | 総合<br>公園       | 都市住民全体の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園                        | 適宜に配置                                            | 1か所 31.7ha（筆山公園）<br>人口1人当たり 1.02㎡              |
|                  |                | 運動<br>公園       | 都市住民全体の運動の用に供することを目的とする公園                                         | 〃                                                | 1か所 13.2ha<br>（東部総合運動公園）<br>人口1人当たり 0.43㎡      |
| 特殊公園             |                | 風致<br>公園       | 主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する                     | 〃                                                | 6か所 46.5ha<br>人口1人当たり 1.50㎡                    |
|                  |                | 歴史<br>公園       | 史跡、名勝等文化財を広く一般に供することを目的とする公園                                      | 〃                                                | 1か所 10.6ha（高知公園）<br>人口1人当たり 0.34㎡              |
|                  |                | 動物<br>植物<br>公園 | 動物園、植物園等、特殊な利用に供することを目的とする公園                                      | 〃                                                | —                                              |
| 大規模公園            |                | 広域<br>公園       | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園                      | 面積50ha以上を標準とする                                   | 1か所 59.7ha<br>（春野総合運動公園）<br>人口1人当たり 1.93㎡      |
| 緩衝緑地             |                |                | 主として産業公害を防止することを目的として、工業地と一般市街地の間に設けられる緑地                         | 公害、災害発生源地域と住居・商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において状況に応じ配置する | —                                              |
| 緑道               |                |                | 既成市街地における緊急時の避難路として、また新市街地では都市生活の快適性と安全性を確保することを目的とする緑化された道路      | 幅員10～20mを標準とする                                   | —                                              |
| 都市緑地             |                |                | 主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地                        | 市街地の形態及び土地利用に応じて配置する                             | 21か所 26.4ha<br>人口1人当たり 0.85㎡                   |
| 墓園               |                |                | 墓園面積の3分の2以上を園地とし、景観が良好でレクリエーションの場とし利用に供される墓地を含む公園で、都市の実情に応じて設置される | —                                                | —                                              |

都市公園、緑地の配置表（令和7年4月1日現在）

| 行政<br>区域 | 人口      | 面積(㎡)及び個所数       |                 |               |                |                |                |                |                |                 |                    | 公園面積(㎡)<br>1人当たり |
|----------|---------|------------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|--------------------|------------------|
|          |         | 街区公園             | 近隣公園            | 地区公園          | 総合公園           | 運動公園           | 広域公園           | 風致公園           | 歴史公園           | 都市緑地            | 計                  |                  |
| 上 街      | 3,006   | 5,696<br>(3)     |                 |               |                |                |                |                |                | 69,200<br>(1)   | 74,896<br>(4)      | 24.92            |
| 高知街      | 5,346   | 12,150<br>(8)    | 9,443<br>(1)    | 44,000<br>(1) |                |                |                | 3,016<br>(1)   | 106,100<br>(1) | 18,653<br>(3)   | 193,362<br>(15)    | 36.17            |
| 南 街      | 3,156   | 8,106<br>(4)     |                 |               |                |                |                |                |                | 3,700<br>(1)    | 11,806<br>(5)      | 3.74             |
| 北 街      | 3,628   | 1,630<br>(2)     | 3,838<br>(1)    |               |                |                |                |                |                |                 | 5,468<br>(3)       | 1.51             |
| 下 知      | 15,651  | 25,723<br>(30)   | 81,971<br>(3)   |               |                |                |                |                |                |                 | 107,694<br>(33)    | 6.88             |
| 江ノ口      | 16,954  | 44,840<br>(19)   |                 |               |                |                |                |                |                | 445<br>(1)      | 45,285<br>(20)     | 2.67             |
| 小高坂      | 8,887   | 15,147<br>(22)   |                 |               |                |                |                |                |                |                 | 15,147<br>(22)     | 1.70             |
| 旭 街      | 32,820  | 43,932<br>(70)   | 5,489<br>(1)    |               |                |                |                |                |                | 600<br>(1)      | 50,021<br>(72)     | 1.52             |
| 潮 江      | 24,833  | 63,290<br>(49)   | 31,517<br>(2)   |               | 316,500<br>(1) |                |                |                |                |                 | 411,307<br>(52)    | 16.56            |
| 三 里      | 10,334  | 28,067<br>(23)   | 19,481<br>(2)   |               |                |                |                | 68,000<br>(1)  |                |                 | 115,548<br>(26)    | 11.18            |
| 五台山      | 2,064   | 4,295<br>(2)     |                 |               |                |                |                | 195,000<br>(1) |                |                 | 199,295<br>(3)     | 96.56            |
| 高 須      | 11,735  | 12,667<br>(22)   | 20,000<br>(1)   |               |                |                |                |                |                |                 | 32,667<br>(23)     | 2.78             |
| 布師田      | 1,365   | 10,421<br>(5)    |                 |               |                |                |                |                |                |                 | 10,421<br>(5)      | 7.63             |
| 一 宮      | 24,228  | 47,909<br>(61)   |                 |               |                |                |                | 1,671<br>(1)   |                |                 | 49,580<br>(62)     | 2.05             |
| 秦        | 16,047  | 7,656<br>(13)    | 15,000<br>(1)   |               |                |                |                |                |                |                 | 22,656<br>(14)     | 1.41             |
| 初 月      | 15,302  | 32,308<br>(23)   | 5,534<br>(1)    |               |                |                |                |                |                | 912<br>(1)      | 38,754<br>(25)     | 2.53             |
| 朝 倉      | 26,954  | 54,656<br>(100)  | 44,887<br>(2)   |               |                |                |                |                |                |                 | 99,543<br>(102)    | 3.69             |
| 鴨 田      | 24,932  | 28,026<br>(44)   | 21,000<br>(1)   |               |                |                |                |                |                |                 | 49,026<br>(45)     | 1.97             |
| 長 浜      | 24,401  | 104,288<br>(118) | 40,431<br>(2)   |               |                |                |                | 4,013<br>(1)   |                | 82,395<br>(7)   | 231,127<br>(128)   | 9.47             |
| 御畳瀬      | 238     |                  |                 |               |                |                |                |                |                |                 | -                  | 0.00             |
| 浦 戸      | 703     |                  |                 |               |                |                |                | 193,000<br>(1) |                |                 | 193,000<br>(1)     | 274.54           |
| 大 津      | 9,973   | 13,095<br>(18)   |                 |               |                |                |                |                |                |                 | 13,095<br>(18)     | 1.31             |
| 介 良      | 12,225  | 19,165<br>(30)   | 7,522<br>(1)    |               |                | 131,900<br>(1) |                |                |                | 87,924<br>(6)   | 246,511<br>(38)    | 20.16            |
| 鏡        | 1,074   |                  |                 |               |                |                |                |                |                |                 | -                  | 0.00             |
| 土佐山      | 839     |                  |                 |               |                |                |                |                |                |                 | -                  | 0.00             |
| 春 野      | 13,334  | 36,979<br>(23)   |                 |               |                |                | 597,000<br>(1) |                |                |                 | 633,979<br>(24)    | 47.55            |
| 計        | 310,029 | 620,046<br>(689) | 306,113<br>(19) | 44,000<br>(1) | 316,500<br>(1) | 131,900<br>(1) | 597,000<br>(1) | 464,700<br>(6) | 106,100<br>(1) | 263,829<br>(21) | 2,850,188<br>(740) | 9.19             |

(注1) ( ) は公園の箇所数

(注2) 児童遊園・交通公園は街区公園に含む。

(注3) 1人当たり公園面積は、7年4月1日住民基本台帳人口により算出

事業実績及び整備計画

| 区分     |     | 公園名等            | 全体<br>計画 | 事業内容及び事業費      |                |
|--------|-----|-----------------|----------|----------------|----------------|
|        |     |                 |          | 6 年 度 実 績 (千円) | 7 年 度 計 画 (千円) |
| 国庫補助事業 | その他 | 中心市街地都市公園整備事業   | 3 公園     | 施設整備 132,054   | 施設整備 —         |
|        |     | 長 寿 命 化 整 備 事 業 | 13 公園    | 施設整備 52,425    | 施設整備 36,000    |

| 区分                    | 事業名                 | 6 年度事業内容<br>(実 績) | 事業費<br>(千円) | 7 年度事業内容<br>(計 画) | 事業費<br>(千円) |
|-----------------------|---------------------|-------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 市<br>単<br>独<br>事<br>業 | 花とみどりのまちづくり事業       | 美しい花壇づくり          | 6,510       | 美しい花壇づくり          | 5,750       |
|                       | 花 ス ト リ ー ト 整 備 事 業 | 花のネットワークづくり       | 7,097       | 花のネットワークづくり       | 8,090       |
|                       | 公 園 遊 園 整 備 改 良 事 業 | 既存公園の整備改修等        | 80,450      | 既存公園の整備改修等        | 105,471     |
|                       | わんぱーくこうち施設整備事業      | 施設整備              | —           | 施設整備              | 1,000       |
|                       | アニマルランド施設整備事業       | 施設整備              | 14,533      | 施設整備              | 21,785      |
|                       | 東部総合運動公園整備事業        | 整備計画策定、<br>基礎調査   | —           | 整備計画策定、<br>基礎調査   | 500         |
|                       | あじさい街道維持管理          | 維持管理              | 3,564       | 維持管理              | 4,340       |
|                       | 公園施設LED化推進事業        | 施設整備              | —           | 施設整備              | 170,000     |
|                       | 公 園 愛 護 会 の 育 成     | 438 公園            | 23,847      | 461 公園            | 25,132      |

(注1) 5年度予算明許繰越分については6年度実績に含める

(注2) 6年度予算明許繰越分については7年度計画に含める

(注3) 東部総合運動公園整備事業については東部総合運動公園都市計画基礎調査費を含む



## 9-② 良好な景観の形成

環境との調和に配慮した、市民の主体的な景観づくりを推進する。

### ●まちを美しくする運動

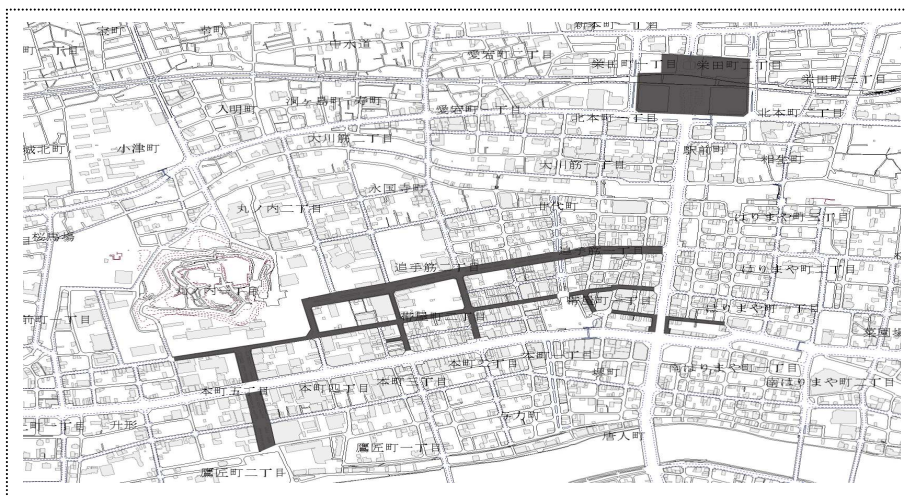
本市では、昭和54年11月から全市を挙げての取組として、市民の美化意識の高揚、ごみに対するマナーの向上、さらには住民相互の連帯意識、自治意識の醸成を図る目的で、環境美化運動を始めている。昭和59年からは「環境週間行事」を中心とした総合的な取組を実施し、現在は、毎年6月5日から6月14日までの間を「初夏のまちを美しくする運動旬間」と位置付け、環境美化重点地域を中心に清掃活動を行っている。令和7年度は、令和7年6月6日に行い、720人が参加した。全部でごみ120kg（不燃ごみ40kg、可燃ごみ80kg）を回収。

### ●歩きたばこ等の禁止

本市では、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、安心で快適な生活環境を確保するために、平成23年2月「高知市歩きたばこ等の防止に関する条例」を施行し、同年4月から歩きたばこ等禁止区域を指定した。

喫煙マナーの普及と向上、地域の環境美化の促進を図るため、禁止区域を中心に、喫煙マナーを呼びかける啓発や環境美化活動を実施している。また、啓発用看板の設置や路面シールの貼付、啓発用ポケットティッシュの配布等、たばこを吸う人と吸わない人が快適な生活環境を共有できるよう啓発、指導に努めている。

歩きたばこ等禁止区域



## 基本目標5 環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり



日々の生活や経済活動を支える健全な環境を将来の世代へ引き継いでいくため、持続可能な社会の担い手を育むとともに、多様な主体のパートナーシップによって、環境の保全・創造に取り組む社会を目指します。

### ◎代表的な指標

| 指標                     | 指標の説明                  | 指標の方向性 | 基準値 | 実績値               | 目標値                  |
|------------------------|------------------------|--------|-----|-------------------|----------------------|
| 環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合 | 環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合 |        | —   | 70.6%<br>(2024年度) | 直近値からの向上<br>(2032年度) |

### 施策10 未来につなげる人づくり

本計画の基本目標である「自然環境との共生」、「循環型社会の形成」、「地球温暖化対策の推進」、「生活環境の保全」の各分野における取組を進めるためには、私たち一人ひとりが自然から様々な恩恵を受けていることを再認識し、環境を大切にする意識を高めることで、自主的かつ積極的に環境保全活動への参加や、環境にやさしいライフスタイルの実践に取り組んでいく必要がある。

そのための基盤作りとして、幼少期からの環境教育をはじめ、あらゆる世代への環境学習の開催など、自然とふれあう機会の創出に取り組むとともに、環境に関する積極的な情報発信・啓発活動に努め、持続可能な社会の担い手を育むことが求められている。

また、人口減少・高齢化により、それぞれの地域だけでは、環境の保全などに関わる担い手が不足しているという課題にも直面しており、地域外の人材も含めた多様な人のつながりである関係人口を創出・拡大するための取組が求められている。

### ○（個別指標）環境学習の参加者数

（単位：人）

| 環境学習 \ 年度                            | 令和2          | 3            | 4            | 5            | 6            |
|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| アニマルランド<br>（動物セミナー、講演会、出前授業）         | 428          | 259          | 800          | 945          | 1,613        |
| 新エネルギー環境学習                           | —            | —            | —            | —            | —            |
| 自然環境学習会                              | 266          | 194          | 203          | 441          | 501          |
| ごみ出前講座                               | 716          | 705          | 2,356        | 2,856        | 1,910        |
| 清掃施設見学参加者数<br>（菖蒲谷減容工場、三里最終処分場、清掃工場） | —            | 2,616        | 3,739        | 4,197        | 4,327        |
| 計                                    | <u>1,410</u> | <u>3,774</u> | <u>7,098</u> | <u>8,439</u> | <u>8,351</u> |

（注）下線目標値（令和14）は、直近値からの向上としている。

## 10-① 未来を担う子どもたちへの環境教育の充実

環境学習の場として、森林や河川等の自然環境を活用した取組を推進するとともに、子どもたちのまちづくりへの参画を通じて、環境に対する意識啓発に取り組む。

### ●清掃施設への見学対応

令和6年度は、19団体が菖蒲谷プラスチック減容工場、三里最終処分場へ施設見学に訪れた。清掃工場については、64団体（うち小学生44団体）が見学に訪れた。

### ●自然環境学習会

令和6年度は高知大学地域協働学部の課題探求実践セミナーにおいて、大学生62名を対象に鏡川河畔での実習及び鏡川に関する講義を行ったほか、「里山歩きとホテルのタベin久重」や「いきもの発見in鏡川！」など工石山青少年の家との共催イベントには、小学生やその保護者51名が参加した。

さらに、市民の日常的な自然との関わりをDXにより可視化・経常化することを目的として、令和5年度から、動植物の種を同定できるスマホアプリ(B i o m e)を活用した市民参加型動植物調査を実施し、アプリ上で開催したクエスト（鏡川流域いきもの図鑑をつくろう）には、60名が参加した。

### ●新エネルギー環境学習（よさこいECOライフチャレンジ）

平成25年度から平成30年度まで、小学生を対象として、夏休み期間中に家庭で節電などの省エネに取り組んでもらい、その内容を絵と文章にて提出してもらう企画「よさこいECOライフチャレンジ」を実施した。

平成30年度及び令和元年度は、小学生を対象に地球温暖化防止について普及啓発し、脱炭素につながる行動変容を促すための取組として、環境学習イベントを開催した。

令和2年度から令和6年度までは、小学生を対象として、水力発電所（四国電力本川発電所）の施設見学の実施を検討するも、新型コロナウイルス感染症の拡大や天候の影響等により、実施を見送った。施設見学の実施を見送ったことを受け、市民・事業者等に「COOL CHOICE」について、理解してもらい、毎日のライフスタイルやビジネススタイルの中で、温室効果ガス排出量削減に取り組んでもらおうと作成したリーフレットについて、株式会社ファミリーマート（市内全67店舗）の協力を得て、店内のカタログラックに配置し、啓発を図った。

よさこいECOライフチャレンジ （単位：人）

| 年度   | 平成25 | 26  | 27  | 28 | 29  | 30  |
|------|------|-----|-----|----|-----|-----|
| 参加人数 | 44   | 118 | 109 | 83 | 116 | 202 |

新エネルギー環境学習 （単位：人）

| 年度   | 平成30 | 令和元 |
|------|------|-----|
| 参加人数 | 33   | 60  |

### ●栽培活動及び食育体験の学習

令和6年度における幼稚園、小学校及び中学校での栽培活動の実施率については、100%となっており、また、小学校及び中学校での総合的な学習の時間等で実施された食に関する体験学習の実施率については、小学校、中学校ともに100%となっている。

### ●工石山青少年の家宿泊利用者数

(単位：人)

| 年度     | 平成29  | 30    | 令和元   | 2   | 3   | 4   | 5     | 6     |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 宿泊利用者数 | 1,664 | 1,909 | 1,847 | 676 | 482 | 939 | 1,760 | 2,130 |

### ●ごみの副読本の作成・ホームページ掲載

本市のごみ処理の流れや分別・減量の考え方など、ごみ問題に対する意識の向上を図るため、市内の小・義務教育学校4年生の学習教材として社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」を作成し、ホームページに掲載している。

### ●環境啓発ポスター

環境美化や3R（リデュース・リユース・リサイクル）への意識の高揚、また環境保全活動への広がりをも目的として、市内の中・義務教育学校（後期課程）生徒（全学年）を対象に、環境啓発ポスターを募集している。

### ●環境標語

ごみの減量・再利用の意識向上を図ることを目的として、市内の小・義務教育学校4年生の児童を対象に環境標語を募集している。

令和6年度 優秀 12作品（応募数 1,677点）

| 作品                   | 学校      |
|----------------------|---------|
| リサイクル みらいのために いまうごけ  | 横浜新町小学校 |
| 給食を 残さず食べて エコ100点    | 初月小学校   |
| ごみへらす ぼくのどりよくを なくさない | 朝倉小学校   |
| とりくもう みんなのもくひょう ゴミ0に | 小高坂小学校  |
| おわらせる ぼくのじだいで ゴミ問だい  | 一宮小学校   |
| コンビニで すぐ食べるなら 手前取り   | 泉野小学校   |
| 埋め立て地 なくなるまえに ゴミへらす  | 潮江東小学校  |
| なくそうよ 食品ロスを わが家から    | 朝倉第二小学校 |
| あにのふく まだつかえるな リユースだ  | 大津小学校   |
| よく食べて 食品ロスと さようなら    | 秦小学校    |
| リサイクル さよならじゃない またくるね | 介良小学校   |
| リサイクル 地球よろこぶ 愛言葉     | 旭小学校    |

## 10-② あらゆる世代への環境学習の充実

ニーズに合わせた出前講座等の実施により、環境への意識を高める取組を推進する。

### ●ごみの出前講座

ごみの減量、再利用、分別の推進を図ることを目的として、公民館、自治会、学校、市民グループへの出前講座として講師派遣を実施している。

| 年度     | 平成30 | 令和元 | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
|--------|------|-----|----|----|----|----|----|
| 講師派遣回数 | 48   | 38  | 13 | 13 | 28 | 41 | 28 |

### ●廃棄物減量等推進員研修会

ごみ問題や環境問題に関する知識を深めていただくことを目的として、廃棄物減量等推進員をはじめとする市民を対象に研修会を開催している。

## 10-③ 環境啓発・情報発信の推進

広報紙やHP、SNS、LINEアカウントなどのデジタル媒体を活用して、環境に関する情報を発信する。

### ●高知市広報「あかるいまち」への掲載

令和6年4月 あなたの子育てを応援し隊「カブトムシの飼い方教室」  
あなたの子育てを応援し隊「いきもの発見in鏡川」  
撮りだちトピックス「鏡川フェスタミートアップイベントを開催」  
お知らせ「ゴールデンウィークのごみ収集」  
お知らせ「『サイクル&ショップライド』でエコ通勤・通学しよう」  
お知らせ「令和6年度休日等家庭ごみ収集日」  
お知らせ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出」  
催し&イベント「シャクナゲと新緑を楽しむ工石山登山」  
催し&イベント「わんぱーくこうちまつり」

5月 おらんくの元気人！『学ぶことは面白い』と伝えたい」  
あなたの子育てを応援し隊「わんぱーくこうちこどもの日プレゼント」  
撮りだちトピックス「鏡川流域関係人口創出事業に対する寄附への市長表彰」  
お知らせ「5月のごみ収集」  
募集「第40回都市美デザイン賞募集」  
お知らせ「緑の募金にご協力ください」  
お知らせ「浄化槽の設置を補助します」  
お知らせ「公衆街路灯設置費等補助金（新規設置・LED取り替え）」  
お知らせ「清流の歌姫・カジカガエルを探せ！」  
お知らせ「ホタル保護にご協力を」

- 6月 お知らせ「オオキンケイギクの栽培・保管・運搬等は禁止です」  
お知らせ「6月のごみ収集」  
お知らせ「中心街一斉清掃に参加しませんか」  
お知らせ「セアカゴケグモにご注意を！」
- 7月 夏休みイベント情報「カブトムシすもう大会」  
夏休みイベント情報「アニマルランドに移動水族館がやってくる」  
あなたの子育てを応援し隊「アニマルランドサマースクール」  
あなたの子育てを応援し隊「親子木工教室in工石山」  
あなたの子育てを応援し隊「はじめての工石山チャレンジ・キャンプ」  
INFORMATION「熱中症は予防が大切です『涼みどころ（クーリングシェルター）開設中』」  
お知らせ「7月のごみ収集」  
お知らせ「「墓じまい」を円滑に進めるために」  
お知らせ「ご存知ですかご自宅の浄化槽維持管理」  
お知らせ「『浦戸湾・七河川一斉清掃』の実施時期変更」
- 8月 あなたの子育てを応援し隊「工石山アウトドア・キャンプ」  
あなたの子育て応援し隊「わんぱーくこうち親子木工教室」  
撮りだちトピックス「高知市環境イベントinイオンモール高知2024」  
お知らせ「アニマルランドへ野菜・果物の寄付のお願い」  
お知らせ「8月のごみ収集」  
お知らせ「墓じまいの進め方について」  
催し&イベント「スマホアプリで生き物図鑑を作ろう」
- 9月 あなたの子育てを応援し隊「アニマルランドの敬老イベント」  
子育てコラム「ひよこ豆知識『子育てする動物たち』」  
撮りだちトピックス「カブトムシすもう大会」  
お知らせ「9月のごみ収集」  
募集「わんぱーくこうちレストラン事業者を募集」  
お知らせ「墓じまいを見据えて」  
お知らせ「環境標語優秀作品」  
お知らせ「その行為、もしかしたら不法投棄かも！」  
催し&イベント「紅葉の工石山を楽しむ秋の登山」
- 10月 コラム「くらしの中のSDGs『一人一人のつかう責任』」  
あなたの子育てを応援し隊「動物キャラを描こう！紙で動物を作ろう☆」  
あなたの子育てを応援し隊「わんぱーくこうち写生コンクール」  
お知らせ「10月のごみ収集」

募集「仁淀川一斉清掃の参加者募集」  
お知らせ「緑の募金にご協力ください」  
お知らせ「10月1日は浄化槽の日です」  
催し&イベント「都市緑化祭」  
催し&イベント「ユズの収穫と工石山紅葉めぐり」  
講座&教室「事業所向け省エネセミナー」

11 月 撮りだちトピックス「アニマルランド敬老のイベント」  
お知らせ「11月のごみ収集」  
募集「市有墓地の利用者募集」  
お知らせ「第40回都市美デザイン賞」  
催し&イベント「工石山ハイキングとクリスマスリースづくり」

12月 あなたの子育て応援し隊「わんぱーくこうちクリスマスまつり」  
INFORMATION「年末年始のごみ収集・ごみの受け入れ」  
お知らせ「12月のごみ収集」  
お知らせ「年末年始はおいしく残さず食べ切ろう！」

令和7年1月 あなたの子育てを応援し隊「わんぱーくこうち雪まつり」  
市役所の押しゴト「みどり課アニマルランド編」  
お知らせ「1月のごみ収集」  
募集「筆山公園のボランティア募集」  
講座&教室「高知市廃棄物減量等推進員研修会」  
催し&イベント「冬の工石山登山と夜鍋のつどい」  
催し&イベント「食育実践発表会」

2月 撮りだちトピックス「エンリッチメント大賞2024奨励賞を受賞」「干支の引き継ぎ式」  
お知らせ「2月のごみ収集」  
お知らせ「浦戸湾・七河川一斉清掃の実施」  
お知らせ「協働の森づくり事業の交流活動実施報告」

3月 特集「高知市の未来のためにできること」  
あなたの子育てを応援し隊「わんぱーくこうちひな祭りプレゼント」  
お知らせ「3月のごみ収集」  
催し&イベント「工石山のツツジを訪ねる春の登山」  
催し&イベント「たけのこ掘りにチャレンジin久重」

●計画・パンフレット等作成

| パンフレット名                           | 内 容                             | 作製年度 |
|-----------------------------------|---------------------------------|------|
| 高知市環境基本計画                         | 高知市環境基本計画の紹介                    | 平成11 |
| 新鏡川清流保全基本計画                       | 新鏡川清流保全基本計画の紹介                  | 18   |
| もいちど散策鏡川                          | 鏡川ガイドブック                        | 21   |
| もいちど散策鏡川「第2版」                     | 鏡川ガイドブック一部改編版                   | 23   |
| もいちど散策鏡川「第3版」                     | 鏡川ガイドブック一部改編版                   | 24   |
| 第二次高知市環境基本計画                      | 第二次高知市環境基本計画の紹介                 | 25   |
| ホタル                               | ほたる条例改正及び保護区域等の紹介               | //   |
| 高知市里山保全条例                         | 高知市里山保全条例の紹介                    | //   |
| セアカゴケグモのポスター                      | セアカゴケグモに関する注意・呼びかけ              | 26   |
| 2017鏡川清流保全基本計画（全体版）               | 2017鏡川清流保全基本計画の紹介               | 28   |
| 2017鏡川清流保全基本計画（概要版）               | 2017鏡川清流保全基本計画の概要               | //   |
| 脱炭素社会づくりに向けた取組紹介リーフレット（環境学習用）     | 子どもに向けた脱炭素型ライフスタイルの紹介           | 令和2  |
| 第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）      | 第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）の紹介 | //   |
| 第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）（概要版） | 第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）の概要 | //   |
| 脱炭素社会づくりに向けた取組紹介リーフレット（市民・事業者向け）  | 市民・事業者に向けた脱炭素型ライフスタイルの紹介        | 3    |
| 第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）      | 第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）の紹介 | //   |
| 第3次高知市生活排水対策推進計画（全体版）             | 第3次高知市生活排水対策推進計画の紹介             | 4    |
| 第3次高知市生活排水対策推進計画（概要版）             | 第3次高知市生活排水対策推進計画の概要             | //   |
| 第三次高知市環境基本計画（全体版）                 | 第三次高知市環境基本計画の紹介                 | //   |
| 第三次高知市環境基本計画（概要版）                 | 第三次高知市環境基本計画の概要                 | //   |
| 第4次高知市一般廃棄物処理基本計画（全体版）            | 第4次高知市一般廃棄物処理基本計画の紹介            | //   |
| 2016高知市緑の基本計画（2023改定版）            | 2016高知市緑の基本計画の紹介                | 5    |

#### 10-④ 多様な人のつながりの創出

本市の自然環境の魅力に気づいてもらうためのPRに取り組むとともに、本市の自然資本など地域資源を活かした多様な関わり方を学び、実行できる人材の育成に取り組む。

●新エネルギー・環境政策課広報「鏡川流域パートナーシップだより」の作成

鏡川流域関係人口創出事業において、鏡川流域の自然と人、人と人との関わりとつながりの推進に向けた多様な取組を紹介する広報記事「鏡川流域関パートナーシップだより」を週1～3回程度作成し、高知市ホームページやまちのコインアプリ等で随時発信している。

## 施策11 自然と人、人と人が共生する地域づくり

自然と人、人と人が共生する持続可能な社会を形成するためには、日々の生活や経済活動が健全な環境によって支えられているということを、わたしたち一人ひとりが認識するとともに、多様な主体のパートナーシップによって、それらを保全し、地域資源として活用することで、環境のみならず、地域経済や社会が抱える様々な課題の解決を図る必要がある。

本市においても、水と緑に恵まれた中山間地域や、豊かな食を育む美しい田園地域、人口や経済の中心である都市部といった各地域が、ひとつの流域としてのつながりや、他の地域とのつながりによって、相互に足りない資源を補完し支え合うことで、社会・経済的課題を解決しながら地域活性化を進める「高知市版地域循環共生圏」の構築を目指して、自然と人、人と人が共生する地域づくりに取り組む必要がある。

### ○（個別指標）鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数

鏡川流域関係人口の創出・拡大及び可視化を目的として導入したスマートフォンアプリ「まちのコイン（高知市版：ぼっちり）」を通じて、多様な人やプロジェクト等が発行した「体験（イベント情報や意見募集等、多様な人が関わるきっかけ）」を利用した人数を、「鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数」として専用のシステムで集計している。

（単位：回）

| 年度                        | 令和4   | 5     | 6      | 目標値<br>(令和7) |
|---------------------------|-------|-------|--------|--------------|
| 鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数 | 2,103 | 3,347 | 23,331 | 2,500        |

### ○（個別指標）町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合

（単位：％）

| 年度                     | 令和4  | 5    | 6    | 目標値<br>(令和12) |
|------------------------|------|------|------|---------------|
| 町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合 | 45.7 | 42.4 | 42.4 | 60            |

## 11－① 環境を守り次世代へつなぐ地域づくり

流域内外の相互連携・相互補完によって、自然と人、人と人の多様な関わりとつながりづくりに取り組む。

## 11－② 地域資源を活かした取組の推進

地域が取り組む新商品の開発や、体験・交流イベント等の実施を支援し、地域資源の活用を促進する。

## 11－③ 広域連携の推進

スケールメリットや相乗効果を発揮し、効果的に社会・経済的課題の解決を図るため、県内各市町村の豊かな自然環境が生み出す多様な地域資源を活かした広域連携を推進する。

# 資料編

## 1 指標の状況

現在の社会・経済の状況や環境分野の個別計画、関連計画等をベースに設定したものであり、今後、計画の改訂や社会・経済情勢の変化等に則して、目標値の変更を行います。

◎基本目標における代表的な指標、○各施策の個別指標

| 基本目標            | 施策                               |   | 主な関連計画などの指標                 | 指標の説明                               | 指標の方向性 | 基準値                                     | 実績値                                     | 目標値                                     | 関連計画(計画年度)                             |
|-----------------|----------------------------------|---|-----------------------------|-------------------------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1<br>自然環境との共生   | 1<br>清流が<br>つなぐ森・<br>里・海との<br>共生 | ◎ | 搬出間伐の材積                     | 市域内で実施する搬出間伐の材積                     | ↑      | —                                       | 2,177m <sup>3</sup><br>(2024年度)         | 3,000m <sup>3</sup><br>(2030年度)         | 高知市総合計画<br>(2021-2030)                 |
|                 |                                  | ◎ | 中山間地域等直接支払交付金集落協定対象農地面積     | 集落協定に基づく農業生産活動等が行われている農地面積          | ↑      | 392.9ha<br>(2021年度)                     | 396ha<br>(2024年度)                       | 400ha<br>(2027年度)                       | 農業基本計画<br>(2023-2027)                  |
|                 |                                  | ○ | 新規林業就業者数                    | 民間林業事業体の新規雇用作業員人数(累計)               | ↑      | —                                       | 1人<br>(2024年度)                          | 4人<br>(2030年度)                          | 高知市総合計画<br>(2021-2030)                 |
|                 |                                  | ○ | 認定農業者数                      | 農業経営改善計画を作成し、市等から認定を受けた経営体数         | ↑      | 269経営体<br>(2021年度)                      | 263経営体<br>(2024年度)                      | 290経営体<br>(2027年度)                      | 農業基本計画<br>(2023-2027)                  |
|                 | 2<br>豊かな生きものの保全                  | ○ | 天然アユ遡上数                     | 鏡川流域を遡上する天然アユの数(直近3か年の平均値)          | ↑      | 18.8万尾<br>(2014~2016年度の平均値)             | 10.4万尾<br>(2022~2024年度の平均値)             | 50万尾<br>(2024~2026年度の平均値)               | 鏡川清流保全基本計画<br>(2017-2026)              |
| 2<br>循環型社会の形成   |                                  | ◎ | 1人1日当たりごみ総排出量               | 本市のごみ総排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量          | ↓      | 1,006<br>g/人・日<br>(2021年度)              | 967<br>g/人・日<br>(2024年度)                | 976<br>g/人・日<br>(2032年度)                | 一般廃棄物処理基本計画<br>(2023-2032)             |
|                 |                                  | ◎ | 資源回収率                       | 本市のごみ総排出量のうち再資源化されたごみの割合            | ↑      | 17.6%<br>(2021年度)                       | 17.3%<br>(2024年度)                       | 20.1%<br>(2032年度)                       | 一般廃棄物処理基本計画<br>(2023-2032)             |
|                 | 3<br>市民・事業者・行政の協働による3Rの推進        | ○ | 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源となるものを除く) | 資源となるものを除く家庭系ごみ排出量を市民1人1日当たりに置き換えた量 | ↓      | 572<br>g/人・日<br>(2021年度)                | 531<br>g/人・日<br>(2024年度)                | 506<br>g/人・日<br>(2032年度)                | 一般廃棄物処理基本計画<br>(2023-2032)             |
|                 |                                  | ○ | 事業系ごみ排出量                    | 事業系一般廃棄物の総量                         | ↓      | 40,794<br>t/年<br>(2021年度)               | 41,084<br>t/年<br>(2024年度)               | 39,594<br>t/年<br>(2032年度)               | 一般廃棄物処理基本計画<br>(2023-2032)             |
|                 | 4<br>安全安心な廃棄物処理の推進               | ○ | 最終処分場の残余年数                  | 最終処分場への埋立が可能な残りの期間                  | →      | 2054<br>年度まで<br>(2019年度)                | 2054<br>年度まで<br>(2019年度)                | 20年以上の維持<br>(2032年度)                    | 一般廃棄物処理基本計画<br>(2023-2032)             |
| 3<br>地球温暖化対策の推進 |                                  | ◎ | 市域の温室効果ガス排出量                | 市域で排出される温室効果ガスの量                    | ↓      | 2,499<br>千t-CO <sub>2</sub><br>(2013年度) | 1,643<br>千t-CO <sub>2</sub><br>(2022年度) | 1,430<br>千t-CO <sub>2</sub><br>(2030年度) | 高知市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)<br>(2021-2030) |
|                 | 5<br>脱炭素型の暮らし・まちづくり              | ○ | 市域の電力消費量                    | 市域で消費される電力の量                        | ↓      | 1,840GWh<br>(2013年度)                    | 1,782GWh<br>(2022年度)                    | ※1<br>過去5年間の最小値を下回る量<br>(2030年度)        | 高知市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)<br>(2021-2030) |
|                 | 6<br>再生可能エネルギーの活用                | ○ | 市域における再生可能エネルギー発電自給率        | 市内消費電力量に占める再生可能エネルギー発電量の割合          | ↑      | 17%<br>(2016年度)                         | 20%<br>(2022年度)                         | 23%<br>(2030年度)                         | 新エネルギービジョン<br>(2018-2030)              |
|                 | 7<br>※2<br>気候変動への適応              |   |                             |                                     |        |                                         |                                         |                                         |                                        |

※1 直近5年間(2015~2019年度)の最小値は、2019年度の1,549GWhです。

※2 計画策定時点では個別指標を設定していませんが、科学的知見や気候変動による影響、国・県の動向を注視しながら、個別指標を設定します。

| 基本目標                         | 施策                       |   | 主な関連計画などの指標               | 指標の説明                                  | 指標の方向性 | 基準値               | 実績値                   | 目標値                  | 関連計画(計画年度)                        |
|------------------------------|--------------------------|---|---------------------------|----------------------------------------|--------|-------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 4<br>生活環境の保全                 |                          | ◎ | 水質環境基準のうち健康項目の達成率         | 環境基準点における人の健康の保護に関する環境基準の達成率           | →      | —                 | 100%<br>(2024年度)      | 100%<br>(2032年度)     | 水質汚濁防止法<br>(毎年度報告)                |
|                              |                          | ◎ | 有害大気汚染物質環境基準の達成率          | 環境基準値が設定されている有害大気汚染物質の環境基準の達成率         | →      | —                 | 100%<br>(2024年度)      | 100%<br>(2032年度)     | 大気汚染防止法<br>(毎年度報告)                |
|                              | 8<br>良好な大気・水環境などの保全      | ○ | 河川水質の環境基準達成率              | 前年度の河川の環境基準点の環境基準の達成率(BOD)             | ↗      | —                 | 100%<br>(2024年度)      | 100%<br>(2030年度)     | 高知市総合計画<br>(2021-2030)            |
|                              |                          | ○ | 污水处理人口普及率                 | 下水道、合併処理浄化槽等の合計普及率                     | ↗      | 85%<br>(2015年度)   | 82.6%<br>(2024年度)     | 91.8%<br>(2032年度)    | 第3次高知市生活排水対策推進計画<br>(2023-2037)   |
|                              | 9<br>美しく魅力あるまちの形成        | ○ | 緑視率                       | 人の視界における緑の多さを計る割合(55地点平均値)             | ↗      | 22.9%<br>(2015年度) | 22.4%<br>(2020年度)     | 25.0%<br>(2030年度)    | 緑の基本計画<br>(2016-2035)             |
|                              |                          | ○ | 緑被率                       | ある区域の中に占める緑被地の面積の割合(うち、都市計画区域)         | ↗      | 14.6%<br>(2015年度) | 14.6%<br>(2020年度)     | 14.7%<br>(2030年度)    | 緑の基本計画<br>(2016-2035)             |
| 5<br>環境の保全・創造に取り組む人づくり・地域づくり |                          | ◎ | 環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合    | 環境に配慮した行動を自ら実施している人の割合                 | ↗      | —                 | 70.6%<br>(2024年度)     | 直近値からの向上<br>(2032年度) |                                   |
|                              | 10<br>未来につなげる人づくり        | ○ | 環境学習の参加者数                 | 自然環境、地球温暖化、ごみに関する環境学習、施設見学等の参加者数       | ↗      | —                 | 8,351人<br>(2024年度)    | 直近値からの向上<br>(2032年度) |                                   |
|                              | 11<br>自然と人、人と人が共生する地域づくり | ○ | 鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数 | 鏡川上流域の自然資本を含む地域資源に人が関わる回数              | ↗      | —                 | 23,331回/年<br>(2024年度) | 2,500回/年<br>(2028年度) | 高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略<br>(2024-2028) |
|                              |                          | ○ | 町内や地域で行われる活動に参加する市民の割合    | 市民意識調査で「町内や地域で行われる活動に参加している」と回答した市民の割合 | ↗      | —                 | 42.4%<br>(2023年度)     | 60%<br>(2030年度)      | 高知市総合計画<br>(2021-2030)            |

※ 指標の方向性については、3種類の矢印で示す。

|   |                     |
|---|---------------------|
| ↗ | 目標値に向けて、数値の向上を目指すもの |
| ↘ | 目標値に向けて、数値の削減を目指すもの |
| → | 現状維持を目指すもの          |

## 2 環境の状況

### 廃棄物の状況

#### (1) ごみ排出量の推移（一覧）

| 区分                               |    | 年度 | 令和元          | 2            | 3            | 4            | 5            | 6            |
|----------------------------------|----|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                  |    |    |              |              |              |              |              |              |
| 人口                               | 人  |    | 328,040      | 325,664      | 323,218      | 320,334      | 316,984      | 313,008      |
| 総排出量                             | トン |    | 123,106      | 119,469      | 118,638      | 117,906      | 110,132      | 110,518      |
| 可燃ごみ                             | トン |    | 106,901      | 102,928      | 102,978      | 103,175      | 96,202       | 97,038       |
| 不燃ごみ                             | トン |    | 1,257        | 1,342        | 1,283        | 1,244        | 1,276        | 1,258        |
| 可燃粗大ごみ                           | トン |    | 3,878        | 4,145        | 3,918        | 3,600        | 3,384        | 3,346        |
| 資源物                              | トン |    | 7,190        | 7,153        | 6,743        | 6,261        | 5,909        | 5,672        |
| ペットボトル                           | トン |    | 147          | 143          | 148          | 158          | 156          | 153          |
| プラスチック製容器包装                      | トン |    | 2,576        | 2,602        | 2,545        | 2,456        | 2,333        | 2,212        |
| 小型家電                             | トン |    | 775          | 840          | 759          | 727          | 646          | 661          |
| 水銀含有廃棄物                          | トン |    | 107          | 114          | 109          | 100          | 97           | 100          |
| 美化ごみ・災害廃棄物                       | トン |    | 275          | 202          | 155          | 185          | 129          | 78           |
| 1日当たり排出量                         | トン |    | 336          | 327          | 325          | 323          | 301          | 303          |
| 1人1日当たり排出量                       | ㌔  |    | 1,025        | 1,005        | 1,006        | 1,008        | 949          | 967          |
| ※（資源物除く）                         | ㌔  |    | 965          | 945          | 948          | 955          | 898          | 918          |
| ※（資源となる物を除く）                     | ㌔  |    | 935          | 914          | 918          | 925          | 870          | 890          |
| 【家庭系】1人1日当たり排出量<br>（うち資源となる物を除く） | ㌔  |    | 666<br>(576) | 669<br>(578) | 660<br>(572) | 650<br>(567) | 623<br>(545) | 608<br>(531) |
| 【事業系】1人1日当たり排出量                  | ㌔  |    | 359          | 336          | 346          | 359          | 326          | 360          |
| リサイクル率                           | %  |    | 17.7         | 18.2         | 17.6         | 17.6         | 17.0         | 17.3         |

（注1）人口は、各年度10月1日時点の住民基本台帳による。

（注2）資源となる物とは、資源物、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電及び水銀含有廃棄物をいう（水銀含有廃棄物は令和元年度分から追加）。

#### (2) 三里最終処分埋立残余容量

三里最終処分場において、不燃ごみの安定した処分を行うとともに毎年の廃棄物の埋立量を極力少なくすることで延命化を図っている。

（単位：m<sup>3</sup>）

| 年度               | 平成29    | 30      | 令和元     | 2       | 3       | 4       | 5       | 6       |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 三里最終処分<br>埋立残余容量 | 127,362 | 125,940 | 123,369 | 121,857 | 120,561 | 119,188 | 116,206 | 114,963 |

## 生活環境の状況

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目              | 基準値          | 項目                | 基準値         |
|-----------------|--------------|-------------------|-------------|
| カドミウム           | 0.003mg/l以下  | トリクロロエチレン         | 0.01mg/l以下  |
| 全シアン            | 検出されないこと。    | テトラクロロエチレン        | 0.01mg/l以下  |
| 鉛               | 0.01mg/l以下   | 1、3-ジクロロプロパン      | 0.002mg/l以下 |
| 六価クロム           | 0.02mg/l以下   | 1、1、1-トリクロロエタン    | 1mg/l以下     |
| 砒素              | 0.01mg/l以下   | チウラム              | 0.006mg/l以下 |
| 総水銀             | 0.0005mg/l以下 | シマジン              | 0.003mg/l以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと。    | チオベンカルブ           | 0.02mg/l以下  |
| P C B           | 検出されないこと。    | ベンゼン              | 0.01mg/l以下  |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/l以下   | セレン               | 0.01mg/l以下  |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/l以下  | フッ素               | 0.8mg/l以下   |
| 1、2-ジクロロエタン     | 0.004mg/l以下  | ホウ素               | 1mg/l以下     |
| 1、1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/l以下    | 硝酸性窒素<br>及び亜硝酸性窒素 | 10mg/l以下    |
| シス-1、2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下   | 1、4-ジオキサン         | 0.05mg/l以下  |
| 1、1、2-トリクロロエタン  | 0.006mg/l以下  |                   |             |

人の健康の保護に関する有害項目の測定については年1回測定しており、測定項目すべてにおいて環境基準を達成している。

(2) 生活環境に係る環境基準（基準値は日間平均値とする）

●河川（湖沼を除く）

| 項目<br>類型 | 利用目的の<br>適応性                            | 基 準 値               |                         |                          |                   |                      |
|----------|-----------------------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|----------------------|
|          |                                         | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊<br>物質<br>(SS)         | 溶存<br>酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                 |
| AA       | 水道1級<br>自然環境保全<br>及びA以下の<br>欄に掲げるもの     | 6.5以上<br>8.5以下      | 1mg/l以下                 | 25mg/l以下                 | 7.5mg/l<br>以上     | 20CFU/100ml<br>以下※   |
| A        | 水道2級<br>水産1級<br>水浴<br>及びB以下の<br>欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下      | 2mg/l以下                 | 25mg/l以下                 | 7.5mg/l<br>以上     | 300CFU<br>/100ml以下   |
| B        | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の<br>欄に掲げるもの       | 6.5以上<br>8.5以下      | 3mg/l以下                 | 25mg/l以下                 | 5mg/l以上           | 1,000CFU<br>/100ml以下 |
| C        | 水産3級<br>工業用水1級<br>及びD以下の<br>欄に掲げるもの     | 6.5以上<br>8.5以下      | 5mg/l以下                 | 50mg/l以下                 | 5mg/l以上           | —                    |
| D        | 工業用水2級<br>農業用水<br>及びEの欄に<br>掲げるもの       | 6.0以上<br>8.5以下      | 8mg/l以下                 | 100mg/l以下                | 2mg/l以上           | —                    |
| E        | 工業用水3級<br>環境保全                          | 6.0以上<br>8.5以下      | 10mg/l以下                | ごみ等の<br>浮遊が認められ<br>ないこと。 | 2mg/l以上           | —                    |

※水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く）については、大腸菌数 100CFU/100mL以下とする。

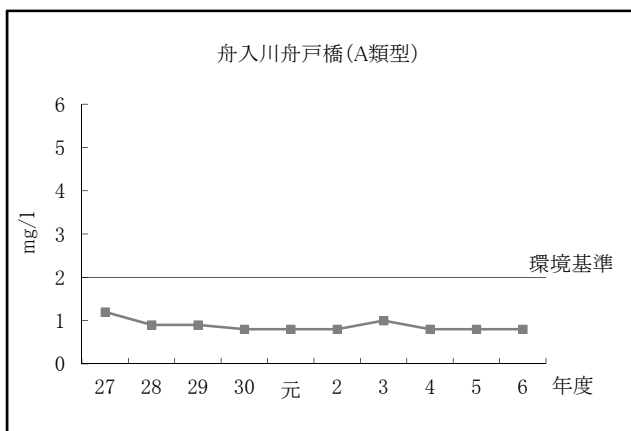
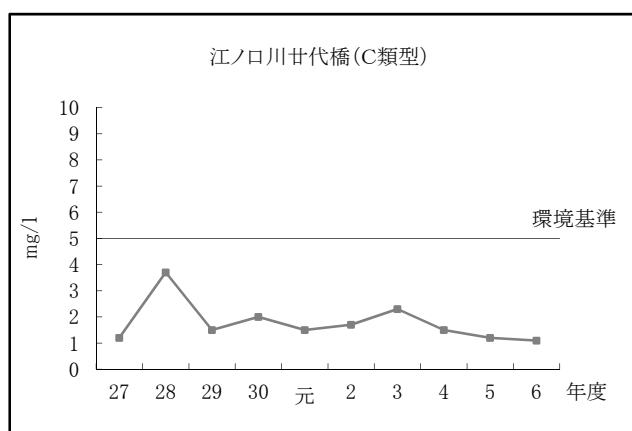
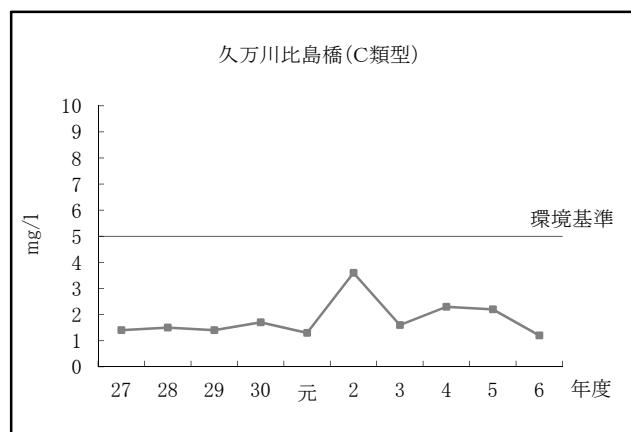
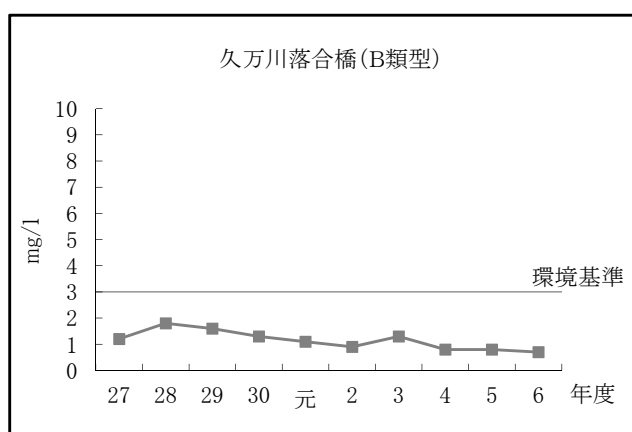
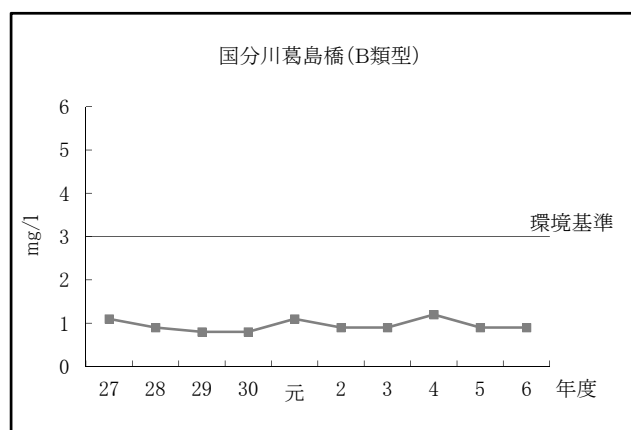
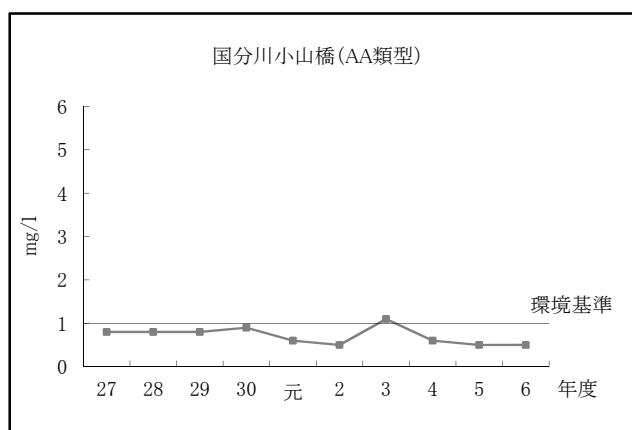
●海域

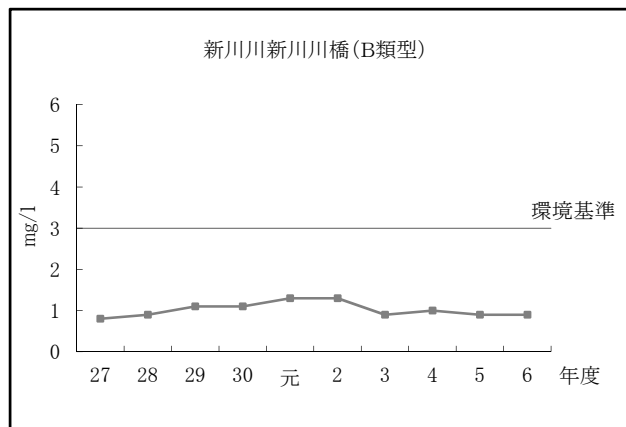
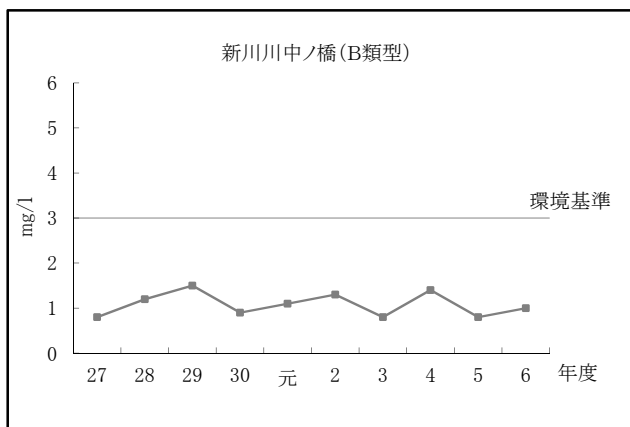
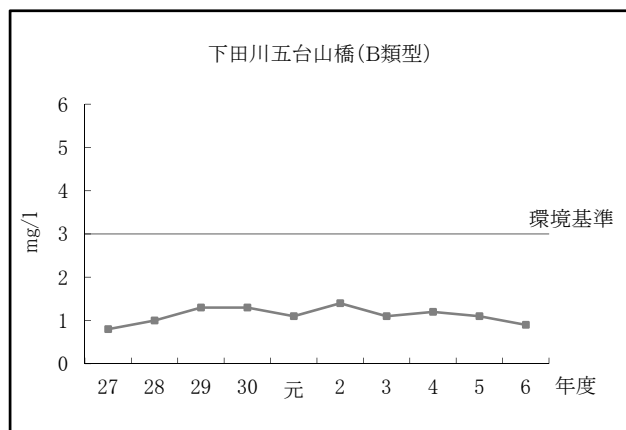
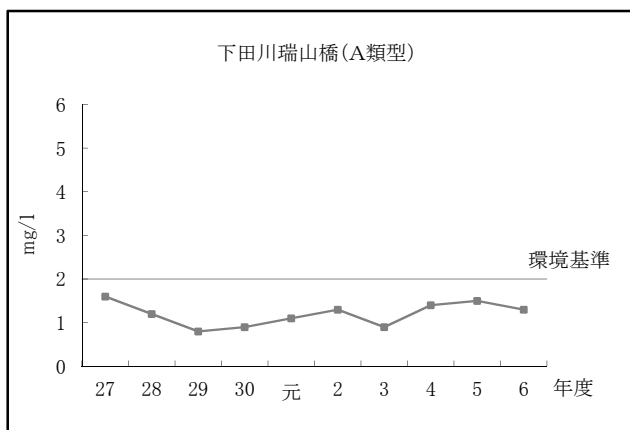
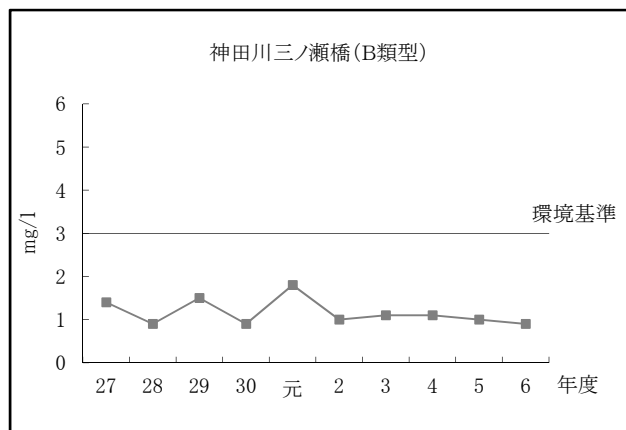
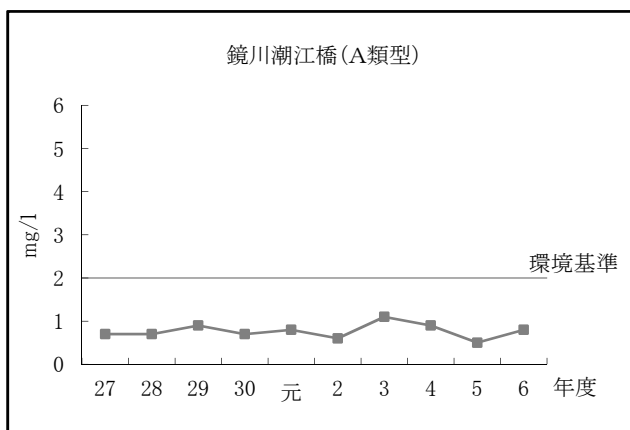
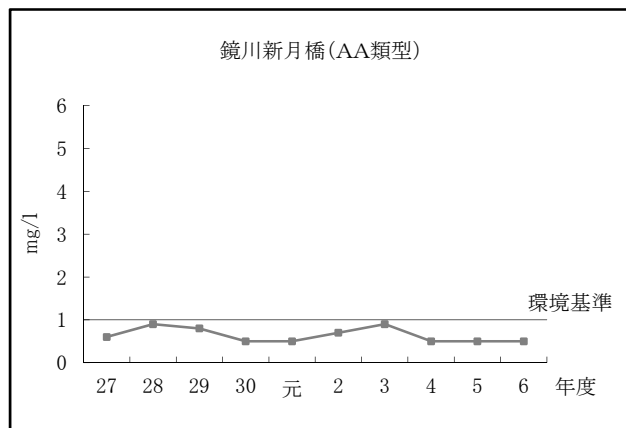
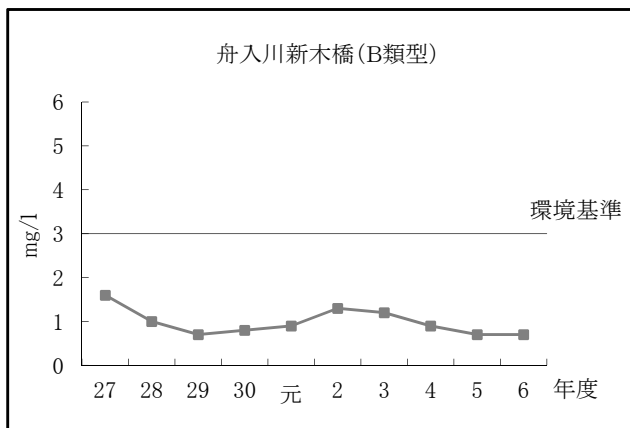
| 項目<br>類型 | 利用目的の<br>適応性                              | 基 準 値               |                       |                   |                        | n-ヘキサン<br>抽出物質<br>(油分など) |
|----------|-------------------------------------------|---------------------|-----------------------|-------------------|------------------------|--------------------------|
|          |                                           | 水素イオン<br>濃度<br>(pH) | 化学的<br>酸素要求量<br>(COD) | 溶存<br>酸素量<br>(DO) | 大腸菌数                   |                          |
| A        | 水産1級<br>水浴<br>自然環境保全<br>及びB以下の<br>欄に掲げるもの | 7.8以上<br>8.3以下      | 2mg/l以下               | 7.5mg/l<br>以上     | 300CFU<br>/100ml<br>以下 | 検出されないこと。                |
| B        | 水産2級<br>工業用水<br>及びCの<br>欄に掲げるもの           | 7.8以上<br>8.3以下      | 3mg/l以下               | 5mg/l以上           | —                      | 検出されないこと。                |
| C        | 環境保全                                      | 7.0以上<br>8.3以下      | 8mg/l以下               | 2mg/l以上           | —                      | —                        |

### (3) 水質汚濁の現況

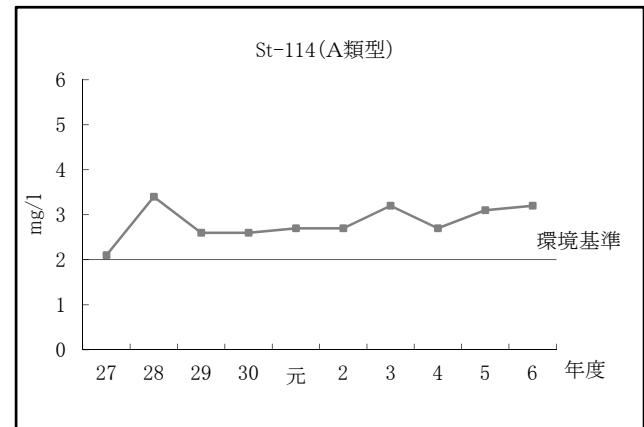
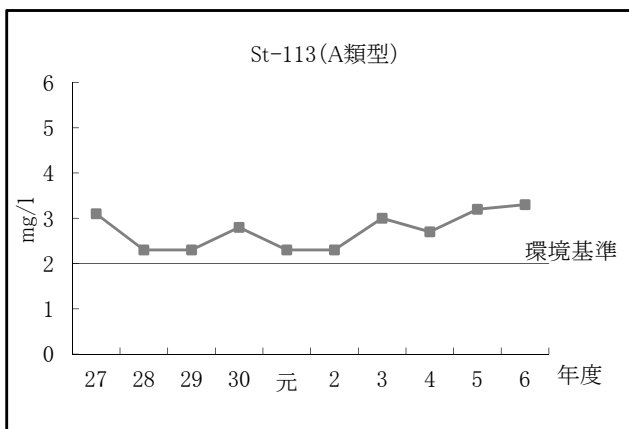
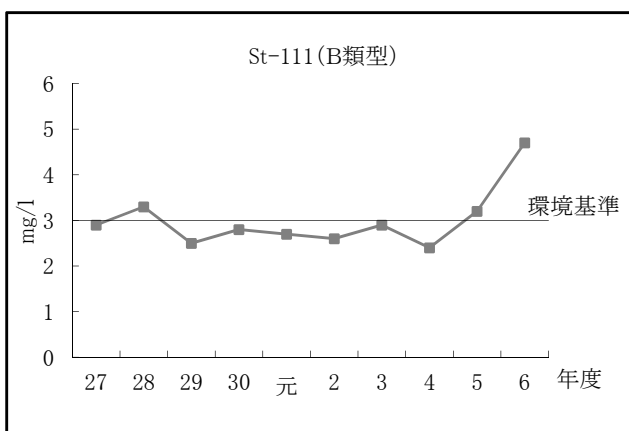
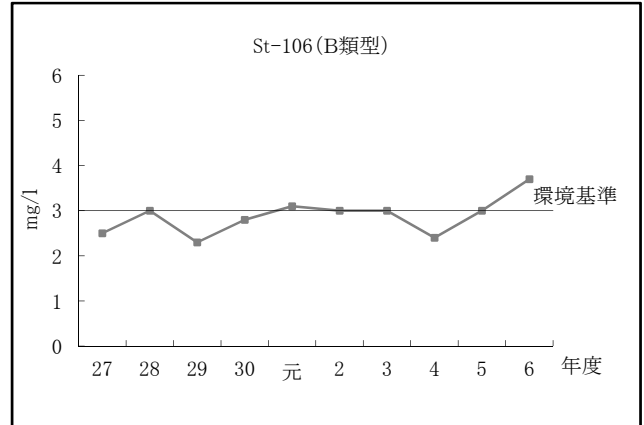
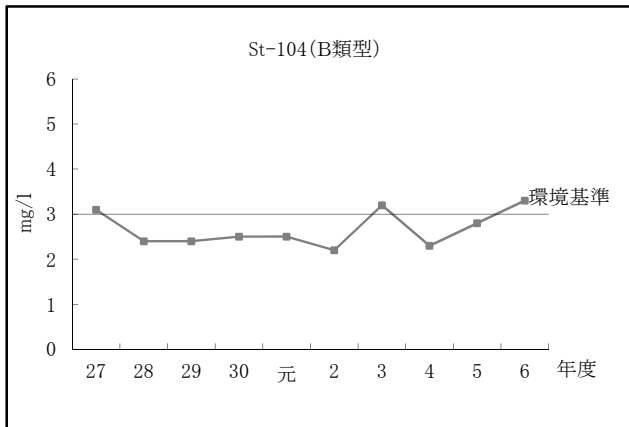
本市における公共用水域については、毎年度作成する「公共用水域の水質測定計画」に基づいて市が測定し、調査を行っている。調査地点は、鏡ダムサイトの2地点、河川の24地点、浦戸湾内外の海域17地点、その他絶海池・住吉池の2地点の計45地点である。この調査結果に基づき、市内各河川等の汚濁状況とをとりまとめると次のとおりである。

河川BOD経年変化（年間75%値）





## 海域COD経年変化（年間75%値）



(注) 測定地点St-104、St-106 及び St-111 は、浦戸湾高知港内の海域・・・高知港（乙）

測定地点St-113 及び St-114 は、浦戸湾種崎海水浴場の海域・・・高知港（甲）

75%値とはBODやCODの環境基準に対する適合性に用いる数値で、全データを値の小さいものから順に並べて、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ はデータ数）の値を用いる。例えばデータ数が100個の場合には水質の綺麗なもの（値の小さいもの）から並べて75番目の値となる。

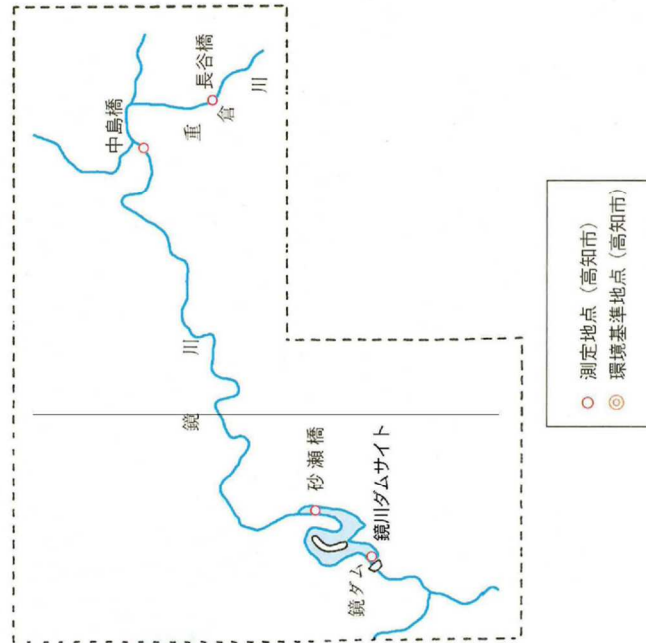


浦戸湾水域

別図1 (新川川、派川甲殿川)



別図2 (鏡川)



## (4) 有害大気汚染物質

## 令和6年度有害大気汚染物質調査結果

| 物 質 名                | 測定場所 | 平 均   | 検出下限                     |
|----------------------|------|-------|--------------------------|
| <b>VOCs</b>          |      |       | $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| アクリロニトリル             | 介良   | N.D.  | 0.033                    |
|                      | 朝倉   | N.D.  |                          |
| 塩化ビニルモノマー            | 介良   | N.D.  | 0.039                    |
|                      | 朝倉   | N.D.  |                          |
| 塩化メチル                | 介良   | 1.3   | 0.013                    |
|                      | 朝倉   | 1.3   |                          |
| クロロホルム               | 介良   | N.D.  | 0.075                    |
|                      | 朝倉   | N.D.  |                          |
| 1,2-ジクロロエタン          | 介良   | 0.044 | 0.025                    |
|                      | 朝倉   | 0.088 |                          |
| ジクロロメタン              | 介良   | 0.66  | 0.054                    |
|                      | 朝倉   | 0.78  |                          |
| テトラクロロエチレン           | 介良   | N.D.  | 0.11                     |
|                      | 朝倉   | N.D.  |                          |
| トリクロロエチレン            | 介良   | N.D.  | 0.081                    |
|                      | 朝倉   | N.D.  |                          |
| トルエン                 | 介良   | 2.0   | 0.023                    |
|                      | 朝倉   | 2.4   |                          |
| 1,3-ブタジエン            | 介良   | N.D.  | 0.033                    |
|                      | 朝倉   | N.D.  |                          |
| ベンゼン                 | 介良   | 0.32  | 0.048                    |
|                      | 朝倉   | 0.55  |                          |
| <b>アルデヒド類</b>        |      |       | $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| アセトアルデヒド             | 介良   | 1.6   | 0.15                     |
|                      | 朝倉   | 1.4   |                          |
| ホルムアルデヒド             | 介良   | 1.8   | 0.15                     |
|                      | 朝倉   | 1.6   |                          |
| <b>重金属類</b>          |      |       | $\text{ng}/\text{m}^3$   |
| ニッケル化合物              | 介良   | 1.6   | 0.21                     |
|                      | 朝倉   | 1.7   |                          |
| ヒ素及びその化合物            | 介良   | 1.2   | 0.042                    |
|                      | 朝倉   | 0.93  |                          |
| バリリウム及びその化合物         | 介良   | N.D.  | 0.042                    |
|                      | 朝倉   | N.D.  |                          |
| マンガン及びその化合物          | 介良   | 48    | 0.21                     |
|                      | 朝倉   | 12    |                          |
| クロム及びその化合物           | 介良   | 2.0   | 0.0042                   |
|                      | 朝倉   | 1.5   |                          |
| 水銀及びその化合物            | 介良   | 2.2   | 0.87                     |
|                      | 朝倉   | 2.1   |                          |
| <b>ベンゾ [ a ] ピレン</b> |      |       | $\text{ng}/\text{m}^3$   |
| ベンゾ [ a ] ピレン        | 介良   | 0.11  | 0.0029                   |
|                      | 朝倉   | 0.048 |                          |
| <b>酸化エチレン</b>        |      |       | $\mu\text{g}/\text{m}^3$ |
| 酸化エチレン               | 介良   | 0.064 | 0.0021                   |
|                      | 朝倉   | 0.092 |                          |

令和6年度調査結果と環境基準との対比

| 物質名           |    | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン | ダイオキシン類 |
|---------------|----|------|-----------|------------|---------|---------|
| 環境基準値         |    | 3    | 130       | 200        | 150     | 0.6     |
| 年間平均値<br>調査結果 | 介良 | 0.32 | N.D.      | N.D.       | 0.66    | 0.0298  |
|               | 朝倉 | 0.55 | N.D.      | N.D.       | —       | —       |
|               | 長浜 | —    | —         | —          | 0.78    | 0.0200  |

(注1) N.D.とは、検出下限値未満を表す。

(注2) 測定値の平均には算術平均を用い、定量下限以上の値と定量下限未満で検出下限以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満のものは検出下限の1/2の値を用いている。

(注3) 単位：VOCsは $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ダイオキシン類は $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

(5) 騒音

騒音とは、音の一種であり健康や生活環境に係わる被害が生じる公害である。騒音の種類及び主な発生源は、下に掲げるとおりである。

騒音の種類と主な発生源

| 騒音の種類    | 発生源                                          |
|----------|----------------------------------------------|
| 工場・事業場騒音 | 施盤、プレス、サンダー、帯のこ、コンプレッサーなどの工場事業所の機械           |
| 建設騒音     | くい打機、ブルドーザー、バックホー、さく岩機などを使った建設作業             |
| 近隣騒音     | カラオケ装置、ピアノ、空調設備、ボイラー、給水ポンプ、浄化槽のモーターや動物の鳴き声など |
| 交通騒音     | 自動車や電車                                       |

騒音の大きさの例

(単位：デシベル)

|                                                                                                           |                         |                     |                      |                                                                                                      |                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 120<br>飛行機のエンジンの近く<br> | 110<br>自動車の警笛<br>(前方2m) | 100<br>電車が通るときのガード下 | 90<br>大声の独唱、騒々しい工場の中 | 80<br>地下鉄の車内<br> | 70<br>電話のベル、騒々しい事務所の中 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|

|             |                                                                                                       |                   |                   |                 |                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60<br>普通の会話 | 50<br>普通の事務所の中<br> | 40<br>静かな公園、図書館の中 | 30<br>深夜の郊外、ささやき声 | 20<br>木の葉のふれ合う音 | デシベルとは<br>音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表す。<br>実際には、騒音計のA特性(聴感補正)で測定した値を騒音レベルとして表示する。 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### <工場・事業場騒音対策>

工場・事業場騒音に対しては、市民がそれによって生活を妨害され、不快感を持つことがないような、静穏な環境が保持できることを長期的な目標として取り組んでいる。

また、当面の対策としては、法・条例で定められている規制基準値を目標に指導している。

当面の指導目標（規制基準値）（単位：デシベル）

| 時間の区分<br>区域の区分 |                          | 昼 間            | 朝 夕                    | 夜 間               |
|----------------|--------------------------|----------------|------------------------|-------------------|
|                |                          | 午前 午後<br>8時～7時 | 午前 午後<br>6時～8時, 7時～10時 | 午後 翌朝午前<br>10時～6時 |
| 第1種区域          | 住居の用に供され、特に静穏の保持を必要とする地域 | 50             | 45                     | 40                |
| 第2種区域          | 主として住居の用に供される地域          | 55             | 50                     | 45                |
| 第3種区域          | 住居、商業、工場の混用地域            | 65             | 60                     | 55                |
| 第4種区域          | 主として工業の用に供される地域          | 70             | 65                     | 60                |

（注）上の表の第3種及び第4種区域で、特に静穏を要する地域は当該値から5デシベルを減じた値とする。

騒音対策については、住居に係る地域（第1種地域、第2種地域）の工場・事業場騒音に優先的に取り組む。この場合、住居と工場が混在し、現在地で対策を講ずることが困難なものは、都市計画サイドの取組や移転、集団化等の分離対策を積極的に進める。

工場・事業場騒音に対する取組は騒音の地区性が強く、また、影響がそのまま住民生活に現れるという特殊性を持っているので、関係住民や住民運動の求めを基本にして対策を推進する。この場合、零細企業についてはその条件を考慮し、資金対策を講じながら適切な対策を推進する。

## (6) 振動

公害となる振動は、人間活動の結果、発生する地盤振動が建物に伝わり、物的被害や生活妨害を生じさせるものである。振動発生源の主なものは、下に掲げるとおりである。

- ① 工場振動 工場・事業所の金属加工機・印刷機などの機械の作業に伴う振動
- ② 建設作業振動 くい打ち、くい抜き機、砕岩機などの建設機械の作業に伴う振動
- ③ 自動車振動 大型自動車などの走行に伴う振動

振動レベルと振動による影響

| 振動<br>レベル | 気象庁震度階                                                                           | 睡眠影響                                                                             |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| デシベル      |                                                                                  |                                                                                  |
| 10        | ・ 常時微動<br>・ 人体に感じないで、地震計に記録される程度                                                 |                                                                                  |
| 50        | 無感<br>(0)                                                                        |                                                                                  |
| 60        | 微震<br>(Ⅰ) ・ 静止している人や、特に地震に注意深い人だけ感じる程度の地震                                        | 60 ほとんど影響はみられない。<br>65 睡眠深度（以下「深度」という）1の場合は過半数が覚醒するが、深度2以上の場合、影響はみられない。          |
| 70        | 軽震<br>(Ⅱ) ・ 大勢の人に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震                                | 69 深度1の場合はすべて覚醒し、深度2以上では影響は小さい。<br>74 深度1、2とも覚醒するケースが多く、深度3ではほとんどが覚醒せず多少眠りが浅くなる。 |
| 70        | 弱震<br>(Ⅲ) ・ 家屋が揺れ、障子がガタガタと鳴動し電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内水面の動くのがわかる程度の地震                  | 79 深度1、2ともすべて覚醒し、深度3に対する影響は74デシベルより強い。                                           |
| —         | 中震<br>(Ⅳ) ・ 家屋の振動が激しく、座りの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震 | (注) 睡眠深度は浅い順に「覚醒」「1」「2」「3」となっており、すべて睡眠脳波から判定したものである。                             |
| —         | 強震<br>(Ⅴ) ・ 壁に割れ目が入り、墓石、石灯籠が倒れたり、煙突、石垣などが破損する程度の地震                               |                                                                                  |
| —         | 烈震<br>(Ⅵ) ・ 家屋の倒壊30%以下で山くずれ、地割れが生じ、多くの人々は座っていることができない程度の地震                       |                                                                                  |
| —         | 激震<br>(Ⅶ) ・ 家屋の倒壊が30%以上に及び、山くずれ、地割れ、断層などを生じる。                                    |                                                                                  |

特定工場に係る規制基準（平成10年4月1日告示第64号）

| 区域の区分 |                                                                                       | 時間の区分 | 昼間<br>午前8時から<br>午後7時まで | 夜間<br>午後7時から<br>翌日午前8時まで |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------|--------------------------|
| 第1種区域 | 指定地域のうち、特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成10年告示第59号。以下「騒音規制基準」という。）による第1種区及第2種区域 |       | 60デシベル                 | 55デシベル                   |
| 第2種区域 | 指定地域のうち、騒音規制基準による第3種区域及び第4種区域                                                         |       | 65デシベル                 | 60デシベル                   |

(7) 特定建設作業騒音・振動

特定建設作業は住家の近くで行われることが多く、また、一過性のものであることから基準がゆるやかであり問題となる例が多い。

特定建設作業に係る規制基準

| 規制種別           | 地域の区分 | 規制内容         | 規制の適用を受ける<br>対 象 作 業   |
|----------------|-------|--------------|------------------------|
| 騒音基準値          | ① ②   | 敷地境界線で85デシベル | 騒音規制法、市条例対象            |
| 振動基準値          | ① ②   | 敷地境界線で75デシベル | 振動規制法、市条例対象            |
| 作業時刻           | ①     | 午前7時～午後7時    | 騒音規制法、振動規制法<br>及び市条例対象 |
|                | ②     | 午前6時～午後10時   |                        |
| 1日あたりの<br>作業時間 | ①     | 10時間以内       |                        |
|                | ②     | 14時間以内       |                        |
| 作業期間           | ① ②   | 連続6日を超えないこと  |                        |
| 作業日            | ① ②   | 日曜、休日の作業禁止   |                        |

(注)・地域の区分の①（第1号区域）とは騒音規制法第3条第1項の規定により高知県知事が定めた区域の区分のうち第1種～第3種区域、②（2号区域）とは第4種区域のこと。ただし、学校、病院等の周囲80mの区域は、地域の区分は①となる。

- ・災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。
- ・上記規制基準に適合しない場合、市長は工事施工者に対し騒音等の防止の方法の改善又は作業期間の変更を勧告、命令できる。

(8) 悪臭

一般的に悪臭は、多種類の物質が複合して構成されていることが多く、人の嗅覚に直接訴えるもので、感覚的被害を伴い日常生活環境をそこなうものである。

この悪臭公害は、近年周辺部の宅地開発等により悪臭発生源への住宅の接近、あるいは住工の混在や都市の過密化、衛生意識の向上等により発生している。

悪臭防止法は昭和47年5月30日に施行され、昭和48年9月19日、本市に事務が委任された。同法により、大気中の22物質、排水中の4物質が悪臭規制物質となっている。

敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

| 規制物質名       | 規制基準   |       | 規制物質名        | 規制基準  |      |
|-------------|--------|-------|--------------|-------|------|
|             | 1種区域   | 2種区域  |              | 1種区域  | 2種区域 |
| ア　ン　モ　ニ　ア   | 1      | 5     | ト　ル　エ　ン      | 1×10  | 6×10 |
| メチルメルカプタン   | 0.002  | 0.01  | ス　チ　レ　ン      | 0.4   | 2    |
| 硫　化　水　素     | 0.02   | 0.2   | キ　シ　レ　ン      | 1     | 5    |
| 硫　化　メ　チ　ル   | 0.01   | 0.2   | 酢　酸　エ　チ　ル    | 3     | 2×10 |
| 二　硫　化　メ　チ　ル | 0.009  | 0.1   | メチルイソブチルケトン  | 1     | 6    |
| トリメチルアミン    | 0.005  | 0.07  | イ　ソ　ブ　タ　ノ　ール | 0.9   | 2×10 |
| アセトアルデヒド    | 0.05   | 0.5   | プロピオンアルデヒド   | 0.05  | 0.5  |
| プ　ロ　ピ　オ　ン　酸 | 0.03   | 0.2   | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.08 |
| ノ　ル　マ　ル　酪　酸 | 0.001  | 0.006 | イソブチルアルデヒド   | 0.02  | 0.2  |
| ノルマル吉草酸     | 0.0009 | 0.004 | ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.05 |
| イ　ソ　吉　草　酸   | 0.001  | 0.01  | イソバレルアルデヒド   | 0.003 | 0.01 |

排水中における規制基準

| 排水水の流水 (m <sup>3</sup> /S) | Q ≤ 10 <sup>-3</sup> |      | 10 <sup>-3</sup> < Q ≤ 10 <sup>-1</sup> |      | 10 <sup>-1</sup> < Q |       |
|----------------------------|----------------------|------|-----------------------------------------|------|----------------------|-------|
| 規制区域の区分<br>規制物質名           | 1種区域                 | 2種区域 | 1種区域                                    | 2種区域 | 1種区域                 | 2種区域  |
| メチルメルカプタン (mg/ℓ)           | 0.03                 | 0.2  | 0.007                                   | 0.03 | 0.002                | 0.007 |
| 硫　化　水　素 (mg/ℓ)             | 0.1                  | 1    | 0.02                                    | 0.2  | 0.005                | 0.05  |
| 硫　化　メ　チ　ル (mg/ℓ)           | 0.3                  | 6    | 0.07                                    | 1    | 0.01                 | 0.3   |
| 二硫化メチル (mg/ℓ)              | 0.6                  | 6    | 0.1                                     | 1    | 0.03                 | 0.3   |

(注) 1種区域は臭気強度2.5に相当し、2種区域は臭気強度3.5に相当する。

規制物質の主な発生源とにおいの性質

| 物 質 名                  | に お い             | 主 な 発 生 源                |
|------------------------|-------------------|--------------------------|
| ア ン モ ニ ア              | し尿のようなにおい         | 畜産事業場、化製場、し尿処理場等         |
| メ チ ル メ ル カ プ タ ン      | 腐った玉ねぎのようなにおい     | パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等       |
| 硫 化 水 素                | 腐った卵のようなにおい       | 畜産事業場、パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等 |
| 硫 化 メ チ ル              | 腐ったキャベツのようなにおい    | パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等       |
| 二 硫 化 メ チ ル            | //                | //                       |
| ト リ メ チ ル ア ミ ン        | 腐った魚のようなにおい       | 畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場       |
| ア セ ト アル デ ヒ ド         | 刺激的な青臭いにおい        | 化学工場、魚腸骨処理場、煙草製造工場等      |
| プ ロ ピ オ ン アル デ ヒ ド     | 刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい   | 焼付け塗装工程を有する事業場等          |
| ノ ル マ ル ブ チ ル アル デ ヒ ド | //                | //                       |
| イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド     | //                | //                       |
| ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド | むせるような甘酸っぱい焦げたにおい | //                       |
| イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド     | //                | //                       |
| イ ソ ブ タ ノ ー ル          | 刺激的な発酵したにおい       | 塗装工程を有する事業場等             |
| 酢 酸 エ チ ル              | 刺激的なシンナーのようなにおい   | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等       |
| メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン  | //                | //                       |
| ト ル エ ン                | ガソリンのようなにおい       | //                       |
| ス チ レ ン                | 都市ガスのようなにおい       | 化学工場、F R P製品製造工場等        |
| キ シ レ ン                | ガソリンのようなにおい       | 塗装工程又は印刷工程を有する事業場等       |
| プ ロ ピ オ ン 酸            | 刺激的な酸っぱいにおい       | 脂肪酸製造工場、染色工場等            |
| ノ ル マ ル 酪 酸            | 汗くさいにおい           | 畜産事業場、化製場、でんぷん工場等        |
| ノ ル マ ル 吉 草 酸          | むれた靴下のようなにおい      | //                       |
| イ ソ 吉 草 酸              | //                | //                       |

<悪臭公害の発生状況（業種別臭気発生状況）>

焼却・燃焼臭は、ダイオキシンなどごみ等の焼却・廃棄問題に対して関心が高まったことによるものである。

排水溝臭、浄化槽臭は、食品加工業等で排水処理施設を設置していない場合や、一般家庭も含めた浄化槽の維持管理が不適切な場合が多い。

シンナー臭等は小規模な車の修理工場や木工品塗装工場、騒音苦情と同じく、工場と住居の混在が要因である。

### 3 各種条例

#### (1) 自然環境に関する条例

##### ○高知市環境基本条例

（平成9年4月1日  
条例第18号）

私たちのまち高知市は、みどりあふれる山並み、きらめく海、市街地には清流が流れるという恵まれた自然環境の中で、先人の築いた歴史的、文化的遺産を継承しつつ、市民の英知と活力により、県都として今日まで発展を続けてきた。

しかし、その発展を支えてきた都市の活動は、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、この都市の環境に多大な影響を与え、さらには私たちの生活そのものを脅かす要因をも生み出している。

また、今日の環境問題は、一部の地域の問題にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化してきており、良好な環境の保全と創造は、世界の人々の共通の願いとなっている。

こうした中で、環境を守ることの大切さを学び、より一層これを自覚するとともに、公害の未然防止、自然環境や都市環境の保全、向上等に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことが、いま強く求められている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、安心して生活ができ、健康で文化的な暮らしを営む権利を有するとともに、この環境を守り、より質の高いものとして未来の市民に引き継いでいく責務がある。

ここに私たちは、市民の総意として、人と自然が共生できる恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、潤いと安らぎのある安全で魅力的なまちづくりを進めるために、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の安全かつ健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、より質の高いものとして、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な取組の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われな

なければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

（1）人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

（2）生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

（3）人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的、文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

## 第3章 高知市環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高知市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、高知市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第4章 環境の保全及び創造に関する施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

（高知市環境白書）

第10条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、高知市環境白書を定期的に作成し、公表しなければならない。

（環境影響評価）

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第12条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（助成等の措置）

第13条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する適切な措置をとることとなるように誘導するため、必要な経済的助成、技術的助言等の措置を講ずるように努めるものとする。

（施設の整備の推進）

第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設並びに公園、緑地等の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための施設の整備を推進するものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の有効利用及び循環的な利用に資するための事業の促進に努めるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第16条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（田園環境の保全等）

第17条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（良好な水環境の保全等）

第18条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、さまざまな水生生物を育む清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水源及び地下水の保全等を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（美しい海及び渚の保全）

第19条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光産業等において重要な役割を果たしている美しい海及び渚を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

（都市美の形成）

第20条 市は、自然に調和した地域的美観の維持、歴史的遺産の保存と活用、文化的で魅力ある街並みの創造、

みどり豊かなまちづくり等を推進し、都市美の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境美化の促進等）

第21条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の規制等について、必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び学習の振興等）

第22条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第23条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第24条 市は、第22条の環境教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査等）

第25条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

（環境監視員の設置）

第26条 市は、環境の状況を把握するために、環境監視員を置くことができる。

2 環境監視員の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 地球環境の保全の推進等

第27条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成等により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

## 第6章 高知市環境審議会

第28条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、高知市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者及び市民

（2）関係行政機関の職員

（3）その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

8 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例（昭和50年条例第28号）第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

(高知市公害防止条例の一部改正)

- 2 高知市公害防止条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例（平成9年条例第18号）第2条第2号に規定する公害をいう。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

附 則（平成11年4月1日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第28条第3項の改正規定は、平成12年3月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に高知市環境審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の高知市環境基本条例第28条第5項第3号に該当して委員の委嘱を受けている者及び委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の高知市環境基本条例第28条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

鏡川は、流域の豊かな自然環境を形成するとともに、幾多の文化と歴史をはぐくみ、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。

また、鏡川は市民にとって重要な飲料水源であり、かつ、アユをはじめとする多くの水生生物の生息の場でもあり、いわば生命の源である。

すでにわれわれは、高知市民憲章として鏡川を清潔なまちのシンボルに掲げ、その清流を市民のふれあいや憩いの場として親しんできた。

市民は、都市化の進展や時代の移り変わりによってかげりを生じつつある鏡川の清流と詩情豊かな水辺空間の回復を強く望んでいる。

この市民の心のふるさとである鏡川の清流を保全し、次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。

ここにわれわれは、衆知と総力を結集し、市民あげて鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を確保していくために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため、河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画（以下「環境管理基本計画」という。）と相まって、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）鏡川 鏡川本川及び各支川並びにこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- （2）浄化装置 鏡川に排出される排出水の浄化に有効な装置で、規則で定めるものをいう。
- （3）家庭排水 市民の日常生活により、<sup>ちゅうぼう</sup>厨 房・浴室等から排出されるすべての排出水をいう。

### （市長の責務）

第3条 市長は、市民が鏡川の良好な水辺空間と自然環境を享受できるよう、鏡川の清流保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動によって、鏡川の清流と自然環境を損なわないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるための最大限の努力をするとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、鏡川の浄化を図るため、自ら積極的に努力するとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

### （啓発活動）

第6条 市長は、鏡川の清流保全のための知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

## 第2章 鏡川清流保全基本計画

### （基本計画）

第7条 市長は、鏡川の清流を保全するため、鏡川清流保全基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。ただし、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域内については、河川管理者の策定す

る環境管理基本計画によるものとする。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 清流の保全に関する事項
- (2) 自然環境の保全に関する事項
- (3) 景観の形成に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、鏡川の清流保全に関し必要な事項

3 市長は、基本計画の決定又は変更に当たっては、あらかじめ河川管理者と協議するとともに、鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画の決定又は変更があつたときは、これを公表しなければならない。

### 第3章 清流及び自然環境の保全並びに景観の形成

#### 第1節 清流の保全

##### (水質管理区域)

第8条 市長は、鏡川の水質を保全するため、水質管理区域を指定することができる。

2 市長は、前項の区域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、区域の変更又は解除について準用する。

##### (水質管理基準)

第9条 水質管理区域における鏡川の水質管理基準は、規則で定める。

##### (工場等の排水基準)

第10条 市長は、水質管理区域内における、別に規則で定める工場・事業場（以下「工場等」という。）について、当該工場等から排出される排出水の水質を規制するため排水基準を定めることができる。

2 市長は、前項の規定による排水基準を定めようとするときは、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、排水基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、排水基準の変更又は廃止について準用する。

##### (工場等の設置の届出及び遵守義務)

第11条 水質管理区域において工場等を設置し、鏡川に排出水を排出しようとする者は、次の各号に掲げる事項についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容
- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
- (5) 汚水発生が予想される施設の構造、使用方法及び配置
- (6) 汚水処理の施設及びその方法
- (7) 一般及び産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の規定により設置した工場等から排出水を排出する者及びこの条例の施行の際に、水質管理区域において現に工場等を設置し、鏡川に排出水を排出している者は、排水基準を超える排出水を鏡川に排出してはならない。

##### (工場等の変更の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際に、現に工場等を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）が、設置について届出した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に

届け出なければならない。

（家庭排水）

第13条 市民は、水質管理区域において家庭排水を鏡川に排出しようとするときは、浄化装置を設置して排出するように努めなければならない。

（助成措置）

第14条 市長は、浄化装置の設置を促進するため、市民に対し適切な指導及び助成を行うものとする。

## 第2節 自然環境の保全及び景観の形成

（自然環境保全区域及び景観形成区域）

第15条 市長は、鏡川の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全区域を指定することができる。

2 市長は、鏡川の歴史的・文化的・伝統的な特性を生かした個性ある河川景観を形成するため、景観形成区域を指定することができる。

3 市長は、前2項の区域の指定をしようとするときは、河川法に規定する河川区域を除外するとともに、あらかじめ鏡川清流保全審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、自然環境保全区域を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供ししなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全区域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

7 市長は、自然環境保全区域又は景観形成区域を指定したときは、これを告示しなければならない。

8 第3項及び前項の規定は、自然環境保全区域の変更又は解除について、第3項から前項までの規定は、自然環境保全区域の拡張について、それぞれ準用する。

9 第3項及び第7項の規定は、景観形成区域の変更又は解除について準用する。

（行為の届出）

第16条 自然環境保全区域において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

（1）建築物その他の工作物を新築し、増改築し、又は移転すること。

（2）宅地の造成・土地の開こん・土砂の採取その他土地の形質に変更を加えること。

（3）木竹の伐採

（4）動植物の保護に影響を及ぼす行為で規則で定めるもの

（5）前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項に規定する行為は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

（1）汚水・泥水その他の原因により鏡川の水質を汚濁しないよう、排水処理対策が講じられていること。

（2）動植物などの生息環境に重大な影響を及ぼすおそれがないよう、対策が講じられていること。

（3）鏡川的美観風致又は良好な環境を破壊しないよう、対策が講じられていること。

3 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

（1）非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（2）国又は地方公共団体が行う行為

（3）通常の管理行為

（4）河川法その他の法令の規定に基づく行為

（5）前各号に掲げるもののほか、自然環境保全区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので、規則で定めるもの

（行為の変更の届出）

第17条 前条第1項の規定による届出をした者が、届出をした事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### 第3節 勧告及び命令等

#### (実施の制限)

第18条 第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して60日を経過した後でなければ同項第4号から第6号までに定める当該届出に係る工事をしてはならない。

2 第16条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、同項に規定する期間を短縮することができる。

#### (計画変更勧告)

第19条 市長は、第11条第1項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工場等から排出される排水が、排出基準に適合しないおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、排水基準に適合するために必要な措置を採るよう計画の変更を勧告することができる。

#### (改善勧告)

第20条 市長は、第10条第1項に規定する排水基準を超えて排水を排出していると認めるとき又は継続して排水基準を超える排水を排出するおそれがあると認めるときは、当該排水を排出する者に対し、期限を定めて排水水等の処理の方法の改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### (改善及び停止命令)

第21条 市長は、前2条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わないで排水基準に違反して排水を排出しているときは、期限を定めてその勧告に係る措置を採るべきことを命じ、又は排水の排出の一時停止を命ずることができる。

#### (変更又は改善の指導)

第22条 市長は、第16条第1項に規定する届出が同条第2項の条件を満たさない場合又は満たさないおそれがあると認めるときは、当該行為の届出をした者に対し、当該計画の変更又は改善の指導をすることができる。

#### (変更又は中止の勧告)

第23条 市長は、第16条第1項に規定する行為を同条第2項の条件に違反して行つた者に対し、当該行為の変更又は中止若しくは必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

## 第4章 鏡川清流保全推進組織

#### (鏡川清流保全推進本部の設置)

第24条 本市に、鏡川の清流保全対策を推進するため、鏡川清流保全推進本部を置く。

#### (鏡川清流保全推進会議の設置)

第25条 市長は、鏡川清流保全に関する意見や情報交換等を行うため、鏡川流域の関係行政機関と協議し、鏡川清流保全推進会議を設置することができる。

## 第5章 鏡川清流保全審議会

#### (鏡川清流保全審議会)

第26条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、鏡川の清流保全に関する重要事項を調査審議するため、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、鏡川の清流保全に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び市民
- (2) 関係行政機関の職員
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 8 審議会の組織・運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第6章 補則及び罰則

### (立入調査)

- 第27条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、本市職員に他人の所有又は占有する土地・工場等に立ち入らせ、その状況を調査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 何人も正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

### (地位の承継)

- 第28条 第11条第1項の規定による届出をした者から当該工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出に係る工場等又は行為を承継させるものに限る。）があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該行為を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第11条第1項又は第16条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

### (罰則)

- 第29条 第21条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第11条第1項若しくは第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 第31条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
- (1) 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (2) 第27条第3項の規定に違反した者

### (両罰規定)

- 第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- (委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第26条の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際に、水質管理区域において、現に工場等を設置し、鏡川に排出水を排出している者は、第11条第1項の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 第21条の規定は、水質管理区域において、この条例の施行の際に、現に工場等を設置している者については、施行日から5年間は適用しない。

- 4 この条例の施行後において、水質管理区域内の工場・事業場が法令等の改正により第10条第1項に規定する工場等になった場合については、当該工場等となった日から5年間は第21条の規定を適用しないものとする。

附 則（平成4年4月1日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月1日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月1日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。ただし、第26条第3項の改正規定は、平成11年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に鏡川清流保全審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の鏡川清流保全条例第26条第5項第2号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第3号に該当して委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の鏡川清流保全条例第26条第5項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成13年7月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

---

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 抄

令和7年4月1日

条例第20号

（罰則の適用等に関する経過措置）

第12条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第13条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年4月1日条例第20号）  
この条例は、令和7年6月1日から施行する。

---

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内(以下「市内」という。)に生息するほたるの乱獲を防止し、その保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ほたる ゲンジボタル、ハイケボタル及びヒメボタルの幼虫、さなぎ及び成虫をいう。
- (2) カワニナ カワニナ属に属する淡水貝類をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者、市内を通過中の者又は市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ほたるの乱獲を防止し、その保護を図るための適切な施策を実施するとともに、ほたるの保護について普及啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ほたるの乱獲を防止するとともに、河川等の汚濁その他ほたるの生息の妨げとなる行為を行わない等、ほたるの保護に努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施するほたるの乱獲を防止し、その保護を図るための施策に協力するものとする。

(保護区域)

第5条 市長は、ほたるの保護のため特に必要と認める区域を保護区域として指定することができる。

2 市長は、保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保護区域を指定したときは、当該保護区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等への周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、保護区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止行為)

第6条 市内においては、何人も、ほたるを捕獲し、若しくは殺傷し、又はほたるの卵を採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、捕獲し、又は採取したものをその場において直ちに放し、又は戻す行為については、この限りでない。

第7条 第5条の保護区域内においては、何人も、カワニナを捕獲し、又は殺傷してはならない。

第8条 何人も、前2条の規定に違反して捕獲されたほたる若しくはカワニナ又は採取されたほたるの卵を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(適用除外)

第9条 次に掲げる場合には、前3条の規定は、適用しない。

(1) ほたる若しくはカワニナの保護増殖若しくは調査又は学術研究のためのものであつて、市長が許可した場合

(2) 法令の規定に基づいて行う場合

(指導及び勧告)

第10条 市長は、第6条から第8条までの規定に違反する者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 営利の目的をもつてほたるを捕獲し、又はほたるの卵を採取した者
- (2) 営利の目的をもつて、第6条の規定に違反して捕獲されたほたる又は採取されたほたるの卵を譲り渡し、又は譲り受けた者

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第15条 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 2 春野町の編入の日前にした春野町ほたる保護条例(平成2年春野町条例第11号)に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年1月1日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の次に9条を加える改正規定(第11条に係る部分に限る。)、第4条の改正規定、第5条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年7月1日前にしたこの条例による改正前の高知市ほたる条例(以下「旧条例」という。)第2条の規定に違反する行為のうち、旧条例第4条に掲げる目的をもって行われたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、本市の里山の保全について、基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山 市街地、集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう。
- (2) 土地所有者等 里山を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

### （基本理念）

第 3 条 里山の保全は、里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる指針に従い、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

- (1) 防災機能の確保、都市の生活環境の保全と回復を図ること。
- (2) 生物種の維持、自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。
- (3) 地域の文化・歴史の学習・伝承の場として、市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

### （市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、里山の保全についての施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、里山の状態、土地の所有及び利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。

3 市は、第 1 項の施策の策定及び実施に当たっては、土地所有者等の権利を不当に制限することのないよう配慮するとともに、当該施策を土地所有者等、市民及び事業者に周知するよう努めるものとする。

### （土地所有者等、市民及び事業者の責務）

第 5 条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、里山の保全に自ら努めるとともに、市が実施する里山の保全についての施策に協力する責務を有する。

## 第 2 章 里山の保全

### 第 1 節 里山保全地区

#### （里山保全地区の指定）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する里山を里山保全地区として指定することができる。

- (1) 防災機能を確保するために保全することが必要な里山
- (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な里山
- (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な里山
- (4) 人と自然の豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な里山
- (5) 歴史及び文化を伝承するために保全することが必要な里山

2 市長は、里山保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供され

た案について市長に意見書を提出することができる。

- 4 市長は、里山保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書があるときは、その要旨を提出するものとする。

（里山保全地区の指定の告示等）

第7条 市長は、里山保全地区の指定をしたときは、これを告示するとともに、当該指定に係る図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 里山保全地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

（里山保全地区の指定の変更等）

第8条 前2条の規定は、里山保全地区の指定の変更及び解除について準用する。

（里山保全地区内の行為の届出等）

第9条 里山保全地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日（当該行為をするに当たって都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法律の規定による手続を必要とする場合は当該手続をする日）の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

（1）建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

（2）宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更

（3）木竹の伐採又は移植

（4）水面の埋立て

（5）前各号に掲げるもののほか、里山の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定める行為には、適用しない。

- 3 第1項の届出をした者（次条において「届出者」という。）は、当該届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。

- 4 市長は、第1項の届出に係る行為の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（指導及び勧告）

第10条 市長は、里山保全地区内における前条第1項各号に掲げる行為が規則で定める基準に適合しないものであると認めるときは、届出者等（届出者及び前条第1項の規定により届出をすべき者をいう。以下この条において同じ。）に対し、原状回復、行為の変更又は中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 前項の規定により指導が行われている間は、届出者等は、当該指導の対象となっている行為をしてはならない。

- 3 市長は、届出者等が第1項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

（違反事実等の公表）

第11条 市長は、第9条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出により同項各号に掲げる行為をした者があるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定による勧告に従わない者がある場合で、その者の行為が同条第1項の規則で定める基準に著しく適合しないものであって、権利の濫用に当たると認めるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

（立入調査）

第12条 市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、里山保全地区の指定又は保全のために必要と認めるときは、他人の土地に立ち入り、又はその状況を調査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでな

い。

- 3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 5 土地所有者等は、正当な事由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。
- 6 第1項の規定による立入り及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第2節 里山保全協定

### （里山保全協定の締結）

第13条 市長は、里山保全地区内の土地所有者等との間において、里山の保全に関する協定（以下「里山保全協定」という。）を締結することができる。

- 2 里山保全協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - (1) 里山保全協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）
  - (2) 協定区域における行為の制限その他協定区域の保全に関する事項
  - (3) 里山保全協定の有効期間
  - (4) 里山保全協定に違反した場合の措置
  - (5) その他必要と認める事項
- 3 市長は、里山保全協定を締結しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
- 4 市長は、里山保全協定を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

### （土地所有者等の義務）

第14条 協定区域内の土地所有者等は、当該里山保全協定を遵守するとともに、当該協定区域内の自然環境の保全と回復に努めなければならない。

- 2 協定区域内の土地所有者等は、当該協定区域内の樹木等が滅失し、又は地形等に著しい変動が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

### （助成等の措置）

第15条 市長は、協定区域内の土地所有者等に対し、里山の保全に関し必要な助言、指導及び助成等の措置をすることができる。

## 第3節 市民の里山

### （市民の里山の設置）

第16条 市長は、里山保全地区のうち、市民が積極的に自然に触れ合う場として開放することが望ましいと認める区域について、土地所有者等との契約によりその権原を取得して、これを市民の里山として設置し、市民に開放することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、里山保全地区内の市有地を市民の里山の区域とすることができる。
- 3 市長は、市民の里山を設置しようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、市民の里山を設置するときは、その旨を告示しなければならない。

### （市民の里山の指定の変更等）

第17条 前条第3項及び第4項の規定は、市民の里山の区域の変更又は廃止について準用する。

### （市民の里山の管理）

第18条 市民の里山の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4節 標識の設置及び土地の買入れ

##### (標識の設置)

第19条 市長は、里山保全地区の指定又は里山保全協定の締結をしたときは、当該里山保全地区若しくは里山保全協定に係る協定区域又はこれらに近接する場所に、その旨を示す標識を設置するものとする。

##### (土地の買入れ)

第20条 市長は、里山保全地区の環境保全、市民の里山の設置その他里山の保全を効果的に推進するために特に必要があると認める土地があるときは、当該土地の買入れに努めるものとする。

2 市長は、前項により土地を買い入れようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第3章 高知市里山保全審議会

##### (審議会の設置)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて里山の保全に関する事項を調査審議するため、高知市里山保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第23条 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第24条 第12条第5項の規定に違反して同条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げた者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

#### 附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

##### 附 則（平成18年4月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

(設置)

第1条 野生動物の保護及び繁殖並びに種の保存を進めるとともに、動物の展示及び動物に関する調査研究を行うことにより、市民の教養文化及び動物愛護意識の向上並びに環境教育の推進に寄与するため、本市にわんぱーくこうちアニマルランド(以下「アニマルランド」という。)を設置する。

(位置)

第2条 アニマルランドの位置は、次のとおりとする。

高知市棧橋通六丁目9番1号

(事業)

第3条 アニマルランドは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 動物の収集、飼育及び展示に関する事業
- (2) 動物愛護及び環境教育の推進に関する事業
- (3) 動物に関する資料の収集及び展示その他動物に関する調査研究に関する事業
- (4) 野生動物の保護及び繁殖その他種の保存に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するため必要な事業

(入園料)

第4条 アニマルランドへの入園は、無料とする。

(開園時間)

第5条 アニマルランドの開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第6条 アニマルランドの休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は臨時に開園することができる。

- (1) 水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日及び土曜日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年の1月1日までの日

(入園の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アニマルランドへの入園を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他の入園者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (3) 動物に危害を加え、又は加えるおそれのあるとき。
- (4) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬を除く。)を携帯するとき。
- (5) 次条の規定に違反したとき。
- (6) 市長の許可を受けることなく第9条第1項の行為をしたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、アニマルランドの管理上支障があると認められるとき。

(行為の禁止)

第8条 入園者は、アニマルランドにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) みだりに鳥獣、魚類その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、アニマルランドの管理上支障があると認める行為  
(行為の制限)

第9条 アニマルランドにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。  
許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 展示会その他これに類する催しのためにアニマルランドの全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)  
第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

(使用の許可)

第10条 市長は、アニマルランドの一部をその用途又は目的を妨げない限度において使用することを許可する  
ことができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、第9条第1項又は前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに  
該当するときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に基づく行為若しくは使用を制限することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 第9条第2項に規定する場合に該当したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 許可に付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者は、高知市都市公園条例(昭和35年条例第7号)の規定の例により算  
定した額の使用料を前納しなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、高知市財産条例(昭和39年条例第13号)の規定の例により算定した額の使用料  
を前納しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認められるときは、当該使用料を後納とすること  
ができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、  
この限りでない。

(原状回復)

第15条 使用者は、許可を受けた行為若しくは使用が終了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに  
施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第16条 アニマルランド内の施設若しくは竹木その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復  
し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にわんぱーくこうち条例の一部を改正する条例(平成17年条例第106号)による改正前のわんぱーくこうち条例(平成5年条例第30号)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為(同条例第3条第2号に規定するアニマルランドに係るものに限る。)は、この条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年3月29日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年1月1日条例第10条)

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 生活環境に関する条例

### ○高知市公害防止条例

昭和 50 年 7 月 25 日  
条 例 第 28 号

経済及び社会の開発は、好ましい生活の維持と進歩に必要な諸条件をつくるものではあるが、そのためにみだりに自然を破壊し、動植物の生態系等に重大な影響を及ぼし、静穏で快適な市民の生活環境を破壊してはならない。

すべての市民は、豊かな環境において健康で安全かつ快適な生活を営む基本的権利を有するとともに、その環境を将来の世代のために保護し、向上すべき責務を負っている。

すべての事業者は、その事業活動によって市民の健康と福祉を阻害してはならず、市民もまた他人が健康で安全かつ快適な生活を営む権利を尊重する義務を負うのであって、その権利を侵す公害の発生原因となるような自然及び生活環境の破壊行為を行ってはならない。

自然と人間の調和を無視して発展してきた現代の産業と都市が大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭等の公害をもたらし、深刻な環境悪化をひきおこしていることにかんがみ、われわれは、すべての公害を厳しく防止絶滅し、快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、将来の世代のためにこれを向上し継承していくため、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するうえに公害防止が極めて重要であることにかんがみ、市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害防止に関する基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「公害」とは、高知市環境基本条例（平成9年条例第18号）第2条第2号に規定する公害をいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて公害防止に努めるとともに、良好な生活環境を保全し、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保しなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

3 事業者は、公害防止に関する技術の開発及び研究を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、市長その他の行政機関が実施する公害の防止のための施策に積極的に協力しなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、健康で安全かつ快適な生活を営む自己の権利が公害により侵害されないようその確保に努めるとともに、自らも公害を発生させることがないよう努めなければならない。

2 市民は、市長が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 公害防止基本計画

### (公害防止基本計画)

第6条 市長は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、公害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 公害防止に関する基本構想
  - (2) 公害の現況と公害防止に関する基本的施策
  - (3) 前各号のほか、公害防止に関する重要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- (計画の整合)

第7条 市長は、土地の開発整備に関する計画、土地の利用に関する計画、公共施設の整備に関する計画、産業に関する計画等の策定及びこれらの計画に基づく事業の実施にあたっては、これらが基本計画に整合するよう総合的な検討及び調整を行わなければならない。

### 第3章 公害防止の施策

#### 第1節 工場、事業場等に対する規制

(工場、事業場等の立地における環境保全)

第8条 事業者は、工場、事業場等の立地に際しては、公害の防止及び生活環境の保全に特に留意するとともに、文化財その他の歴史的遺産を破壊し、又は損傷するおそれのない場所に設置するよう努めなければならない。

(基準総排出量の設定)

第9条 市長は、特に公害の防止を図る必要がある地域又は公共用水域（以下「水域」という。）について、その地域又は水域に係るすべての工場、事業場等からその地域又は水域へ排出される広域汚染の原因となる物質（以下「汚染原因物質」という。）のそれぞれの総排出量の許容限度（以下「基準総排出量」という。）を定めることができる。

- 2 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、基準総排出量及びその地域又は水域を定めた場合は、これを告示しなければならない。

(規制措置)

第10条 市長は、工場、事業場等で、規則で定める業種のもの（以下「工場等」という。）において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

- 2 工場等を設置している者は、当該工場等に係る規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出してはならない。
- 3 市長は、第1項の規定による規制基準を定めようとするときは、あらかじめ高知市公害対策審議会の意見を聞かなければならない。当該基準を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(工場等の届出)

第11条 工場等を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種及び営業内容
- (4) 敷地及び建物並びに施設の状況
- (5) 公害発生が予想される施設の構造、使用の方法及び配置
- (6) 公害防止の方法
- (7) 産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法
- (8) その他規則で定める事項

(工場等の変更の届出)

第12条 前条の規定による届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。以下同じ。)が同条第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第13条 第11条の届出をした者又はこの条例の施行の際現に工場等を設置している者が同条第1号及び第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第14条 市長は、第11条又は第12条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る工場等から発生する公害が規制基準に適合しないおそれがあると認めるとき、又はその工場等から排出される汚染原因物質が基準総排出量の限度を超えて排出されるおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から60日(第11条第3号及び第7号に掲げる事項の変更にあつては30日)以内にその届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるよう計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第15条 第11条又は第12条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(第11条第3号及び第7号に掲げる事項の変更にあつては30日)を経過した後でなければその届出に係る工事を開始してはならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(改善勧告)

第16条 市長は、規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出している工場等について、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて公害防止の方法を改善し、又は公害を発生する施設の構造、使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第17条 市長は、第14条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで工場等を設置し、規制基準に違反しているとき、又は前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は騒音等を発生する作業若しくは排水等の排出の一時停止を命じることができる。

(措置の届出)

第18条 前2条に規定する勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に係る措置をとつたときは、速やかに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(事故の措置)

第19条 工場等を設置している者は、事故の発生により法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて騒音等を発生し、又は排出した場合及び発生又は排出するおそれが生じた場合は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした者は、当該事故発生の日から15日以内に当該事態の再発防止のための措置に関する計画を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により、計画を届け出た者が当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(事業委託者の協力義務)

第20条 事業者は、資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる事業者又は常時使用する従業員数が自己より小さい法人若しくは個人たる事業者に対し、業として次の各号の一に掲げる行為を委託する場合においては、当該委託を受けて同号の行為を行う事業者(以下「下請事業者」という。)の工場等から発生する公害の防止を図るため必要な協力をしなければならない。

(1) その者が業として行う販売又は製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品又はその半製品、部

品、付属品若しくは原材料の製造

(2) その者が業として行う販売又は製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、付属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造若しくは修理

2 市長は、前項の場合において、下請事業者の工場等から法令及びこの条例に定められた規制基準を超えて公害を発生していると認めるときは、当該委託をした事業者に対し、期限を定めて公害の防止に関し、必要な協力をすべきことを勧告することができる。

(中小企業者等に対する助成)

第21条 市長は、中小企業者等が公害防止のために行う施設の設置又は改善について金融上の助成及び技術的指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(工場等の移転、集団化)

第22条 市長は、用途地域を純化し、及び公害を防止するため必要に応じ、工場等と住宅その他の施設とが混在している地域で公害が著しい地域又は著しくなるおそれがある地域内に所在する工場等について、その地域外への移転又は集団化の促進を図ることに努めるものとする。

## 第2節 特定建設作業に対する規制

(特定建設作業の規制措置)

第23条 市長は、建設作業で規則で定める作業（以下「特定建設作業」という。）において発生する騒音等の規制基準を規則で定めることができる。

2 特定建設作業を行う者は、当該特定建設作業に係る規制基準を超えて騒音等を発生してはならない。

3 第10条第3項の規定は、特定建設作業に係る規制基準について準用する。

(実施の届出)

第24条 特定建設作業を伴う工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表を添付しなければならない。

(改善勧告)

第25条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第26条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つており、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第3節 公害の監視及び公表

(監視測定体制の整備)

第27条 市長は、公害の状況を把握し、公害防止のための措置を適正に実施するため必要な監視測定体制の整

備に努めるものとする。

（管理及び監視）

第28条 事業者は、その管理に係る工場等及び特定建設作業の公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（公害状況の公表）

第29条 市長は、調査及び監視の結果、明らかになった公害の状況を市民に公表するものとする。

2 市長は、前項の場合において、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生している者があるときは、その者を明らかにしなければならない。

## 第4章 公害防止協定

（公害防止協定の締結）

第30条 市長は、規制措置によるもののほか、公害防止に関する施策を積極的にすすめるため、事業者と公害防止に関する協定（以下「公害防止協定」という。）を締結することができる。

2 事業者は、前項の規定による公害防止協定の締結について、市長から求めがあつた場合は、これに応じなければならない。

3 公害防止協定の当事者は、公害防止協定に定められた事項を遵守しなければならない。

## 第5章 市民参加

（市民運動への配慮）

第31条 市長は、公害の防止に関する知識の普及及び公害防止の意識の高揚に努めるとともに、市民が自主的な運動を通じて公害防止に資することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第32条 削除

## 第6章 公害対策審議会

（公害対策審議会）

第33条 この条例により、この権限に属する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ公害に関する重要事項を調査審議するため高知市公害対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、公害の防止に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

（組織）

第34条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会は、専門的事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者及び市民

（2）関係行政機関の職員

（任期）

第35条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学識経験を有する者及び市民以外の委員が委嘱されたときにおける当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 特別委員の任期は、当該専門的事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（会長）

第36条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第37条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第38条 審議会に特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(委任)

第39条 第33条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第7章 補則及び罰則

(立入検査等)

第40条 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、その職員に工場、事業場等、特定建設作業の現場その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第41条 市長は、この条例の施行のため必要のある場合は、工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対し、公害の防止に関する状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第42条 第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者から当該工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

2 第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者について相続、合併又は分割（当該届出に係る工場等又は公害防止協定に係る事業を承継させるものに限る。）があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工場等若しくは当該事業を承継した法人は、当該届出をした者又は当該防止協定を締結した者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第11条若しくは第12条の規定による届出をした者又は第30条第1項の規定による公害防止協定を市長と締結した者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(罰則)

第43条 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金を処する。

第44条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第26条の規定による命令に違反した者

第45条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条、第13条、第18条、第19条第2項、第24条第1項若しくは第2項若しくは第42条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項の規定に違反した者

(3) 第19条第1項若しくは第3項若しくは第41条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第40条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、

前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。ただし、第33条から第39条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工場等を設置している者は、第11条の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 第17条の規定は、現に工場等を設置している者については、当該工場、事業場等が工場等となった日から1年間は、適用しない。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 4 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に旧春野町の区域において工場等を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、第11条の規定による届出をした者とみなす。
- 5 第17条の規定は、前項の規定により届出をした者とみなされた者については、編入の日から平成20年12月31日までの間、適用しない。

附 則（平成4年4月1日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月1日条例第43号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月1日条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定中高知市公害防止条例（昭和50年条例第28号）第32条の改正規定は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年5月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に高知市公害対策審議会の委員（以下「委員」という。）である者（この条例による改正前の高知市公害防止条例第34条第3項第2号に該当して委員の委嘱を受けている者及び同項第3号に該当して委員に任命されている市職員を除く。）は、この条例による改正後の高知市公害防止条例第34条第3項の規定に基づき委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（平成13年7月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成18年7月1日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成20年1月1日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

---

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 抄

令和7年4月1日

条例第20号

(罰則の適用等に関する経過措置)

第12条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第13条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年4月1日条例第20号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいない場合はその管理者をいう。
- (3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定により、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。
- (4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。

4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。

5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

- (1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。
- (2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。
- (3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。

- (1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。
- (2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により

廃棄物の再生利用を図ること。

- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。）は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に塀、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

- 2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。）その他の廃棄物を捨ててはならない。

- 4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

- 5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

（空き缶等回収容器の設置及び管理）

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器（以下「回収容器」という。）を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（環境美化重点地域）

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するときは、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

（一般廃棄物の処理計画）

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）を毎年度当初告示するものとする。

（一般廃棄物の排出方法）

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

（収集又は運搬の禁止）

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬（以下「収集運搬」という。）の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの（以下「資源ごみ」という。）については、これを収集運搬してはならない。

（指導及び勧告）

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

（措置命令）

第7条の5 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ご

みの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(市長の指示)

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の処理等)

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

(占有者の義務)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

(1) 有害性のある物

(2) 爆発性のある物

(3) 著しく悪臭を発する物

(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

第12条 削除

(手数料の減免等)

第13条 市長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、第11条の手数料を減免することができる。

2 第11条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

第14条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第7条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

(審議会)

第16条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第17条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

第18条 この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
  - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
  - (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
  - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
- (委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第7条の5の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第23条 重点地域内において、第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間、旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については、この条例の規定にかかわらず、春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。
- 4 前項に規定する期間、旧春野町の区域において市が行う犬、ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は、1体につき1,000円とする。
- 5 前2項の手数料の減免については、第13条第1項の規定を準用する。
- 6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

- 2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。  
第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

- 3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年4月1日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年5月1日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年1月1日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年7月1日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日条例第83号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月1日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第45号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第45号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月1日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

- 4 第40条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定は、平成26年4月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例中第19条の改正規定は公布の日から、別表2の改正規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成31年10月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条の規定により市が処分に着手した産業廃棄物については、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和7年10月1日条例第90号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表1

市長が指示することができる多量の一般廃棄物

| 区 分         | 排 出 量                 |
|-------------|-----------------------|
| (1)ごみ       | 常時多量排出量 1日平均10キログラム以上 |
|             | 一時多量排出量 30キログラム以上     |
| (2)その他一般廃棄物 | 市長が必要と認める量以上          |

別表2

一般廃棄物処理手数料

(1) 市が収集、運搬及び処分する場合

| 種 別   | 取 扱 区 分 |              | 単 位           | 処理手数料 |
|-------|---------|--------------|---------------|-------|
| ア し 尿 | 定 額 制   | 回数割          | 1世帯当たり収集1回につき | 420円  |
|       |         | 普通便槽<br>改良便槽 |               | 840円  |
|       |         | 人 頭 割        | 世帯人員1人につき1か月  | 420円  |

|                                                                                                                                                 |     |     |           |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------|--------|
|                                                                                                                                                 | 従量制 | 回数割 | 収集1回につき   | 420円   |
|                                                                                                                                                 |     | 従量割 | 18リットルにつき | 240円   |
| イ 犬、ねこ等の死体                                                                                                                                      |     |     | 1体につき     | 1,200円 |
| 備考                                                                                                                                              |     |     |           |        |
| 1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集（以下「定期収集」という。）のうち月1回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。                                                                     |     |     |           |        |
| 2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。                                                                                                        |     |     |           |        |
| 3 し尿処理手数料は、回数割の額に人头割又は従量割の額を加算した額とする。                                                                                                           |     |     |           |        |
| 4 人头割の基礎となる世帯人員には、1歳未満の乳児は含まない。                                                                                                                 |     |     |           |        |
| 5 従量制は、定額制を適用しないすべての場合を対象とする。                                                                                                                   |     |     |           |        |
| 6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。                                                                                                          |     |     |           |        |
| 7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集1回につき、特別収集手数料630円を加算する。                                                                                   |     |     |           |        |
| 8 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集1回につき、特別収集手数料320円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。 |     |     |           |        |

(2) 市が処分のみをする場合

| 種 別                                                                                                                  | 単 位          | 処分手数料 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|
| ア 多量の一般廃棄物（し尿を除く。）                                                                                                   | 10キログラムまでごとに | 130円  |
| イ プラスチック製容器包装・ペットボトル                                                                                                 | 10キログラムまでごとに | 430円  |
| ウ 水銀含有廃棄物                                                                                                            | 5キログラムまでごとに  | 900円  |
| エ 犬、ねこ等の死体                                                                                                           | 1体につき        | 500円  |
| <p>備考</p> <p>一般家庭の廃棄物で、アの項にあつては30キログラム未満、イの項にあつては10キログラム未満、ウの項にあつては5キログラム未満のものについては、それぞれの項の規定にかかわらず、処分手数料を徴収しない。</p> |              |       |

○高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

〔平成11年4月1日  
条例第39号〕

（目的）

第1条 この条例は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）と相まって、高知市におけるダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策を実施することにより、人の健康に係る被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- （2）小型焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号の規定に該当しない廃棄物焼却炉をいう。

（市の責務）

第3条 市は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めなければならない。

3 市は、ダイオキシン類の発生及び排出の抑制のための施策について、事業者及び市民に対し、積極的な啓発及び指導に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の発生及び排出のおそれのない製品の製造及び使用に努めるとともに、廃棄物の分別及び再資源化による廃棄物の減量化その他廃棄物を適正に処理することにより、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の分別及び再資源化に努め、焼却により処理する廃棄物の減量を図る等により、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

（ダイオキシン類の濃度の調査測定等）

第6条 市長は、大気、土壌その他ダイオキシン類が残留し、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの（以下「汚染対象物」という。）について、計画的かつ効果的に、そのダイオキシン類の濃度を調査測定（法第27条第1項の規定による調査測定を除く。）するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査測定に際しては、その対象となる汚染対象物、範囲、時期等について、あらかじめ、高知市ダイオキシン類対策審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査測定をしたときは、その結果を審議会に報告するとともに、審議会において特別の理由があると認めた場合を除き、これを公表しなければならない。

(抑制計画の策定)

第7条 市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、ダイオキシン類抑制計画（以下「抑制計画」という。）を定めなければならない。

2 抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱
- (2) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための指導基準
- (3) その他ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するために必要な事項

3 市長は、抑制計画を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、抑制計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、抑制計画の変更について準用する。

(小型焼却炉の構造基準等)

第8条 小型焼却炉は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

2 小型焼却炉を用いた廃棄物の焼却は、規則で定める維持管理基準に適合しなければならない。

(小型焼却炉の設置の届出)

第9条 小型焼却炉を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 小型焼却炉を設置する施設等の名称及び所在地
- (3) 小型焼却炉の構造
- (4) 小型焼却炉の使用の方法

(経過措置)

第10条 一の焼却炉が小型焼却炉となった際現にその焼却炉を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(小型焼却炉の構造等の変更の届出)

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更指導及び勧告)

第12条 市長は、第9条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、又は小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該小型焼却炉の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第9条の規定による届出に係る小型焼却炉の設置に関する計画の廃止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(実施の制限)

第13条 第9条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小型焼却炉を設置し、又はその届出に係る小型焼却炉の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

2 市長は第9条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定す

る期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第14条 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小型焼却炉の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をした者からその届出に係る小型焼却炉を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小型焼却炉に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第9条又は第10条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る小型焼却炉を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該小型焼却炉を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第9条又は第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善指導及び勧告）

第16条 市長は、小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるとき、又は小型焼却炉による廃棄物の焼却の方法が同条第2項に規定する維持管理基準に適合しないと認めるときは、当該小型焼却炉を設置している者に対し、期限を定めて当該小型焼却炉の構造、使用の方法若しくは焼却の方法の改善又は使用の一時停止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

（事故時の措置）

第17条 小型焼却炉を設置している者（以下「設置者」という。）は、小型焼却炉の故障、破損その他の事故が発生したときには、直ちに、当該小型焼却炉の使用の一時停止その他の必要な応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

（小型焼却炉に係る焼却灰等の処理）

第18条 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰その他の燃え殻（以下「焼却灰等」という。）が飛散し、及び流出しないよう措置を講じなければならない。

2 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令の諸規定に従い、当該焼却灰等を適正に処理しなければならない。

（立入調査等）

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び市民（以下「事業者等」という。）に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の当該事業等の用に供する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物その他の物件の保管等若しくは焼却炉等廃棄物の処理若しくは処分の用に供する施設の構造若しくは維持管理等に関し調査し、若しくは汚染対象物の検査（以下「立入調査等」という。）をすることができる。

2 市長は、前項の規定による立入調査等をするため必要があるときは、必要な最少量に限り土壌その他の物を無償で集取することができる。

3 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。

4 立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、第12条及び第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対して指導を行い、又は違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

- (1) 第9条から第11条まで、第14条又は第15条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して小型焼却炉を設置し、又は小型焼却炉の構造若しくは使用の方法を変更した者
- (3) 前条第1項の規定に違反して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 前条第1項の規定に違反して立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がないのに土壌等の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 市長は、第12条第2項、第16条第2項及び前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に弁明の機会を付与した上で、その者の氏名等を公表することができる。

3 第1項に掲げるもののほか、市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(ダイオキシン類対策審議会)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じてダイオキシン類対策に関する基本的事項について調査審議するため、高知市ダイオキシン類対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、ダイオキシン類対策に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び市民
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

8 審議会の会議及び審議会に提出された資料は、公開するものとする。ただし、審議会の会議において非公開と決定したものについては、この限りでない。

9 委員及び特別委員は、前項本文の規定により公開されるべきものを除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第21条及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例（前項ただし書に定める規定に係る部分を除く。以下同じ。）の施行後、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他の法令によるダイオキシン類規制の状況その他の事情に著しい変化があり、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3 市長は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（施行のために必要な準備）

4 市長は、抑制計画を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても審議会の意見を聴くことができる。

（春野町の編入に伴う経過措置）

5 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に旧春野町の区域において、小型焼却炉（編入の日以後に使用されるものに限る。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、第10条に規定する焼却炉を設置している者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内」とあるのは、「平成20年3月31日まで」とする。

附 則（平成14年7月5日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例第8条から第16条まで及び第20条第1項（第3号から第5号までの規定を除く。）の規定は、平成14年12月1日において現に設置されている小型焼却炉のうち同日以後に使用されるもの及び同日以後に新たに設置される小型焼却炉について適用する。

附 則（平成20年1月1日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 都市環境に関する条例

#### ○高知市景観条例

〔平成21年10月1日  
条例第86号〕

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市における都市美形成の理念その他良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、心安らぐ文化的で魅力あるまちなみの創出と、みどりや水辺等の自然を生かしたゆとりと潤いのある快適な生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (都市美形成の理念)

第2条 本市の目指す都市美の形成は、単に造形的に美しい環境を形成してだけでなく、都市や農山漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的薫り、歴史性、親しみやすさなどを含めた総合的なものとして地域そのものの魅力を高め、未来へと引き継いでいくものである。

### (定義)

第3条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において「良好な景観の形成」とは、建築物、工作物、道路、まちなみ、みどりや水辺等の自然環境その他の景観を構成する要素、歴史的及び文化的要素並びにやさしさ、親しみやすさその他の快適さの要素をそれぞれの地域の特性に応じて調和させることにより、人々にとって親しまれる美しい景観及び個性的で魅力のある空間を創造し、再生し、守ることをいう。

### (市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び市民等の意識の高揚を図るため、啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、道路、河川、公園その他の公共施設の整備改善及び建築物の建築等を行う場合には、良好な景観の形成に関し先導的役割を果たすよう努めなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 良好な景観の形成

### 第1節 景観計画

#### (景観計画の策定)

第7条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ第28条第1項に規定

する高知市景観審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

## 第2節 景観計画区域内における行為の制限等

（届出対象行為の適用除外）

第8条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表に掲げる行為とする。ただし、第16条第1項に規定する景観形成重点地区整備基準（同項を除き、以下「整備基準」という。）が策定された第14条第1項に規定する景観形成重点地区（同項を除き、以下「重点地区」という。）の区域内におけるものを除く。

（届出に係る添付図書）

第9条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に適合しているかどうかを確認する書類とする。

（事前協議）

第10条 景観計画区域内において法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ当該行為が同項の規定による届出を要する行為か否か等について、書面により市長に協議することができる。

（届出に対する助言又は指導）

第11条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定める当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

（届出対象行為の適用除外となる行為の適合）

第12条 法第16条第7項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に定める当該行為についての制限に適合するよう努めなければならない。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

## 第3節 景観形成重点地区

（景観形成重点地区の指定等）

第14条 市長は、景観計画区域内における次に掲げる地区のうち、良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

- (1) 歴史的特徴のある景観を有し、又は形成すべき地区
- (2) 自然と調和した景観を有し、又は形成すべき地区
- (3) 商工業等業務施設が集積し、一体となった景観を有し、又は形成すべき地区
- (4) 農山漁村集落と一体となった景観を有し、又は形成すべき地区
- (5) 個性的な住宅地景観を有し、又は形成すべき地区
- (6) 道路、河川等によって特徴のある景観を有し、又は形成すべき地区
- (7) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成のために特に必要と認められる地区

2 市長は、重点地区の案を作成しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、市民等及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、前項の意見書の提出があったときは、その要旨を審議会に提出するものとする。

6 市長は、重点地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該指定に係る図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

7 重点地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、重点地区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(景観形成重点地区整備計画)

第15条 市長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区について、景観形成重点地区整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するものとする。

2 整備計画には、重点地区の特性を生かした良好な景観の形成の目的、整備の方針その他必要な事項を定めるものとする。

3 整備計画は、景観計画に適合するものでなければならない。

4 前条第2項から第7項までの規定は、整備計画の策定、廃止及び変更について準用する。

5 整備計画の策定、廃止及び変更は、第1項の規定にかかわらず、前条の規定による重点地区の指定、指定の解除及び区域の変更に併せて行うことができる。

(景観形成重点地区整備基準)

第16条 市長は、整備計画に基づき、当該重点地区について、景観形成重点地区整備基準を策定するものとする。

2 整備基準には、次に掲げる事項のうち、必要と認めるものについて定めることができる。

(1) 建築物の規模、位置及び形態意匠並びに敷地の緑化に関する事項

(2) 工作物の規模、位置、数量及び形態意匠に関する事項

(3) 優れたシンボルとなるものへの眺望の維持に関する事項

(4) 土地の区画形質に関する事項

(5) 木竹の態様に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関し市長が必要と認める事項

3 整備基準は、景観計画に適合するものでなければならない。

4 第14条第2項から第7項までの規定は、整備基準の策定、廃止及び変更について準用する。

5 整備基準の策定、廃止及び変更は、第1項の規定にかかわらず、前条の規定による整備計画の策定、廃止及び変更に伴って行うことができる。

(整備基準の遵守)

第17条 整備基準が策定された重点地区において、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（同条第7項各号に掲げる行為を除く。）をしようとする者は、当該行為が整備基準に適合するよう努めなければならない。

(重点地区における届出に対する助言、指導又は勧告)

第18条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為（景観計画に定める当該行為についての制限に適合しないと認めるものを除く。）が当該重点地区の整備基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者（以下この条において「届出者」という。）に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずよう助言し、又は指導することができる。

2 前項の規定による指導が行われている間は、届出者は、当該届出に係る行為をしてはならない。

3 市長は、届出者が第1項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

第4節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等)

第19条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、景観重要建造物の名称、所在地その他必要な事項を告示しなければならない。

3 景観重要建造物の管理者が変更となった場合は、新たに管理者となった者は、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

第5節 景観阻害物件等

(景観阻害物件等の所有者等に対する要請)

第20条 市長は、重点地区内の良好な景観の形成を阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件

があるときは、当該物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、良好な景観の形成に関し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（空き地の利用等に関する要請）

第21条 市長は、重点地区内の空き地が良好な景観の形成を阻害していると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる。

### 第3章 市民参加による良好な景観の形成

（景観市民団体の認定）

第22条 市長は、身近な地域における良好な景観の形成を目的として市民等が設置した団体で、当該地域の良好な景観の形成に寄与すると認められるもののうち、次の各号のすべてに該当するものを、景観市民団体（以下「市民団体」という。）として認定することができる。

- (1) その目的が景観計画の趣旨に沿い、公益に反しないと認められるもの
- (2) その活動がその構成員の所有し、管理し、若しくは使用する土地、建築物、工作物又は木竹等に関するものであるもの
- (3) その活動が地域の市民等の多数の支持を得ていると認められるもの
- (4) その活動が財産権を不当に制限することにならないと認められるもの
- (5) 規則で定める要件を具備する規約が定められているもの

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により認定を受けた市民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（構想等の策定）

第23条 市民団体は、地域における良好な景観の形成に係る構想等を策定し、市長に提出することができる。

2 市長は、良好な景観の形成のための施策の策定及び実施に当たっては、前項の構想等に配慮するよう努めるものとする。

（住民等による景観計画の提案に係る付議）

第24条 市長は、法第12条の規定による判断をしようとするとき、又は法第13条の規定による提出をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（景観協定の認可等の付議）

第25条 市長は、法第81条第4項の規定による認可をしようとするとき、又は法第84条第1項の規定による変更の認可をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

### 第4章 表彰及び助成等

（表彰）

第26条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認めるまちなみ又は建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、良好な景観の形成に貢献したと認める個人又は団体を表彰することができる。

（助成等）

第27条 市長は、市民団体の活動及び良好な景観の形成に努めようとする者の要請に対し、必要な技術的援助を行うことができる。

2 市長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる経費の一部を助成することができる。

- (1) 重点地区において良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をする者 当該行為に要する経費
- (2) 景観重要建造物の所有者又は管理者 当該景観重要建造物の維持及び保存に要する経費

(3) 市民団体 当該市民団体の活動に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をする者 当該行為に要する経費

## 第5章 高知市景観審議会

(高知市景観審議会の設置)

第28条 市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議するため、高知市景観審議会を置く。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 高知市屋外広告物条例（平成9年条例第47号）の規定によりその権限に属させられた事項

(3) その他良好な景観の形成に関する重要事項

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

7 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(高知市都市美条例の廃止)

2 高知市都市美条例（平成8年条例第12号）は、廃止する。

(高知市都市美条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の高知市都市美条例（以下「都市美条例」という。）第10条第1項の規定により指定されている都市美形成モデル地区又は都市美条例第11条第1項の規定により策定されている都市美形成モデル地区整備計画若しくは都市美条例第12条第1項の規定により策定されている都市美形成モデル地区整備基準は、それぞれ第14条第1項の規定により指定された重点地区又は第15条第1項の規定により策定された整備計画若しくは第16条第1項の規定により策定された整備基準とみなす。

4 この条例の施行の際現に都市美条例第41条第1項に規定する高知市都市美審議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、第28条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により委嘱されたものとみなされる審議会の委員の任期は、第28条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の際における旧委員としての残任期間に相当する期間とする。

(高知市屋外広告物条例の一部改正)

6 高知市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

目次中「高知市都市美審議会」を「高知市景観審議会」に改める。

第17条第2項中「高知市都市美条例（平成8年条例第12号）第41条第1項に規定する高知市都市美審議会」

を「高知市景観条例（平成21年条例第86号）第28条第1項に規定する高知市景観審議会」に改める。

「第4章 高知市都市美審議会」を「第4章 高知市景観審議会」に改める。

別表(第8条関係)

| 区分       | 区域                                                                                    | 届出の適用除外となる行為                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然ゾーン    | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第1項に規定する市街化調整区域                       | (1) 新築、増築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする部分の高さが12メートル以下で、かつ、床面積の合計が500平方メートル以下の建築物の新築等<br>(2) 高さが12メートル以下で、かつ、床面積の合計が500平方メートル以下の建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）<br>(3) 新設、増築、改築又は移転（以下「新設等」という。）をしようとする部分の高さが12メートル以下の工作物の新設等<br>(4) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって、当該開発行為を行おうとする土地の区域の面積が5ヘクタール未満であるもの |
| 低層住宅ゾーン  | 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）のうち同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域                     | (1) 新築等をしようとする部分の床面積の合計が500平方メートル以下の建築物の新築等<br>(2) 床面積の合計が500平方メートル以下の建築物の修繕等<br>(3) 新設等をしようとする部分の高さが12メートル以下の工作物の新設等<br>(4) 開発行為                                                                                                                                                                                          |
| 周辺市街地ゾーン | 市街化区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（低層住宅ゾーン、都心ゾーン及び港湾ゾーンに定める地域又は地区を除く。）                   | (1) 新築等をしようとする部分の高さが15メートル以下で、かつ、床面積の合計が1、500平方メートル以下の建築物の新築等<br>(2) 高さが15メートル以下で、かつ、床面積の合計が1、500平方メートル以下の建築物の修繕等<br>(3) 新設等をしようとする部分の高さが15メートル以下の工作物の新設等<br>(4) 開発行為                                                                                                                                                      |
| 都心ゾーン    | 市街化区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域（棧橋通五丁目及び棧橋通六丁目に係るもの並びに同項第9号に掲げる臨港地区（以下「臨港地区」という。）を除く。） | (1) 新築等をしようとする部分の高さが20メートル以下で、かつ、床面積の合計が2、000平方メートル以下の建築物の新築等                                                                                                                                                                                                                                                              |

|       |              |                                                                                                                                                                       |
|-------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |              | (2) 高さが20メートル以下で、かつ、床面積の合計が2、000平方メートル以下の建築物の修繕等<br>(3) 新設等をしようとする部分の高さが15メートル以下の工作物の新設等<br>(4) 開発行為                                                                  |
| 港湾ゾーン | 市街化区域のうち臨港地区 | (1) 新築等をしようとする部分の高さが15メートル以下で、かつ、床面積の合計が1、500平方メートル以下の建築物の建築等<br>(2) 高さが15メートル以下で、かつ、床面積の合計が1、500平方メートル以下の建築物の修繕等<br>(3) 新設等をしようとする部分の高さが15メートル以下の工作物の新設等<br>(4) 開発行為 |

## 前文

自然は、人間にとって生命をはぐくむ母胎であり、遠い昔から今日にいたる長い歳月を自然とともに生活してきたわれわれは、自然から試練とともに恩恵を受け、それを生かすことによつて現代の文明をきずきあげてきた。すべての市民が、健康で文化的な生活を営むための良好な環境は、すべての市民の基本的権利として守られ、現代の市民から将来の市民へ継承されなければならない。

わたしたちのまち高知市は、美しい自然と清潔なたたずまいの都市として、長い歴史を歩んできたが、最近における急速な都市化の進行や産業優先の開発は、適切な制御がなされないまま無秩序な開発を生み、いたるところで自然を破壊し、環境を汚染し、生活環境を著しく悪化させている。

自然をはじめとする人間の環境は、厳粛で微妙な法則によつて調和を保っているものであつて、ひとたび破壊されるとその復元に長い年月を要し、あるいは全く復元できない場合さえあり、このまますすめば、われわれの将来に重大な環境悪化をもたらすおそれがある。

われわれは、このような状態を速やかに改善し、自然を尊び、自然を愛し、その調和をそこなわない利用に努めるとともに、緑化を推進し、風致景観を保全し、生活の場をみどりとうるおいのあるものとし、もつて市民が健康で文化的な生活を営むためのよりよい環境の創出に、市民の総力を結集すべきであるとする。

ここに、われわれは、あらゆる力をつくしてその理想と目的を達成するため、高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、都市生活にとつて良好な自然と豊かな緑がきわめて重要であることにかんがみ自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (市長の責務)

第2条 市長は、市民が常に良好な環境を享受できるよう自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自然の保護及び緑化の推進等について必要な措置を講ずるとともに、市の実施するみどりのまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

### (市民の責務)

第4条 市民は、自然の保護及び緑化の推進等に努めるとともに、市の実施するみどりのまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

### (市民運動への配慮)

第5条 市長は、市民が自然の保護、緑化の推進等に関する意識を高め、その自主的な運動を通じてみどりのまちづくりを推進していくための必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

## 第2章 みどりのまちづくり基本計画

### 第1節 みどりのまちづくり基本計画

#### (基本計画)

第6条 市長は、自然の保護、緑化の推進等に関するみどりのまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 自然の保護と緑化の推進等のみどりのまちづくりに関する基本構想

- (2) 特別保護地区等の指定及び自然保護に関する基本的事項
- (3) みどりの街区、公共施設、工場、事業場、近隣共同緑化等の都市緑化に関する基本的事項
- (4) 前各号のほか、自然の保護とみどりのまちづくりに関する重要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知市緑政審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する

## 第2節 削除

### 第7条から第12条まで 削除

## 第3章 自然の保護

### 第1節 特別保護地区

#### (特別保護地区の指定)

第13条 市長は、良好な自然環境を保全するため、必要と認める地区を次に掲げる区分により特別保護地区として指定することができる。

- (1) 特別自然保護地区 原生の状態にある植生又は学術上特に貴重な植生のある地域
- (2) 特別動物環境保護地区 野生動物の貴重な生息地又は代表的な群生地
- 2 市長は、前項の特別自然保護地区又は特別動物環境保護地区(以下「特別保護地区」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、特別保護地区を指定しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、当該地域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該保護地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、特別保護地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 特別保護地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 8 第2項、第6項及び前項の規定は、特別保護地区の指定の解除及び区域の変更について、第2項から前項までの規定は、特別保護地区の拡張について、それぞれ準用する。

#### (特別保護地区における行為の制限)

第14条 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、市長の許可を受けなければしてはならない。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、鉱物を掘採し、土石を採取し、水面を埋め立て、又は干拓する等の土地の形質の変更を行うこと。
- (3) 木竹を伐採し、掘り取り、又は保護植生を破壊すること。
- (4) 保護動物(卵を含む。)を捕獲し、採取し、又は保護動物の生息環境を破壊すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの。
- 2 次の各号に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。
  - (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
  - (2) 国又は地方公共団体が行う行為。

(3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項又は第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該行為に係るもの。

(4) 通常の管理行為又は規則で定める行為。

3 特別保護地区内において、非常災害のため必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

4 特別保護地区内において、国又は地方公共団体が、第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知するものとする。

(許可申請等)

第15条 前条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その行為をしようとする日の30日前までに、市長に行為の種類、場所、施行方法及び着手の時期その他規則で定める事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項により許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可申請が、特別保護地区指定の目的を阻害するおそれがあると認めるものについては、許可をしてはならない。

4 市長は、第1項及び第2項の許可には、特別保護地区における自然環境及び動物環境の保全のために必要な限度において条件を付することができる。

5 特別保護地区に指定され、又は拡張された際、前条第1項各号に掲げる行為に着手している者が引き続いてその行為を行おうとする場合は、その指定又は区域の拡張の日から14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(中止命令等)

第16条 市長は、特別保護地区内において、許可を受けないで第14条第1項各号の行為を行っている者又は許可に付せられた条件に違反した者若しくは虚偽の申請をして許可を受けた者に対して、その行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(助成措置)

第17条 市長は、特別保護地区の土地の所有者又は権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)に対し、その保護に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

(土地の買入れ)

第18条 市長は、特別保護地区内の土地で当該地区の自然環境を保護するため特に必要があると認めるものについて、その土地の所有者から第15条第1項又は第2項の許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすことになることにより、その土地を市において買入れるよう申出があつた場合においては、この買入れに努めるものとする。

## 第2節 保存緑地

(保存緑地の指定)

第19条 市長は、良好な自然環境を保護するため、次の各号に掲げる山林、樹林等を、所有者又は占有者との保全協定により、保存緑地として指定することができる。

(1) 良好な自然環境又はすぐれた景観を形成している山林、樹林、社寺叢等で、市民の健全な生活環境を確保するために必要なもの

(2) 公害又は災害の防止のためのしや断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

2 市長は、前項の保存緑地を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。これを廃止し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、第1項の規定による協定を締結したときは、指定地域の所在地の区域、指定内容その他必要な事項を速やかに公告するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

(助成措置)

第20条 市長は、保存緑地の土地の所有者又は占有者に対し、その保護に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

### 第3節 保存樹木及び保存樹林

(保存樹木等の指定)

第21条 市長は、美観風致又は良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する保存樹木等の指定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。これを解除し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木等については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定に基づき指定され、若しくは仮指定された樹木又は樹木の集団

(2) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

(3) 国又は地方公共団体の所有若しくは管理に係る樹木又はその集団で前各号に掲げる以外のもの

4 市長は、第1項に規定する保存樹木等の指定をしたときは、その旨を所有者に通知するとともに告示しなければならない。これを解除し、又は変更したときも同様とする。

(行為等の届出)

第22条 保存樹木等の所有者は、次に掲げる行為をしようとするときは、市長に、規則で定めるところにより、その行為をしようとする日の30日前までに届け出なければならない。

(1) 保存樹木等を伐採し、掘り取り、枝条を切り取り、又は剥皮すること。

(2) 保存樹木の樹冠の投影面積の土地又は保存樹林内に移動の容易でない物件を設置し、若しくは堆積し、又は廃棄物を投棄すること。

(3) 保存樹木等に広告物を掲出し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、著しく保存樹木等の生育を妨げる行為。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で、保存樹木等の良好な生育を妨げるおそれのない行為

(行為の着手の禁止)

第23条 前条の届出をした者は、その届出をした日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。ただし、市長が、その保存樹木等の保存上支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、その期間を短縮することができる。

(行為の中止等の勧告)

第24条 市長は、第22条第1項の届出があつた場合に、当該保存樹木等の保存のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して保存樹木等の保全に必要な限度においてその行為を中止し、又は変更し、若しくは必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(中止命令等)

第25条 市長は、第22条第1項の届出をせずに同項各号に掲げる行為を行つている者、虚偽の届出をした者又はその届出をしている者であつても行為の中止等の勧告を受け入れないため、当該保存樹木等の保全上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、その行為の中止、原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(着手禁止期間の延長)

第26条 市長は、第22条第1項の届出があつた場合に、実地調査その他止むを得ない理由があるときは、第23条の期間を延長することができる。この場合においては、延長する期間、理由等を届出者に通知しなければならない。

(助成措置)

第27条 市長は、保存樹木等の所有者に対し、当該樹木の保存に関し必要な助言又は技術的援助をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

#### 第4節 保護措置等

(標識の設置)

第28条 市長は、第13条の特別保護地区、第19条の保存緑地及び第21条の保存樹木等(以下「保護地区等」という。)を指定したときは、規則で定めるところにより、その所在地、区域その他必要な事項を表示する標識を設置するものとする。

2 前項に規定する土地の所有者又は占有者は、正当と認められる理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承認を得ず移転し、除却し、又はき損してはならない。

(所有者等の義務)

第29条 保護地区等の所有者及び占有者は、指定された区域内の自然環境の保全、樹木等の枯損の防止及び動植物の良好な生息環境の維持等に努めなければならない。

2 保護地区等の所有者及び占有者は、その区域内の樹木等が滅失し、又は枯死し、あるいは地形等に著しい変動が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 保護地区等の所有者は、その区域内の土地を他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(開発に伴う自然の保護)

第30条 何人も開発又は土地の区画形質の変更に当たっては、市民の健康で快適な生活環境の確保に留意し、緑地の損失を最小限にとどめるとともに、その回復について適切な措置を講じなければならない。

2 都市計画区域内において、農地及び採草放牧地以外の目的で1ヘクタール以上の開発行為をしようとする者は、その開発面積の50パーセント以上が山林、樹林等の緑地であるときは、別に定めるところにより、現存樹木等の保存を図らなければならない。

#### 第4章 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第31条 市は、その管理する道路、公園、広場、運動場、学校、保育所その他の公共施設について緑化計画を定め、積極的に緑化に努めなければならない。

(みどりの街区)

第32条 市長は、市街地における美観風致の維持及び緑化を推進するため必要があると認めるときは、当該街区をみどりの街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、みどりの街区を指定したときは、これを告示するとともに、その街区についての緑化計画を定めなければならない。

(修景及び緑化についての勧告等)

第33条 市長は、みどりの街区内の土地及び建築物の所有者若しくは占有者又は屋外広告物の設置者等に対し、緑化の推進及び建築物又は屋外広告物等の意匠、色彩等について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(近隣共同緑化協定)

第34条 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。）の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下本条において「土地所有者等」という。）は、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑化に関する協定（以下「近隣共同緑化協定」という。）を締結し、市長に提出してその認定を受けることができる。

2 近隣共同緑化協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 緑化協定の目的となる土地の区域

(2) 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

ア 樹木等の種類

イ 樹木等を植栽する場所

ウ かき又はさくの構造

エ その他緑化に関する事項

(3) 緑化協定の有効期間

(4) 緑化協定に違反した場合の措置

3 市長は、前項の近隣共同緑化協定が、この条例の目的に適合しているときは、当該近隣共同緑化協定を認定し、その旨を公表しなければならない。

4 近隣共同緑化協定を締結した土地所有者等は、当該近隣共同緑化協定の定めるところに従って緑化を図らなければならない。

5 市長は、近隣共同緑化協定に定めるところに従って、緑化を行う土地所有者等に対し必要な助言又は技術的指導をするほか、規則で定めるところにより、補助金の交付等の助成をすることができる。

6 近隣共同緑化協定を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。（工場等の緑化）

第35条 敷地面積3,000平方メートル以上の工場、事業場又はそれらの団地（以下「工場等」という。）を設置している者又は設置しようとする者は、工場等の植樹及び美化を図らなければならない。

2 工場等を新たに設置しようとする者又は拡張後の敷地面積が3,000平方メートル以上となる工場等の増設をしようとする者は、あらかじめ市長に工場等緑化計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、工場等を設置している者と、工場等の植樹及び美化について、緑化協定を締結することができる。（市民の木、市民の花）

第36条 市長は、全市域に郷土にふさわしい緑を豊かにするため、市民の木、市民の花（以下「市民の木等」という。）を選定することができる。

2 市長は、前項の市民の木等を選定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、市民の木等を選定したときは、その旨を告示するとともに、その普及を図るため必要な技術的指導をするほか、苗木及び種子の配布等の措置を講ずるものとする。

## 第5章 公共の場所等の清潔及び美観の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第37条 何人も道路、公園、広場、河川、海岸その他公共の場所を汚損してはならない。

(街路樹、緑地帯等における行為の制限)

第38条 何人も、市長が管理する街路樹又は緑地帯においては、市長の許可がある場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 木竹を伐採し、掘り取り、枝条を切除し、剥皮し、又は草花等を採取すること。

(2) 植樹柵又は支柱を破損すること。

(3) 樹木等の損傷のおそれがある場所又は方法で、ものを燃焼すること。

(4) 植樹柵及び緑地帯等を占用し、若しくは使用し、又はそれらの中にふん尿、塵芥、廃棄物その他の物件を放置すること。

(5) 樹木及び支柱に広告物を表示し、若しくは植樹柵及び緑地帯等の中に広告物を掲出する物件を設置すること。ただし、本号の適用に当たっては、政治的活動の自由その他基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(適用除外)

第39条 国又は地方公共団体が法令に基づいて行う行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為については、前条の規定は適用しない。ただし、それらの行為をしようとするとき及び工事が完了したときは、市長に通知し、又は届け出るものとする。

(違反に対する措置)

第40条 市長は、第38条各号に掲げる行為を行つた者又は行わせた者に対し、これらの行為を直ちに中止させ、若しくは原状回復又は除却をさせるほか、美観風致を維持するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第38条第4号に規定する塵芥、廃棄物その他放置された物件又は同条第5号に規定する広告物について、前項の措置を命じようとする場合においては、これらの行為を行つた者又は行わせた者を、過失がなくて確知することができないときは、その措置を自ら行い、又は市長が命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、これらの広告物のうち、広告塔、広告板又は広告物を掲出する物件については、5日以上以上の期限を定めて、その期限までに原状回復又は除却しないときは、自ら除却する旨若しくはその命じた者又は委任した者が、原状回復又は除却する旨を公告するものとする。

3 市長は、前項の措置を行つた後、それらの行為を行つた者又は行わせた者が判明した場合、その措置に要した経費を弁済させることができる。

(あき地等の管理)

第41条 市街化区域内で、人が居住し、又は人が通常往来する地域及びその周辺のあき地等の所有者及び占有者は、雑草の繁茂による犯罪、ごみの不法投棄の誘発及びカ、ハエ、ネズミ等の発生並びに交通上の支障等を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、ブタクサ、セイタカアワダチソウ等の有害な雑草を除却しなければならない。

(飼犬等の飼育)

第42条 飼犬、飼猫等の愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民の生活環境や公共の場所の清潔を害さないよう飼育するとともに、ふん尿については飼育者の責任において処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第43条 市長は、第41条又は第42条の規定に違反して当該公共の場所及びあき地等の環境を著しく害していると認められる者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

## 第6章 補則

(報告の徴収及び立入調査)

第44条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該関係保護地区等並びに第13条、第19条、第21条、第30条、第34条、第35条及び第41条に規定する土地の所有者又は占有者その他の関係人に対し、必要な報告を求め、又は市の職員をして当該土地に立ち入らせ必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は占有者その他の関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 所有者又は占有者その他の関係人は、正当な理由がない限り第1項の規定による報告又は調査若しくは立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(罰則)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反した者
- (2) 第15条第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (3) 第16条の規定による命令に違反した者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第25条の規定による命令に違反した者

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条の規定に違反した者
  - (2) 第38条第1号から第4号までに規定する行為に関し、第40条第1項の命令に違反した者
  - (3) 第43条の規定による命令に違反した者
  - (4) 第44条第3項の規定に違反した者又は虚偽の報告をした者
- (両罰規定)

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第45条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和49年11月15日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において、現に第35条第1項の工場等の建設工事に着手している者は、施行の日から起算して30日以内に、市長に工場等緑化計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

附 則(昭和56年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)及び都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)に定めるもののほか、本市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 都市公園の設置及び管理

### (都市公園の設置及び規模に関する技術的基準)

第2条 法第3条第1項に規定する条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第2条の3に定めるところによる。

### (住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の2 本市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

### (都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて本市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

### (公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 敷地面積が10ヘクタール未満の都市公園 100分の2(市長が必要と認めるものにあつては、100分の4)
- (2) 敷地面積が10ヘクタール以上の都市公園 100分の6

### (公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第2条の5 都市公園についての政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同

項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(運動施設に関する制限)

第2条の6 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50(第2条の3第1項第4号に掲げる都市公園にあつては、100分の65)とする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項各号に掲げる行為が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認める場合は、当該行為を許可しない。

6 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土石、竹木等の物件を放置し、若しくは堆積し、又は土地の形質を変更すること。

(4) みだりに鳥獣、魚類その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) たき火、炊事その他火気を使用すること。

(6) 公衆に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(8) 立入禁止区域に立ち入ること。

(9) 都市公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を

防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理の許可申請者の資格及び申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定により都市公園内において公園施設を設け、又は管理させることができる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

2 法第5条第1項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名とする。以下同じ。)

イ 種類及び数量

ウ 設置の目的

エ 設置の期間

オ 設置の場所

カ 公園施設の構造

キ 公園施設の管理の方法

ク 工事実施の方法

ケ 設置工事期間

コ 都市公園の復旧方法

サ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名

イ 種類及び数量

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

(都市公園の占用許可申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項に規定する申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名

(2) 工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の種類及び数量

(3) 工作物等の管理方法

(4) 工事実施の方法

(5) 工事の着手及び完了の時期

(6) 都市公園の復旧方法

(7) その他市長の指示する事項

(許可を要しない占用物件の軽微な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書に規定する許可を要しない軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

(1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物等(以下「占用物件」という。)の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装

(2) 占用物件の構造を変えない修繕

(3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表1に定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものにあつては、算定した当該使用料に消費税法に規定する消費税の税率(以下「消費税率」という。)に消費税率に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率を加えて得た率に1を加えて得た率(以下「消費税等の率」という。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))を使用料として納付しなければならない。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 市長は、第3条第1項又は第3項の許可を受けた者が同条第5項に規定する場合に該当するときは、当該許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

第12条の2 削除

## 第2章の2 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第12条の2の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第12条の2の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを一般の閲覧に供するものとする。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第12条の2の4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者

の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の2の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の2の6 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

### 第3章 桂浜公園の管理

(桂浜公園の公園施設の管理等)

第12条の3 市長は、桂浜公園の公園施設(宿泊施設及び污水处理施設を除く。以下同じ。)の管理を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定に基づき指定管理者に桂浜公園の公園施設の管理を行わせる場合における当該指定管理者の指定の手続等については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第69号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第12条の4 前条第1項の規定に基づき指定管理者が管理を行う場合において、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 桂浜公園の公園施設の利用及び運営に関する業務
- (2) 桂浜公園の公園施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第12条の5 指定管理者は、第12条の3第1項の規定に基づく指定が効力を有する間、第3条、第6条、次条、第12条の8、第12条の11及び第12条の15に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(駐車場の利用許可等)

第12条の6 桂浜公園内の駐車場で次に定めるもの(以下「駐車場」という。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

名称 高知市桂浜公園駐車場

位置 高知市浦戸779番地

(供用時間)

第12条の7 駐車場の供用時間は、午前6時から午後10時30分までとする。

2 駐車場の有料供用時間は、午前8時30分から午後6時までとする。

3 市長は、管理上及び公益上必要があると認めるときは、前2項に規定する時間を変更することができる。

(供用の休止)

第12条の8 市長は、駐車場の整備及び補修その他管理上必要があるときは、前条の規定にかかわらず、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を掲示する。

(駐車場の使用料)

第12条の9 第12条の6の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表2に掲げる額の範囲内において、

市長が定める使用料を市長に納付しなければならない。

(利用料金の収入等)

第12条の10 市長は、第12条の3第1項の規定に基づき桂浜公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に第3条第1項各号に掲げる行為及び駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、前条の規定にかかわらず、利用者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。

3 利用料金は、別表1及び別表2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用料金の減免及び還付については、第16条及び第17条の9の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第17条の9中「使用料等(第11条及び第12条の9に規定する使用料、第17条の3第1項に規定する分担金及び第17条の4第1項に規定する污水处理施設使用料をいう。)」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(駐車の拒否)

第12条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第12条の12 利用者は、駐車場において、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設及び駐車中の車両を汚染し、又は破損するおそれのある行為をすること。
- (3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (4) 営業行為や演説、宣伝、署名運動及びこれに類似する行為をすること。
- (5) 飲酒運転及び無免許運転をすること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(立入禁止)

第12条の13 駐車場に駐車する車両の運転手、同乗者、乗客その他用務のある者以外の者は、駐車場に立ち入ることができない。

(造作等の制限)

第12条の14 利用者は、駐車場を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えてはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条の15 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者については、その利用許可を取り消し、又は駐車場の利用を禁止する。

- (1) この条例及びこの条例に基づいて定める規則に違反する者
- (2) 法令に違反する行為を行つた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(原状回復又は損害賠償義務)

第12条の16 駐車場及び附属設備を破損した者は、市長の定めるところにより、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前条の規定に基づく利用許可の取消しによつて、利用者が被つた損害について、市は賠償の責めを負わない。

(駐車場内における損害についての責任)

第12条の17 駐車場内における盗難、破損、車両相互の接触又は衝突によつて生じた損害その他の火災事変又

は不可抗力による損害については、市は賠償の責めを負わない。ただし、市の責めによる損害については、この限りでない。

#### 第4章 雑則

(権利の譲渡禁止等)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(届出)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき
- (6) 第12条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為については、都市公園の使用の許可の際に徴収する。

- 2 都市公園の使用の期間が会計年度をまたぐものについては、初年度分は使用の許可の際、次年度以降の分については当該年度分をその年度の始めに徴収する。
- 3 使用料が特に多額であるか、又は特別の事情により一時に納付することが困難であると認めるときは、分割徴収することができる。

(使用料の減免)

第16条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項、同条第3項又は第12条の6の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつて、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第16条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第17条 第2条の4から第12条の2の6まで及び第13条から第16条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(污水处理施設の利用許可等)

第17条の2 都市公園内の污水处理施設で市長が別に定めるもの(以下「污水处理施設」という。)を利用して汚水を排除しようとする者は、別に定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

- 2 污水处理施設を利用することができる者は、当該污水处理施設が設置された都市公園における公園施設の設置者又はこれに準ずる者その他市長が認める者とする。
- 3 市長は、第1項の規定による許可を受けた者(以下「污水处理施設利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、污水处理施設の利用を禁止し、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、污水处理施設利用者が被つた損害については、市は賠償の責めを負わない。

- (1) 条例その他の法令及びこの条例の規定に基づき別に市長が定めた事項に違反したとき。
- (2) 次条に規定する污水处理施設分担金又は第17条の4に規定する污水处理施設使用料を納付しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(污水处理施設分担金)

第17条の3 市長は、污水处理施設利用者に対し、污水处理施設分担金(以下「分担金」という。)を賦課し、これを徴収する。

2 分担金は、排水設備を污水处理施設に連絡する管に接続する際に賦課するものとし、その額は、污水处理施設利用者1人につき371,000円とする。

3 市長は、分担金を賦課したときは、当該分担金の額及びその納付期限等を污水处理施設利用者へ通知しなければならない。

4 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、污水处理施設利用者が分割納付の申出をしたときは、1年以内に分割して徴収することができる。

(污水处理施設使用料)

第17条の4 市長は、污水处理施設利用者から污水处理施設使用料を徴収するものとする。

2 污水处理施設使用料は、毎利用月において污水处理施設利用者が排除した汚水の量(以下「汚水量」という。)に応じ、別表3により算定した額に消費税等の率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(污水处理施設使用料の算定)

第17条の5 市長は、污水处理施設使用料の算定の基準日として、あらかじめ定例日を定める。

2 市長は、定例日における汚水量を基に、その日の属する月分(以下「当月分」という。)及び前月分として污水处理施設使用料を算定する。

3 前項の場合において、汚水量は、各月均等とみなす。ただし、当該汚水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を当月分に繰り入れる。

4 汚水量は、当該污水处理施設利用者の水道の使用水量とする。ただし、これにより難しい場合には、污水处理施設利用者から必要な資料の提出を求めて汚水量を認定することができる。

(特別な場合における污水处理施設使用料の算定)

第17条の6 污水处理施設の利用を休止し、又は廃止した場合その他市長が特に必要があると認めた場合は、定例日以外の日における汚水量を基に、污水处理施設使用料を算定することができる。

2 污水处理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は前項に規定する場合における基本料金は、別に定める日割計算の方法により算定する。

3 前項の場合における従量料金は、当該利用日数が30日を超えない場合にあってはその汚水量をもつて算定し、当該利用日数が30日を超える場合にあっては前条第2項及び第3項の規定の例により算定する。

(污水处理施設使用料の徴収方法)

第17条の7 污水处理施設使用料は、納入通知書により2箇月分をまとめて徴収する。

2 前条第1項に規定する場合における污水处理施設使用料は、その都度これを徴収することができる。

(分担金及び污水处理施設使用料の減免)

第17条の8 市長は、污水处理施設利用者が国又は地方公共団体である場合その他市長が必要と認める場合においては、分担金及び污水处理施設使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第17条の9 既納の使用料等(第11条及び第12条の9に規定する使用料、第17条の3第1項に規定する分担金並びに第17条の4第1項に規定する污水处理施設使用料をいう。)は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

## 第5章 罰則

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をしたもの
- (2) 第5条(第17条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第20条 詐欺その他不正の行為により使用料、分担金又は污水处理施設使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第22条 法第5条の3の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に権原に基いて都市公園の一部を使用している者は、その権原に基いてなお使用することができるものとされている期間、当該使用することについて法第5条第2項又は法第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入の日(以下「編入日」という。)前に春野町都市公園条例(昭和57年春野町条例第699号。以下「春野町条例」という。)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 4 編入日前に法第6条第1項又は第3項の規定により春野町長の許可を受けた者に係る使用料(平成19年度分までに限る。)及び前項の規定によりこの条例の相当規定に基づき許可を受けたものとみなされた者に係る使用料については、この条例の規定にかかわらず、春野町条例の例による。
- 5 編入日前にした春野町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和38年6月25日条例第38号)

- 1 この条例は、昭和38年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に都市公園の一部の占用の許可を受け、使用中のものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 高知市公園条例(昭和28年高知市条例第44号)は、廃止し、同条例に規定する桂浜公園及び筆山公園は、それぞれ当該名称をもつてこの条例による都市公園とする。

附 則(昭和39年3月30日条例第31号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年8月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年7月20日条例第15号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年10月15日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年3月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年8月1日条例第19号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年12月27日条例第56号)

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日条例第5号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年7月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月24日条例第39号)

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月15日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年12月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2及び別表3の規定は、高知市桂浜公園有料駐車場開設の日から施行する。

附 則(昭和49年7月1日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年9月10日条例第57号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(昭和49年12月25日条例第80号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年5月1日条例第19号)

この条例は、昭和50年5月3日から施行する。

附 則(昭和50年7月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年10月7日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月25日条例第67号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高知市立児童遊園条例(昭和41年条例第8号)の一部を次のように改正する。
  - 第3条中「別表2」を「別表1」に改める。
    - 附 則(昭和52年4月1日条例第10号)
    - この条例は、公布の日から施行する。
      - 附 則(昭和54年4月1日条例第19号)
      - この条例は、公布の日から施行する。
        - 附 則(昭和56年4月1日条例第13号)
        - この条例は、公布の日から施行する。
          - 附 則(昭和59年4月1日条例第17号)
          - この条例は、公布の日から施行する。
            - 附 則(昭和60年7月2日条例第36号)
            - この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
              - 附 則(昭和63年4月1日条例第8号)
              - この条例は、公布の日から施行する。
                - 附 則(平成3年12月25日条例第39号)抄
                - (施行期日)
  - 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
    - (道路占用料等に係る経過措置)
  - 4 第17条から第19条までの規定(以下この項において「改正規定」という。)による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に改正規定による改正前の条例の規定に基づき占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。
    - 附 則(平成5年4月1日条例第18号)
    - (施行期日)
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。
    - (経過措置)
  - 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。
    - 附 則(平成6年4月1日条例第20号)
    - (施行期日)
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。
    - (経過措置)
  - 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。
    - 附 則(平成6年10月1日条例第43号)
    - (施行期日)
  - 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
    - (経過措置)
  - 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
    - 附 則(平成7年4月1日条例第24号)
    - (施行期日)
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月1日条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る污水处理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る污水处理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る污水处理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成8年4月1日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表1(以下「改正後の別表1」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る使用料から適用し、施行日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に占用の許可を受けた物件で施行日以後引き続いて占用するもの(施行日以後占用の期間の満了により引き続いて占用の許可を受けたものを含む。以下「継続物件」という。)に係る平成8年度以後の年度分の使用料は、当該継続物件に係る当該年度分の使用料として改正後の別表1の規定により算定して得た額が当該継続物件に係る前年度分の使用料に1.1を乗じて得た額(以下「調整使用料額」という。)を超える場合には、当該調整使用料額とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(道路占用料等に係る経過措置)

- 4 第22条、第23条及び第24条(高知市都市公園条例第17条の3第4項の改正規定を除く。)の規定による改正後の条例の規定に基づく占用料又は使用料については、施行日以後に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料から適用し、施行日前に占用又は利用の許可を受けたものに係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

(下水道使用料等に係る経過措置)

- 5 第24条(高知市都市公園条例第17条の3第4項の改正規定に限る。)、第25条及び第26条の規定による改正後の条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して使用している污水处理施設、下水道又は団地下水道の使用で施行日から平成9年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成11年10月5日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る污水处理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る污水处理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る污水处理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第12条の規定による改正後の高知市都市公園条例(以下「改正後の都市公園条例」という。)別表1の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(高知市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に污水处理施設の利用の許可を受けている者は、改正後の都市公園条例第17条の2第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月1日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る污水处理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る污水处理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る污水处理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成17年4月1日条例第77号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月15日条例第119号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知市都市公園条例第15条の4第1項の規定に基づき委託している駐車場の管理については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月1日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年1月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月1日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例別表3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の下水の量に係る污水处理施設使用料から適用し、施行日前の下水の量に係る污水处理施設使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る污水处理施設使用料については、下水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた下水の量と施行日以後に係る日数に応じた下水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成22年10月1日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市都市公園条例第17条の6第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に污水处理施設の利用を開始し、若しくは現に休止しているその利用を再開した場合又は同条第1項に規定する場合における污水处理施設使用料の算定(以下「利用の開始等に係る污水处理施設使用料の算定」という。)から適用し、同日前の利用の開始等に係る污水处理施設使用料の算定については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月29日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき使用、利用、行為又は入居の許可又は承認を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年1月1日条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公園施設の設置等に係る使用料の経過措置)

11 第47条の規定による改正後の高知市都市公園条例第11条の規定は、平成26年4月1日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

12 第47条の規定による改正後の高知市都市公園条例第17条の4第2項の規定にかかわらず、平成26年4月1日前から継続して使用している污水处理施設の使用で同日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(平成26年4月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、平成26年4月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から平成26年4月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

13 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成28年1月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年10月1日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年1月1日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の汚水の量に係る污水处理施設使用料から適用し、施行日前の汚水の量に係る污水处理施設使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の属する月分に係る污水处理施設使用料については、汚水を各日均等に排除したものとみなし、施行日前に係る日数に応じた汚水の量と施行日以後に係る日数に応じた汚水の量のそれぞれの割合に応じて算定した額を合計して算出するものとする。

附 則(平成30年4月1日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(公の施設に係る使用料の経過措置)
- 2 第1条から第15条まで及び第17条から第40条までの規定による改正後の条例の規定に基づく使用料については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用又は利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日条例第45号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月5日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(高知市立児童遊園条例の一部改正)
- 2 高知市立児童遊園条例(昭和41年条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和6年10月1日条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年10月1日条例第102号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市都市公園条例の規定に基づく使用料は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可の申請をしたものに係る使用料から適用し、施行日前に利用の許可の申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

## 別表1

- 1 公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合

| 公園施設の種類 | 単位 | 金額 |
|---------|----|----|
|---------|----|----|

|                                               |                  |      |
|-----------------------------------------------|------------------|------|
| 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第5項、第6項及び第8項に定める公園施設 | 1平方メートル<br>1年につき | 700円 |
|-----------------------------------------------|------------------|------|

## 2 公園施設を管理する場合

| 公園施設の種類及び名称 | 金額                                                                                                                                        |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売店及び休憩所     | 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号)第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第4条により算出した額の範囲内 |

### 2の2 公募対象公園施設を設置し、又は管理する場合

| 公園施設の種類及び名称 | 単位               | 金額   |
|-------------|------------------|------|
| 宿泊施設        | 1平方メートル<br>1年につき | 700円 |

備考 公園施設の面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号の建築面積の算定方法によるものとする。

## 3 都市公園を占用する場合

| 占用物件名                          | 単位                                                                      | 金額               |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 電柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの  | 第1種電柱                                                                   | 1本 1年につき 1,000円  |
|                                | 第2種電柱                                                                   | 1本 1年につき 1,600円  |
|                                | 第3種電柱                                                                   | 1本 1年につき 2,200円  |
| 電話柱(支柱、支線柱及び支線を含む。)その他これに類するもの | 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第132条第2項第5号及び電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第8条による土地等の使用の対価 |                  |
| 送電塔その他これに類するもの                 | 1平方メートル 1年につき                                                           | 1,400円           |
| 公衆電話所                          | 電気通信事業法第132条第2項第5号及び電気通信事業法施行令第8条による土地等の使用の対価                           |                  |
| 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの       | 外径が0.4メートル未満                                                            | 1メートル 1年につき 190円 |
|                                | 外径が0.4メートル以上                                                            | 1メートル 1年につき 480円 |
| 工事用施設及び材料置場                    | 1平方メートル 1日につき                                                           | 30円              |
| 線類                             | 上空                                                                      | 1メートル 1年につき 10円  |
|                                | 地下                                                                      | 1メートル 1年につき 5円   |
| 露店その他                          | 1平方メートル 1月につき                                                           | 150円             |

備考 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

| 行為の種類                    |             | 単位            | 金額     |
|--------------------------|-------------|---------------|--------|
| 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為 |             | 1人 1月につき      | 600円   |
| 業として行う写真の撮影その他これに類する行為   |             | 1人 1月につき      | 700円   |
| 業として行う映画の撮影その他これに類する行為   |             | 撮影機1台 1時間につき  | 1,400円 |
| 興行                       |             | 1平方メートル 1日につき | 20円    |
| 第3条第1項第4号の行為             | 占有物件を設ける部分  | 1平方メートル 1日につき | 30円    |
|                          | 占有物件を設けない部分 | 1平方メートル 1日につき | 10円    |

別表2

| 自動車種別区分<br>＼ 区分 |              | 普通自動車  | 小型<br>・軽自動車 | 2輪自動車及び原動<br>機付自転車 | 自転車 |
|-----------------|--------------|--------|-------------|--------------------|-----|
| 駐車料金            | 1台1日         | 1,500円 | 500円        | 200円               | 無料  |
|                 | 1回につき        |        |             |                    |     |
| 定期駐車<br>料金      | 1台1箇月に<br>つき | —      | 6,220円      | —                  |     |

備考 この表において普通自動車、小型自動車及び軽自動車とは、それぞれ道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2輪自動車を除く。)の区分によることとする。

ただし、普通自動車のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に掲げる自動車種別分類番号3、30から39まで及び300から399までのものは、小型自動車に区分する。

別表3

| 使用料月額     |                            |         |
|-----------|----------------------------|---------|
| 基本料金      | 従量料金(1立方メートルにつき)           |         |
| 円<br>1030 | 汚水量                        | 料金      |
|           | 1立方メートルから 10立方メートルまで       | 円<br>27 |
|           | 10立方メートルを超え 20立方メートルまで     | 138     |
|           | 20立方メートルを超え 30立方メートルまで     | 166     |
|           | 30立方メートルを超え 50立方メートルまで     | 197     |
|           | 50立方メートルを超え 200立方メートルまで    | 258     |
|           | 200立方メートルを超え 1,000立方メートルまで | 315     |
|           | 1,000立方メートルを超えるもの          | 350     |

(目的)

第1条 この条例は、本市における歩きタバコの防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、歩きタバコを防止するために必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、もって安心して快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の者が自由に出入りし、利用できる場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 歩きタバコ等 公共の場所において、歩きながら又は立ち止まってタバコを吸うことその他一切のタバコを吸う行為（火の付いたタバコを持つ行為を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、歩きタバコ等の防止を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きタバコ等の防止についての意識啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、歩きタバコ等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する歩きタバコ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きタバコ等禁止区域の指定)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を歩きタバコ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該禁止区域の住民、町内会その他関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止区域内における歩きタバコ等の禁止)

第7条 市民等は、禁止区域内において歩きタバコ等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、タバコの火の適正な管理及び周囲の状況への十分な配慮ができるときは、この限りでない。

- (1) 公共の場所を管理する者が指定する場所においてタバコを吸うとき。
- (2) 携帯用吸殻入れを使用し、立ち止まってタバコを吸うとき。

(指導又は勧告)

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後３年以内に、この条例の規定の施行状況について検討を加え、その検討の結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

## 4 環境年表

| 年      | 国                                                                                                                                                                                        | 高知県                                                                                                     | 高知市                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                         | 条例・計画等                                                                                                                                     | その他                                                                                                                                                                                       |
| 昭和33以前 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃法（S29）</li> <li>・工業用水法（S31）</li> <li>・水質保全法（S33）</li> <li>・工場排水規制法（S33）</li> </ul>                                                             |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃条例（S29）</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・西日本パルプ（後の高知パルプ）操業開始。廃液を江ノ口川に放流。（S25）</li> <li>・住民と西日本パルプ間で協議書締結（S25）</li> <li>・災害管理委員会設置（S25）</li> </ul>                                          |
| 35     |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                         |                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・江ノ口川の汚染が顕著となる</li> </ul>                                                                                                                          |
| 37     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水法改正</li> </ul>                                                                                                                               |                                                                                                         |                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大谷清掃工場竣工</li> </ul>                                                                                                                               |
| 38     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙規制法改正</li> </ul>                                                                                                                              |                                                                                                         |                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                           |
| 39     |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                         |                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回のステーション収集方法を実施</li> <li>・浦戸湾を守る会結成</li> </ul>                                                                                                  |
| 40     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃法改正</li> </ul>                                                                                                                                 |                                                                                                         |                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                           |
| 42     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害対策基本法</li> </ul>                                                                                                                               |                                                                                                         |                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部庶務課 公害担当職員配置</li> <li>・宇賀清掃工場竣工</li> </ul>                                                                                                     |
| 43     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法</li> <li>・騒音規制法</li> </ul>                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働部環境衛生課に公害対策班を新設</li> <li>・県公害対策協議会設置</li> </ul>             |                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙測定開始</li> <li>・機構改革 安全対策室に安全対策課公害係を設置</li> </ul>                                                                                               |
| 44     |                                                                                                                                                                                          |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法の政令委任を受ける</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道処理場完成</li> <li>・高知市市民憲章制定</li> </ul>                                                                                                           |
| 45     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害対策本部設置</li> <li>・公害対策基本法改正（調和条項の削除）</li> <li>・大気汚染防止法改正（上乘せ規制等）</li> <li>・騒音規制法改正</li> <li>・水質汚濁防止法</li> <li>・廃掃法</li> <li>・海洋汚染防止法</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県公害防止条例</li> <li>・厚生労働部公害課新設</li> <li>・高知県公害対策本部設置</li> </ul>   |                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止設備資金融資制度発足</li> </ul>                                                                                                                         |
| 46     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁設置</li> <li>・悪臭防止法</li> </ul>                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止員設置</li> <li>・環境保全局新設（公害課）</li> <li>・衛生研究所に公害部設置</li> </ul> |                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革 安全対策部に公害対策課を設置。公害係配置</li> <li>・公害パトカーによる公害監視開始</li> <li>・市公害対策本部設置</li> <li>・県市町村公害行政担当職員連絡会議発足</li> <li>・浦戸湾を守る会、高知パルプの排水管に生コン投入</li> </ul> |
| 47     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初の環境白書</li> <li>・大気汚染防止法改正</li> <li>・水質汚濁防止法改正</li> <li>・自然環境保全法</li> </ul>                                                                      |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の拡大（高須地区）</li> <li>・公共用水域に対する環境基準類型指定</li> <li>・騒音規制区域の拡大（大津、介良地区）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革 公害対策課に公害検査室を設置</li> <li>・菖蒲谷清掃工場竣工</li> <li>・潮江地区ばい塵問題 港六社と住民間で公害防止協定締結</li> <li>・高知パルプ操業停止</li> </ul>                                       |

| 年   | 国                                                 | 高知県                          | 高知市                                      |                                                                          |
|-----|---------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                   |                              | 条例・計画等                                   | その他                                                                      |
| 48  | ・自然環境保全法改正<br>・都市緑地保全法                            | ・高知県公害防止センター新設<br>・環境保全指導員設置 | ・悪臭防止法の政令指定を受ける<br>・土地保全条例               | ・機構改革 環境管理部公害対策課となり、企画係、指導係を設置<br>・公害測定車を配置<br>・四国公害行政連絡協議会発足            |
| 49  | ・大気汚染防止法改正                                        |                              | ・水質汚濁防止法の政令指定を受ける<br>・みどりの環境の保全と創出に関する条例 | ・東孕し尿中継場竣工                                                               |
| 50  |                                                   | ・生活環境部新設(公害課)                | ・公害防止条例                                  | ・公害監視員制度発足<br>・市公害防止基本計画策定<br>・公害対策審議会発足<br>・機構改革 福祉生活部公害対策課となり、公害係1係となる |
| 51  | ・海洋汚染防止法改正<br>・振動規制法<br>・廃掃法改正                    | ・公害課を公害対策室に改称                |                                          | ・登録制による資源・不燃ごみ収集開始                                                       |
| 53  |                                                   | ・保健環境部設置(公害対策室)              |                                          |                                                                          |
| 54  | ・省エネ法                                             |                              |                                          |                                                                          |
| 55  | ・海洋汚染防止法改正                                        |                              |                                          | ・宇賀清掃工場竣工                                                                |
| 56  |                                                   | ・公害対策室を公害対策課に改称              | ・都市計画法の用途地域変更に伴う騒音規制区域の一部変更              | ・市公害対策審議会廃止                                                              |
| 58  | ・浄化槽法<br>・海洋汚染防止法改正                               |                              | ・振動規制法の政令委任を受ける                          |                                                                          |
| 59  |                                                   |                              |                                          | ・し尿陸上処理施設 東部環境センター正式稼働                                                   |
| 60  |                                                   |                              |                                          | ・機構改革 保健環境部公害対策課<br>・江ノ口川上流塚ノ原地区で生活排水対策運動実施<br>・三里最終処分場竣工                |
| 61  | ・海洋汚染防止法改正                                        |                              | ・ほたる条例                                   |                                                                          |
| 62  |                                                   |                              |                                          | ・機構改革 市民環境部環境課となり、公害係、自然保護係の2係<br>・鏡川清流保全条例検討委員会発足(63.3答申)               |
| 平成元 | ・大気汚染防止法改正<br>・水質汚濁防止法改正                          | ・清流保全条例公布                    | ・鏡川清流保全条例公布                              | ・鏡川清流保全審議会発足<br>・合併処理浄化槽設置補助制度開始<br>・プラスチックごみ収集開始<br>・浦戸湾七河川一斉清掃始まる      |
| 2   | ・自然環境保全法改正<br>・水質汚濁防止法改正                          | ・清流保全条例施行                    | ・鏡川清流保全条例施行                              |                                                                          |
| 3   | ・再生資源利用促進法<br>・廃掃法改正                              | ・高知県レッドデータブック刊行              | ・鏡川清流保全基本計画                              |                                                                          |
| 4   | ・海洋汚染防止法改正<br>・廃掃法改正                              |                              | ・水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定される             | ・鏡川清流保全基金設置<br>・高知クリーン推進会発足                                              |
| 5   | ・気候変動枠組条約締結<br>・省エネ・リサイクル支援法<br>・環境基本法(公害対策基本法廃止) |                              |                                          |                                                                          |

| 年  | 国                                                                                                                                   | 高知県                                                                               | 高知市                                 |                                                                                      |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                     |                                                                                   | 条例・計画等                              | その他                                                                                  |
| 6  | ・第一次環境基本計画                                                                                                                          | ・新荘川清流保全計画策定                                                                      | ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例<br>・生活排水対策推進計画 | ・エコサイクル高知設立                                                                          |
| 7  | ・悪臭防止法改正<br>・大気汚染防止法改正<br>・海洋汚染防止法改正<br>・容器包装リサイクル法                                                                                 |                                                                                   | ・一般廃棄物処理基本計画                        |                                                                                      |
| 8  | ・大気汚染防止法改正<br>・水質汚濁防止法改正<br>・海洋汚染防止法改正                                                                                              | ・高知県環境基本条例                                                                        | ・都市美条例                              | ・冬季鏡川一斉清掃始まる<br>・し尿処理手数料改定                                                           |
| 9  | ・新エネルギー法<br>・環境影響評価法<br>・廃掃法改正<br>・京都議定書採択                                                                                          |                                                                                   | ・環境基本条例                             |                                                                                      |
| 10 | ・海洋汚染防止法改正<br>・家電リサイクル法<br>・地球温暖化対策推進法                                                                                              |                                                                                   |                                     | ・中核市へ移行<br>・機構改革 環境下水道部環境対策課環境保全係、減量リサイクル係、産業廃棄物係の3係<br>・'98' 豪雨でメッキ工場水没。青酸ナトリウム流失事故 |
| 11 | ・ダイオキシン特措法                                                                                                                          | ・仁淀川清流保全計画                                                                        | ・ダイオキシン類による健康被害の防止と生活環境の保全に関する条例    | ・三里最終処分場拡張工事終了                                                                       |
| 12 | ・悪臭防止法改正<br>・海洋汚染防止法改正<br>・建設リサイクル法<br>・グリーン購入法<br>・循環型社会形成推進基本法<br>・浄化槽法改正<br>・廃掃法改正<br>・容器包装リサイクル法完全施行<br>・食品リサイクル法<br>・第二次環境基本計画 | ・高知県レッドリスト（動物編）発表<br>・高知県レッドリスト（植物編）発表<br>・高知県レッドデータブック（植物編）発行<br>・安芸川・伊尾木川清流保全計画 | ・環境基本計画<br>・里山保全条例                  | ・機構改革 環境部設置<br>・ペットボトルの拠点回収開始<br>・「エコタウン高知市・事業計画」が国の認証を受ける                           |
| 13 | ・環境省発足<br>・家電リサイクル法本格施行<br>・PCB特措法<br>・浄化槽法改正                                                                                       | ・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例                                                        | ・環境保全率先実行計画策定                       | ・プラスチック製容器包装分別収集開始                                                                   |
| 14 | ・土壌汚染対策法<br>・地球温暖化対策推進法改正<br>・鳥獣保護法<br>・自動車リサイクル法<br>・海洋汚染防止法改正                                                                     | ・高知県レッドデータブック（動物編）発行                                                              |                                     | ・高知市清掃工場竣工<br>・ヨネッツこうち開館<br>・ISO14001認証取得（18年度まで）                                    |

| 年  | 国                                                                      | 高知県               | 高知市                                                |                                                   |
|----|------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|    |                                                                        |                   | 条例・計画等                                             | その他                                               |
| 15 | ・省エネ・リサイクル支援法改正<br>・廃掃法改正<br>・第一次循環型基本計画                               |                   | ・第2次一般廃棄物処理基本計画策定                                  |                                                   |
| 16 | ・京都議定書発効<br>・廃掃法改正<br>・海洋汚染防止法改正<br>・大気汚染防止法改正<br>・特定外来生物法             |                   |                                                    | ・ごみ処理手数料改定                                        |
| 17 | ・自動車リサイクル法全面施行<br>・廃掃法改正<br>・浄化槽法改正<br>・地球温暖化対策推進法改正                   |                   |                                                    | ・鏡村、土佐山村と合併                                       |
| 18 | ・第三次環境基本計画<br>・地球温暖化対策推進法改正<br>・鳥獣保護法改正<br>・海洋汚染防止法改正<br>・容器包装リサイクル法改正 | ・清流四万十川総合プラン21策定  | ・第2次生活排水対策推進計画<br>・第2次環境保全率先実行計画                   | ・機構改革 ごみ減量推進課を設置                                  |
| 19 | ・海洋汚染防止法改正<br>・食品リサイクル法改正                                              |                   | ・新鏡川清流保全基本計画                                       | ・機構改革 環境保全課に生活排水係を設置<br>・エコ・パーク宇賀完成<br>・ごみ処理手数料改定 |
| 20 | ・省エネ法改正<br>・生物多様性基本法<br>・地球温暖化対策推進法改正<br>・第二次循環基本計画                    | ・物部川清流保全計画        |                                                    | ・春野町と合併<br>・機構改革 春野環境センターを設置                      |
| 21 | ・土壌汚染対策法改正<br>・自然環境保全法改正                                               |                   | ・高知市地球温暖化防止対策地域推進計画                                | ・機構改革 環境政策課とごみ減量推進課を統合し、環境政策課となる                  |
| 22 | ・大気汚染防止法改正<br>・水質汚濁防止法改正<br>・海洋汚染防止法改正<br>・廃掃法改正<br>・名古屋議定書（愛知目標）      |                   | ・歩きたばこ等の防止に関する条例                                   | ・機構改革 みどり課が環境部となる<br>・環境政策課に低炭素都市推進室を設置           |
| 23 | ・環境影響評価法改正<br>・水質汚濁防止法改正                                               | ・高知県レッドリスト（植物編）改訂 |                                                    | ・市内全域で雑がみ収集開始                                     |
| 24 | ・第四次環境基本計画<br>・小型家電リサイクル法<br>・海洋汚染防止法改正<br>・生物多様性国家戦略2012-2020         |                   | ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に、資源物等のステーションからの持ち去りを禁止する条項を追加 | ・機構改革 新エネルギー推進課を設置し、環境政策課から低炭素都市推進室を廃止            |

| 年  | 国                                                                                                                                                       | 高知県                                                                                                                | 高知市                                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                         |                                                                                                                    | 条例・計画等                                                                                                                                                                                         | その他                                                                                                    |
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策計画策定</li> <li>・地球温暖化対策推進法改正</li> <li>・特定外来生物法改正</li> <li>・大気汚染防止法改正</li> <li>・第三次循環型基本計画</li> </ul>      |                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次一般廃棄物処理基本計画</li> <li>・第二次高知市環境基本計画</li> <li>・高知市新エネルギービジョン</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革 環境保全課 自然保護係を環境政策課に移管</li> </ul>                           |
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水循環基本法</li> <li>・エネルギー基本計画</li> <li>・鳥獣保護法改正</li> <li>・海洋汚染防止法改正</li> <li>・国民の祝日「山の日」</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとこのいのちをつなぐこうちプラン～生物多様性こうち戦略～</li> <li>・高知県災害廃棄物処理計画Ver.1</li> </ul>     |                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革 みどり課を都市建設部に移管し、春野環境センターを廃止</li> </ul>                     |
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法改正</li> <li>・廃掃法改正</li> <li>・水循環基本計画</li> <li>・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択</li> <li>・パリ協定採択</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次仁淀川清流保全計画</li> </ul>                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市災害廃棄物処理計画Ver.1</li> </ul>                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンセンター新築移転</li> <li>・機構改革 廃棄物対策課ごみ減量推進担当を環境政策課に移管</li> </ul> |
| 28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策推進法改正</li> <li>・地球温暖化対策計画</li> <li>・パリ協定（気候変動）発効</li> </ul>                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県新エネルギービジョン改定</li> <li>・高知県環境基本計画第四次計画</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）</li> <li>・第4次高知市環境保全率先実行計画～エコオフィスプラン～</li> <li>・高知市公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針</li> <li>・2016高知市緑の基本計画</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市「COOL CHOICE」宣言</li> </ul>                                  |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染対策法改正</li> <li>・廃掃法改正</li> </ul>                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県レッドリスト（動物編）改訂</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017鏡川清流保全基本計画</li> <li>・2017高知市緑の基本計画実施計画</li> </ul>                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革 環境政策課に環境施設対策室を設置</li> </ul>                               |
| 30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次環境基本計画</li> <li>・第四次循環基本計画</li> <li>・気候変動適応法</li> <li>・気候変動適応計画</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県レッドデータブック2018動物編発行</li> </ul>                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市新エネルギービジョン（改定版）</li> </ul>                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市ふれあい収集（試行収集）</li> <li>・「よさこい×COOL CHOICEリーダー」認定</li> </ul>  |
| 元  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全法改正</li> <li>・プラスチック資源循環戦略</li> <li>・食品ロス削減推進法</li> <li>・浄化槽法改正</li> <li>・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」採択</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとこのいのちをつなぐこうちプラン～生物多様性高知戦略～【改訂版】</li> <li>・高知県災害廃棄物処理計画Ver.2</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期高知市容器包装廃棄物分別収集計画</li> </ul>                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の改定等によるごみ・し尿処理手数料一部改定</li> </ul>                            |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法改正</li> <li>・プラスチック製買物袋の有料化（容器包装リサイクル法一部改正）</li> <li>・2050年カーボンニュートラル宣言</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県レッドリスト（植物編）改訂</li> </ul>                                                |                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市ふれあい収集を市内全域で実施</li> </ul>                                   |

| 年 | 国                                                                                                                                               | 高知県                                                                                         | 高知市                                                                                                                 |                                                                                                                                                    |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                                                                                                                                 |                                                                                             | 条例・計画等                                                                                                              | その他                                                                                                                                                |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策推進法改正</li> <li>・プラスチック資源循環法</li> <li>・気候変動適応計画</li> <li>・地球温暖化対策計画</li> <li>・グリーン成長戦略</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県環境基本計画第五次計画</li> <li>・第5期高知県廃棄物処理計画</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（区域施策編）改訂</li> <li>・高知市災害廃棄物処理計画Ver.2</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革 環境政策課及び新エネルギー推進課を統合し、新エネルギー・環境政策課に改称</li> <li>・機構改革 環境施設対策課新設</li> <li>・「2050年ゼロカーボンシティ」表明</li> </ul> |
| 4 |                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県レッドデータブック2022植物編発行</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10期高知市容器包装廃棄物分別収集計画</li> <li>・第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）</li> </ul>      |                                                                                                                                                    |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動適応法改正</li> </ul>                                                                                    |                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次高知市生活排水対策推進計画</li> <li>・第4次一般廃棄物処理基本計画</li> <li>・第三次高知市環境基本計画</li> </ul> |                                                                                                                                                    |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第六次環境基本計画</li> <li>・第五次循環基本計画</li> <li>・生物多様性国家戦略2023-2030</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとこのいのちをつなぐこうちプラン～生物多様性こうち戦略～【2024改定版】</li> </ul> |                                                                                                                     |                                                                                                                                                    |
| 7 |                                                                                                                                                 |                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第11期高知市容器包装廃棄物分別収集計画</li> </ul>                                             |                                                                                                                                                    |

---

## 令和7年度版 高知市環境白書

令和8年3月発行

編集発行 高知市環境部新エネルギー・環境政策課  
〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号  
TEL 088-823-9209

---